

羽島市環境基本計画

見直し案

2026 年 1 月

羽 島 市

目次

第1章 計画の基本事項	1
1-1. 計画策定の背景と趣旨	1
1-2. 計画の位置付け	2
1-3. 計画の期間.....	3
1-4. 計画の対象地域・範囲	3
第2章 環境の現状と課題.....	5
2-1. 環境を取り巻く社会情勢の動向.....	5
2-2. 本市の概況	9
2-3. 本市の環境の概況.....	18
2-4. 環境に関する市民意識.....	31
2-5. 計画の進捗状況.....	34
2-6. 本市の環境上の課題	40
第3章 望ましい環境像と基本目標.....	43
3-1. 望ましい環境像.....	43
3-2. 基本目標	44
3-3. 施策体系.....	46
第4章 環境施策	48
基本目標1. 環境意識の向上	48
基本目標2. 快適な生活環境.....	52
基本目標3. 循環型社会の形成.....	56
基本目標4. 自然との共生	60
基本目標5. 脱炭素社会の実現.....	63
目標指標一覧	67

第5章 羽島市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)	69
5-1. 環境を取り巻く社会情勢の動向	69
5-2. 羽島市の地球温暖化対策の取組み	72
5-3. 地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づく取組み	73
5-4. 温室効果ガス排出量の状況	77
5-5. 二酸化炭素排出量の状況	78
5-6. 再生可能エネルギーの導入状況	80
5-7. 二酸化炭素排出量の将来推計	81
5-8. 二酸化炭素排出量の削減目標の設定	82
5-9. 電力の排出係数低減による削減効果	84
5-10. 温室効果ガス削減シナリオ	85
5-11. 2050年度ゼロに向けた2035年度、2040年度の見通し	89
5-12. 施策目標(二酸化炭素排出量削減に向けた取組み(緩和策))	90
5-13. 基本目標	91
5-14. 気候変動に対する適応策	100
 第6章 計画の推進	 103
6-1. 計画の推進体制	103
6-2. 計画の進行管理	104
 資料編	 105
羽島市環境基本条例	105
羽島市環境審議会運営要綱	109
羽島市環境審議会委員名簿	110
計画策定の経緯	111

第1章 計画の基本事項

1-1 計画策定の背景と趣旨

本市では、2019（平成31）年に施行した「羽島市環境基本条例」において、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策の基本となる事項を定めており、これらを踏まえ、第8条第1項の規定に基づき、2021（令和3）年3月に「羽島市環境基本計画」を策定し、環境施策を推進してきました。

また、地球温暖化対策として、2006（平成18）年3月に『第1次羽島市環境保全実行計画』を策定。2021（令和3）年3月には『羽島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）』を策定し、省エネルギー化の推進等の取組みにより、温室効果ガス排出量の削減を図ってきました。

その一方で、地球温暖化の進行や、特定外来生物による生態系への被害、エネルギー問題の顕在化等、本市の環境を取り巻く状況は変化しています。

このような状況の中、世界では温室効果ガス排出削減等の国際枠組みとなる「パリ協定」や、持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、近年では、温室効果ガス排出量を実質ゼロにする、カーボンニュートラル（脱炭素）をはじめ、サーキュラーエコノミー（循環経済）やネイチャーポジティブ（自然再興）に係る取組み等、持続可能な社会の実現に向けた取組みが加速しています。

こうした中、国は2020（令和2）年10月に2050（令和32）年までにカーボンニュートラルの実現を目指すことを表明し、本市においても、2021（令和3）年3月に「羽島市ゼロカーボンシティ宣言」を行いゼロカーボンシティへの挑戦を表明しました。

また、国が2024（令和6）年に策定した「第六次環境基本計画」では、「現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング／高い生活の質」の実現が環境政策の最上位の目標として掲げられています。

温室効果ガス排出量の削減や、市民のウェルビーイングの実現に向けては、市民・事業者及び市が一体となって環境施策を推進していくことが必要となります。

本市では、このたび「羽島市環境基本計画」（以下「本計画」という。）の中間年度を迎えるにあたり改定を進めるとともに、地球温暖化対策の個別計画である「羽島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を統合し、より総合的、多角的に環境施策の推進を図ります。

このたび、これらの考え方に沿って、持続可能な社会の構築を図るとともに、市民一人ひとりのウェルビーイングを実現することを目指して、2030（令和12）年度までを計画期間とし、本計画を策定します。

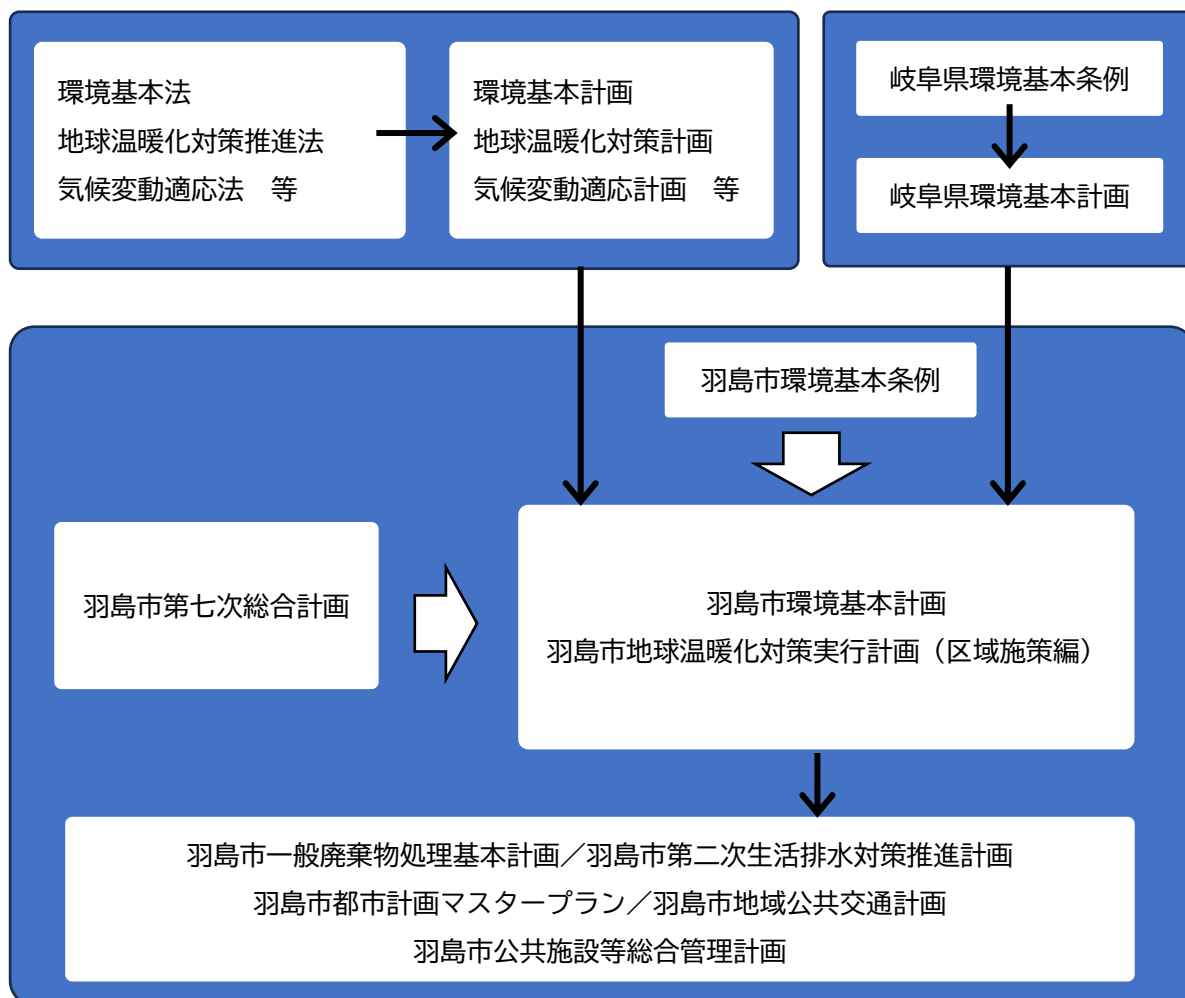
1-2 計画の位置付け

本計画は、「羽島市第七次総合計画」を上位計画とし、「羽島市環境基本条例」第8条第1項の規定に基づき策定し、羽島市の環境行政における総合的な指針として位置づけられるものです。

また、羽島市の地球温暖化対策の拡充を図るとともに、一体的に取り組みを推進するため、「羽島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を内包しています。

本計画の推進にあたっては、国の法令や県の条例及び計画を反映しつつ、本市の他の分野の計画とも整合を図り、環境の保全及び創出を推進することになります。

【計画の位置付け】

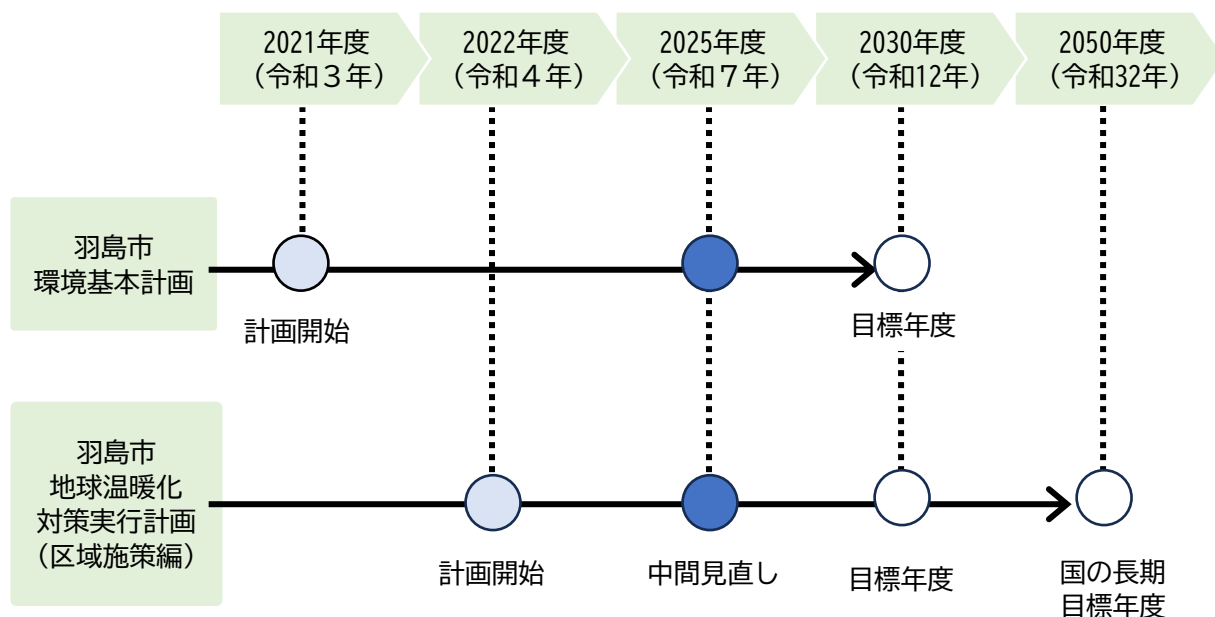


1-3 計画の期間

本計画の計画期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間とし、中間年度の2025（令和7）年度に見直しを行います。

なお、「羽島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の計画期間については、2022（令和4）年度～2030（令和12）年度とし、また、羽島市環境基本計画の見直しに併せて、2025（令和7）年度に中間見直しを行います。

【計画の期間】



1-4 計画の対象地域・範囲

(1) 計画の対象地域

本計画の対象地域は、本市全域とします。ただし、市単独では解決が容易でない問題については、周辺自治体や県、国との連携を図ります。

(2) 計画の対象範囲

「羽島市環境基本条例」に示されたとおり、市民・事業者及び市が互いに協力して、環境への負荷を低減し、事業活動によって生じる公害を防止し、豊かで快適な環境の保全及び創出に努めなければなりません。

地球環境の保全は、私たちの日々の生活と密接に関わっていることから、環境意識向上のため、環境への取組みについて理解を深める環境教育や情報提供、体制の構築等取組みの基盤となる内容が必要です。また、地球温暖化対策や資源循環、生物多様性の保全についても配慮する必要があります。

区分	対象
環境意識の向上	環境教育／情報発信／情報啓発／環境啓発／協働発信
快適な生活環境	生活環境／大気、騒音、振動
循環型社会の形成	循環型社会／廃棄物／リサイクル（5 R [※] 等）
自然との共生	自然環境の保全／動植物／希少種、外来種／生物多様性／地産地消
脱炭素社会の実現	脱炭素社会／温室効果ガス／再エネ／省エネ／公共交通



豊かで快適な環境の保全及び創出／現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保
--

※5 R

ごみを出さない（リデュース）、再利用できるものは利用する（リユース）、資源として再び利用する（リサイクル）、ごみとなるものの発生自体を抑止する（リフューズ）、壊れても修繕する（リペア）を指す。

(3) 計画の対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項では、温室効果ガスとして以下の7つの物質を規定しています。本計画では、本市の温室効果ガス排出量の99.9%以上を占める二酸化炭素を対象とします。

温室効果ガス	概要	地球温暖化係数 [※]
二酸化炭素（CO ₂ ）	主に化石燃料を燃焼させると発生し、廃棄物の焼却によって排出されます。	1
メタン（CH ₄ ）	自動車の走行や燃料の燃焼、廃棄物の焼却、家畜や天然ガスの生産等から発生します。	25
一酸化二窒素（N ₂ O）	自動車の走行や燃料の製造、廃棄物の焼却、窒素肥料の使用や工業活動に伴って放出されます。	298
ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）	冷蔵庫、エアコンやカーエアコンの使用・廃棄時等に排出されます。	数百から1万程度
パーフルオロカーボン類（PFCs）	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出されます。	数千から1万程度
六フッ化硫黄（SF ₆ ）	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出されます。	22,800
三フッ化窒素（NF ₃ ）	半導体素子等の製造、NF ₃ の製造によって排出されます。	17,200

※地球温暖化係数

二酸化炭素を基準（=1）として各物質が一定の見積り期間内で温暖化をもたらす影響を示した数値です。地球温暖化係数は、温室効果の見積り期間の長さによって数値は変化します。

第2章 環境の現状と課題

2-1 環境を取り巻く社会情勢の動向

(1) 世界の動向

①持続可能な開発目標

SDGsとは、「Sustainable Development Goals」の略で、2015（平成27）年9月の「国連持続可能な開発サミット」で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016（平成28）年から2030（令和12）年までを目標に、世界全体の経済・社会・環境を調和させる取組みとなっており、17のゴール（目標）と169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsの17のゴールを目指す取組みは、地方公共団体や事業者等にも広がっています。



資料：国際連合広報センターHP (<https://www.unic.or.jp/>)

②地球温暖化対策の国際的な取り決め

2015（平成27）年12月に開催された「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」では、世界の196か国・地域が合意し「パリ協定」が採択され、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べ2℃未満に抑える目標「2℃目標」を追求すること等を決定しました。

また、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の「1.5℃特別報告書」によると、気温上昇を約1.5℃に抑制することには明らかな便益があること、そのためには、2050（令和32）年頃にはCO2排出量を正味ゼロにする必要があること等が示されています。

さらに、2021（令和3）年の「第6次評価報告書」では、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と報告されました。これを受け、世界各国と地域でカーボンニュートラルの実現を目標とした動きが広がっています。

(2) 国の動向

①第六次環境基本計画

近年、地球温暖化が進行し、地球環境への多大な影響も取り沙汰されている中、2024（令和6）年5月に閣議決定された国の「第六次環境基本計画」では、人類の活動は環境収容力を超過しており、それに伴い地球が直面する「気候変動」「生物多様性の損失」「汚染」という3つの危機に直面していると指摘しています。

そのため、環境・経済・社会の統合的向上への高度化を図り、環境収容力を守り、環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の実現を目指し、「環境保全と、それを通じた現在及び将来の国民一人一人の『ウェルビーイング／高い生活の質』」を最上位の目的とするとしています。

②循環型社会の形成に向けた計画策定

2024（令和6）年8月に閣議決定された「第5次循環型社会形成推進基本計画」では、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済への移行を前面に打ち出しており、その移行は気候変動、生物多様性の損失、環境汚染等の社会的課題を解決し、産業競争力の強化、経済安全保障、地方創生、質の高い暮らしの実現にも資するものとしています。

さらに、循環経済への移行により循環型社会を形成することを国家戦略として位置付け、地域の循環システムの構築や、ライフサイクル全体での資源循環、持続可能な地域と社会づくり等、循環経済への移行の方向性を示しています。

③国のカーボンニュートラル宣言

2020（令和2）年10月、首相所信表明演説で「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言されました。

また、2025（令和7）年2月には、国の「地球温暖化対策計画」が改訂され、新たな削減目標（2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す）及びその実現に向けた対策・施策が位置付けられています。

今後は、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路を弛まず着実に歩んでいくことを示すことで、政策の継続性・予見性を高め、脱炭素に向けた取組み・投資やイノベーションを加速させるとともに、排出削減と経済成長の同時実現に資する地球温暖化対策を推進していくとしています。

④再生可能エネルギーの主力電力化

2025（令和7）年2月、「第7次エネルギー基本計画」が閣議決定されました。この計画では、2040年に向けDXやGXの進展による電力需要増加が見込まれる中、「GX2040ビジョン」を一体的に遂行するとともに、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入し、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指すとしています。

⑤生物多様性の保全

2023（令和5）年3月、「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定されました。本戦略では、生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への統合的対応の他、2030（令和12）年までに生物多様性の損失を止め、反転させて自然を回復軌道に乗せるネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を図るとともに、日本の保護地域を2030（令和12）年までに陸と海の30%以上に拡大する「30by30」の取り組み等により健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復に取り組んでいくとしています。

⑥気候変動適応策の推進

既に起こりつつある気候変動影響の防止・軽減のための備えとして、2018（平成30）年6月に「気候変動適応法」が成立し、同年11月に「気候変動適応計画」が閣議決定されました。

「気候変動適応計画」では、影響が既に生じているまたはそのおそれがある主要な7つの分野（「農業・森林業・水産業」、「水環境・水資源」、「自然生態系」、「自然災害・沿岸域」、「健康」、「産業・経済活動」、「国民生活・都市生活」）が明示され、関係府省庁が連携して気候変動適応策を推進することとしています。

また、近年の熱中症による死亡者数の増加を受けて2023（令和5）年に「気候変動適応法」が一部改正されました。この一部改正により、熱中症対策の強化や、死亡者数を現状から半減する目標等が追加され2024（令和6）年から全面施行されています。

(3) 県の動向

県では、1995（平成7）年3月に制定された「岐阜県環境基本条例」に基づき、1996（平成8）年3月に「岐阜県環境基本計画」を策定して以降、環境の保全及び創出に関する取組みを推進してきました。

また、2020（令和2）年12月には、県議会定例会において知事が2050（令和32）年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする「脱炭素社会ぎふ」の実現を目指すことを表明しています。

2021（令和3）年3月には、「岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画」を策定。2023（令和5）年3月には一部改訂し、2030（令和12）年度における温室効果ガス排出量を2013年度比48%削減、さらに50%の高みに向けて各種施策を展開しています。

2-2 本市の概況

(1) 沿革

古くは伊勢湾に続く海の中にあり、その後地殻変動により現在の形になりました。この一帯は低地で、木曾三川の氾濫により洪水に悩まされ続けてきました。そのため、江戸時代の1754（宝暦4）年から1755（宝暦5）年にかけて幕府の命令により、薩摩義士の手によって三川分流工事が行われました。こうした先人達の努力により、この地は豊かな穀倉地帯に変わり、明治以降も農産物や美濃織の集散地として発展してきました。

1954（昭和29）年4月1日、当時羽島郡南部の1町9ヵ村（竹ヶ鼻町、正木村、足近村、小熊村、上中島村、下中島村、江吉良村、堀津村、福寿村及び桑原村）が合併して、羽島市が誕生しました。

1964（昭和39）年に東海道新幹線岐阜羽島駅が開業し、1983（昭和58）年に名神高速道路岐阜羽島インターチェンジが供用開始しました。本市は、交通の要衝として大きく発展をとげてきました。

(2) 地勢

本市は岐阜県西南部に位置し、北は岐阜市、大垣市、笠松町、西は海津市、安八町、輪之内町、東と南は愛知県一宮市、稲沢市に接しています。

市域は東西に8.77km、南北に12.86kmで、市域の大半を一級河川である木曾川と長良川に挟まれた三角形のような形をしています。総面積は53.66km²です。

濃尾平野の北西部に位置し、地形分類学的には低地（谷底平野・氾濫平野）となっています。



【羽島市の概要】

市役所の位置	東　　西		南　　北			
	経度・地名		距離	緯度・地名		距離
東経 136° 42′ 10″	極東	東経 136° 45′ 24″ 正木町南及	8.77km	極南	北緯 35° 14′ 22″ 桑原町小藪	12.86km
北緯 35° 19′ 10″		極西		東経 136° 39′ 36″ 桑原町西小藪	極北	
市役所の海拔	6.96m					

資料：羽島市統計書

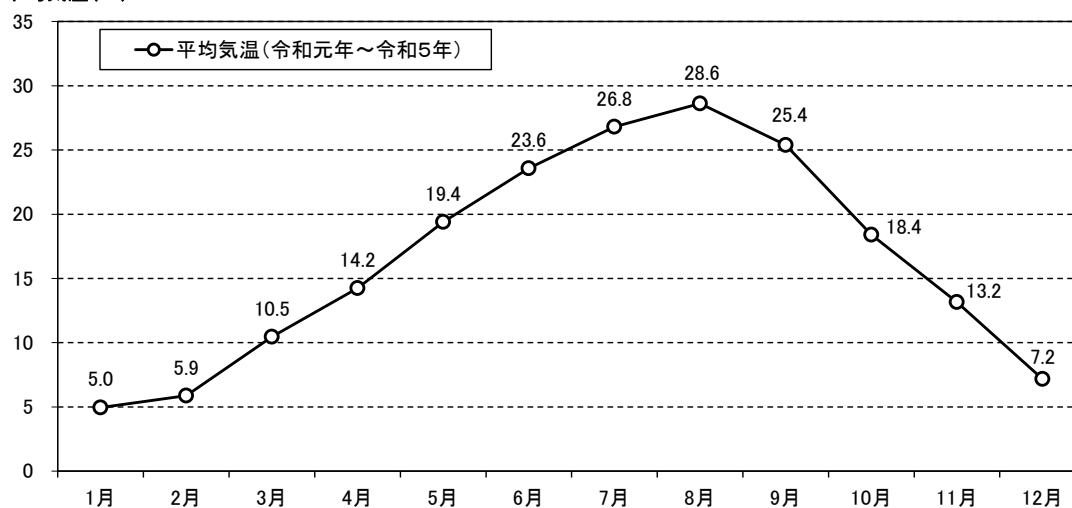
(3) 気象

本市の気象は、最も生活に適した海洋性温帯気候に属し、平均気温は16.5℃と比較的温暖です。

しかし、伊勢湾の最奥部に位置することと、冬季に北西から吹く季節風「伊吹おろし」の通り道にあたることから、夏は暑く冬は寒い内陸性気候も示しており、太平洋岸とは異なった気象条件を呈しています。

【月別平均気温】

平均気温(℃)



資料：羽島市統計書

(4) 土地利用の状況

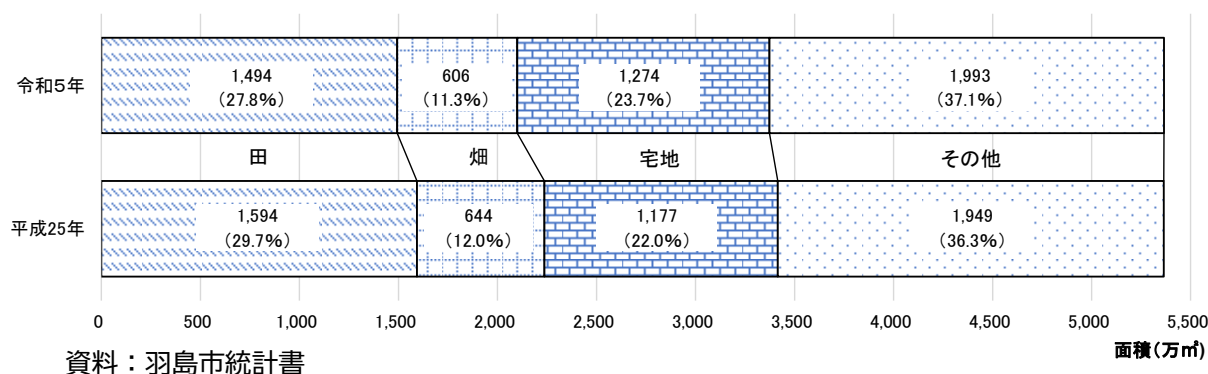
本市の総面積 53.66 km²のうち、田が約 28%と最も多く、次いで宅地が約 24%、畑が約 11%となっています。

2023（令和5）年と 2013（平成25）年を比較すると、田・畑の面積が減少し、宅地の比率が増えています。

耕地や水田の面積率を見ると、本市の耕地面積率は全国平均や岐阜県平均と比較して3倍以上と高い比率となっています。

水田面積率も全国平均より多く、岐阜県平均と概ね同程度です。

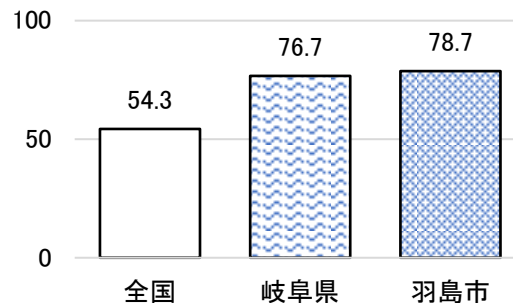
【土地利用の変遷】



【耕地面積率（％）（2023（令和5）年度）】



【水田面積率（％）（2023（令和5）年度）】



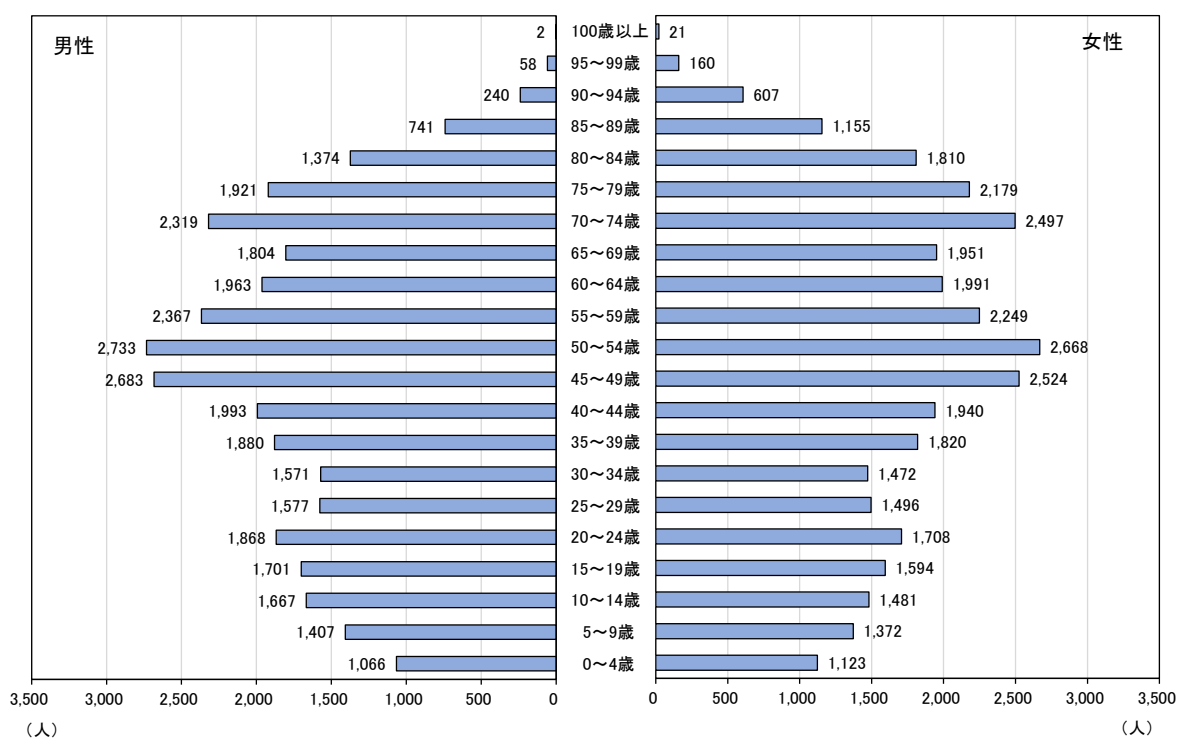
資料：グラフと統計でみる農林水産業（農林水産省 わがマチわがムラ）岐阜県羽島市詳細データ

(5) 人口の状況

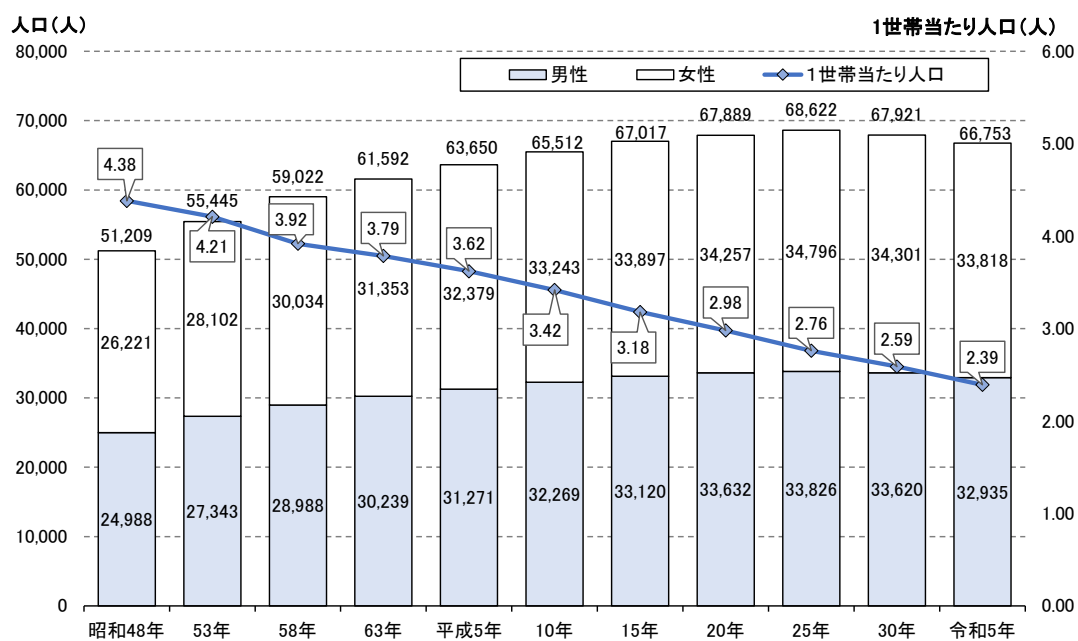
総人口における年齢別人口を見ると、男女ともに50～54歳が最も多くなっています。また、65歳以上の高齢者が占める割合は男性で約26%、女性で約32%となっている一方、19歳以下の未成年者が占める割合は男性で約18%、女性で約17%となっています。

本市の人口は、2013（平成25）年の68,622人をピークに減少傾向となっており、2023（令和5）年には66,753人と10年間で約2,000人減となっています。1世帯当たりの人口も2013（平成25）年の2.76人から、2023（令和5）年には2.39人と減っており、核家族化が進行していることが伺えます。

【年齢別人口(総人口)(2023(令和5)年度)】



【人口・世帯数の推移】



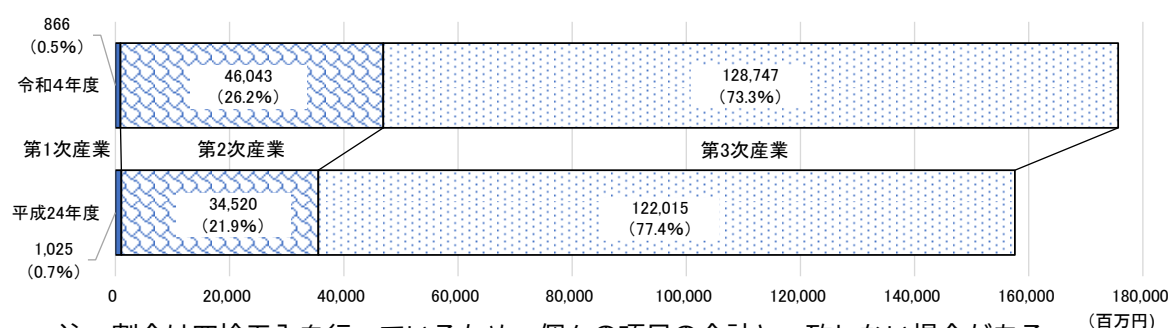
(6) 産業の状況

①産業の状況

本市の産業の割合を総生産額で見ると、第3次産業の占める割合が約73%と最も多く、次いで第2次産業（製造業や建設業等）が約26%、第1次産業（農林水産業）は0.5%となっており、就業者数で見ても、第3次産業が多くなっています。

一方、経済活動別総生産を2022（令和4）年と2012（平成24）年と比較すると、第3次産業が約77%から約73%と減少し、第2次産業が約22%から26%と増加しています。

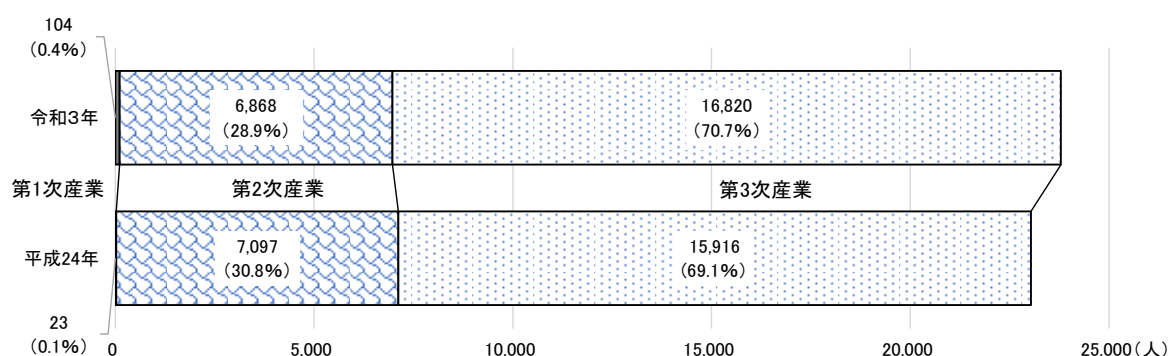
【経済活動別総生産の変遷】



注：割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と一致しない場合がある。

資料：岐阜県統計データ

【産業大分類別就業者数（民営）の変遷】



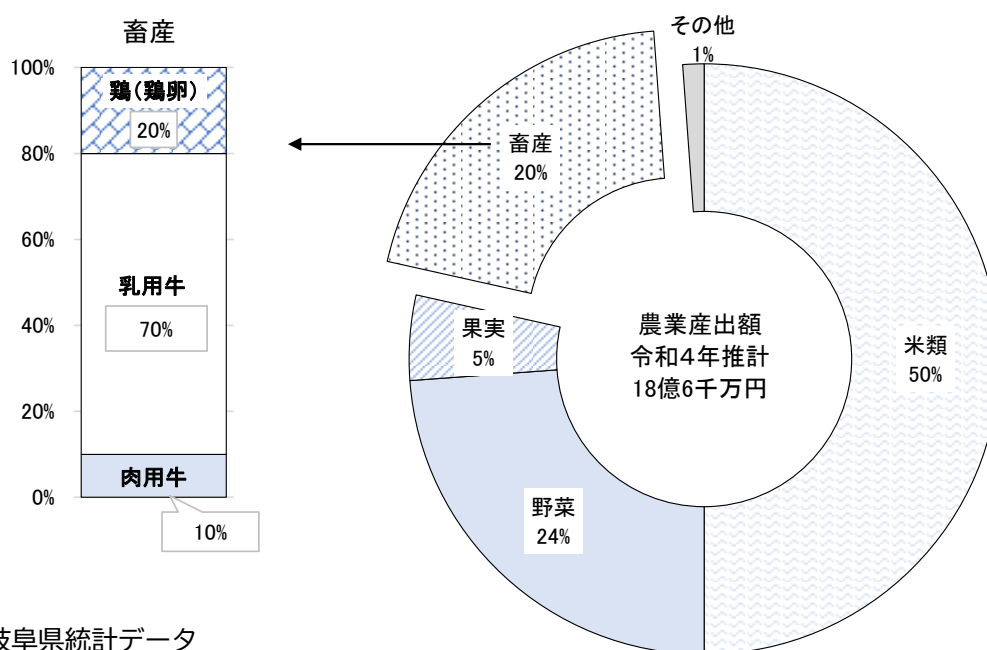
注：割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と一致しない場合がある。

資料：岐阜県統計データ

②農業の状況

2022（令和4）年の農業産出額（推計）を見ると、米類が50%と最も多く、次いで野菜が24%、畜産が20%、果実が5%、となっています。畜産の内訳を見ると、乳用牛が70%と最も多く、次いで鶏（鶏卵）が20%、肉用牛が10%となっています。

【農業産出額（令和4年推計）】



資料：岐阜県統計データ

(7) 交通の状況

本市の中央部を東西に東海道新幹線と名神高速道路が通っており、それぞれ岐阜羽島駅と岐阜羽島インターチェンジがあります。また岐阜羽島駅に隣接して、名古屋鉄道（竹鼻線・羽島線）の新羽島駅があり、市の北部方向に鉄道が通っています。

また、市内には羽島市コミュニティバスが走っており、市内の各所をつないでいます。

近年の傾向をみると、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け2020（令和2）年度に激減した公共交通機関の利用者数は復調傾向が見られるものの、車両の保有台数はコロナ禍を受けても増加傾向となっており、過度な自動車利用の傾向が見られます。

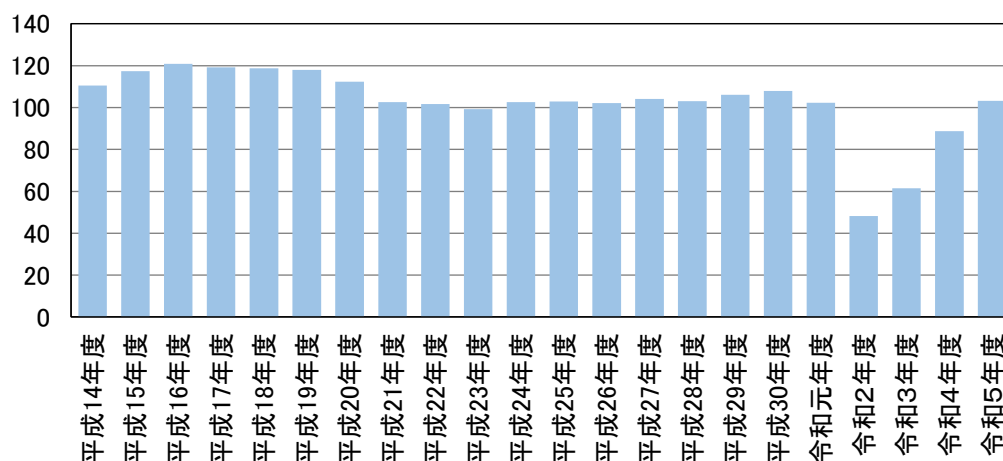
①公共交通機関の利用状況

■新幹線（岐阜羽島駅）

新幹線の利用状況として岐阜羽島駅の利用客数の推移を見ると、2002（平成14）年度～2008（平成20）年度は概ね110万～120万人であるのに対し、2009（平成21）年度～2019（令和元）年度は概ね100万～110万人と減少。2020（令和2）年度はコロナ禍の影響で50万人を下回るものの、2023年（令和5）年度には概ね100万人とコロナ禍前の利用者数に復調していることが伺えます。

【岐阜羽島駅の利用状況】

年利用者数
（万人）



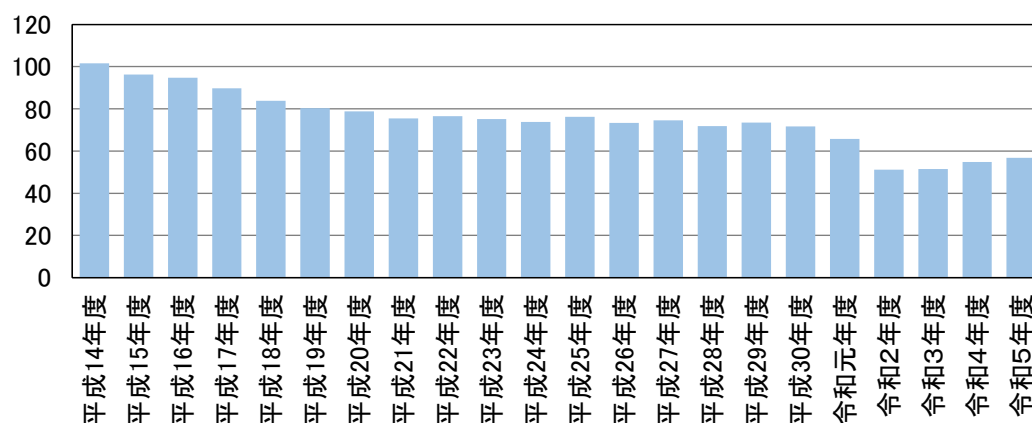
資料：羽島市統計書

■名古屋鉄道（竹鼻線・羽島線）

名古屋鉄道（竹鼻線・羽島線）の利用状況として、羽島市役所前駅の利用客数の推移を見ると、2002(平成14)年度以降減少傾向となっており、2020(令和2)年度以降は若干復調傾向が見られるものの、50万人台となっています。

【羽島市役所前駅の利用状況】

年利用者数
(万人)



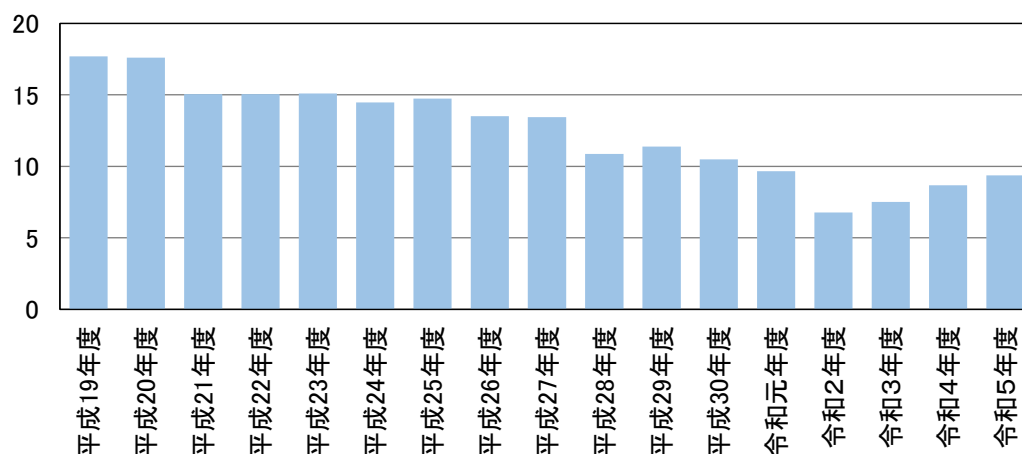
資料：羽島市統計書

■コミュニティバス

本市のコミュニティバスの利用状況の推移を見ると、利用者は2008（平成20）年度以降、概ね減少傾向となっており、さらにコロナ禍の影響もあり、2020（令和2）年度利用者は7万人を下回っています。一方2021（令和3）年度以降、復調傾向が見られ、2023（令和5）年には93,799人となっています。

【コミュニティバスの利用状況】

利用者数(万人)



注：2016（平成28）年度に運行路線の一部が変更となっています。

資料：羽島市統計書

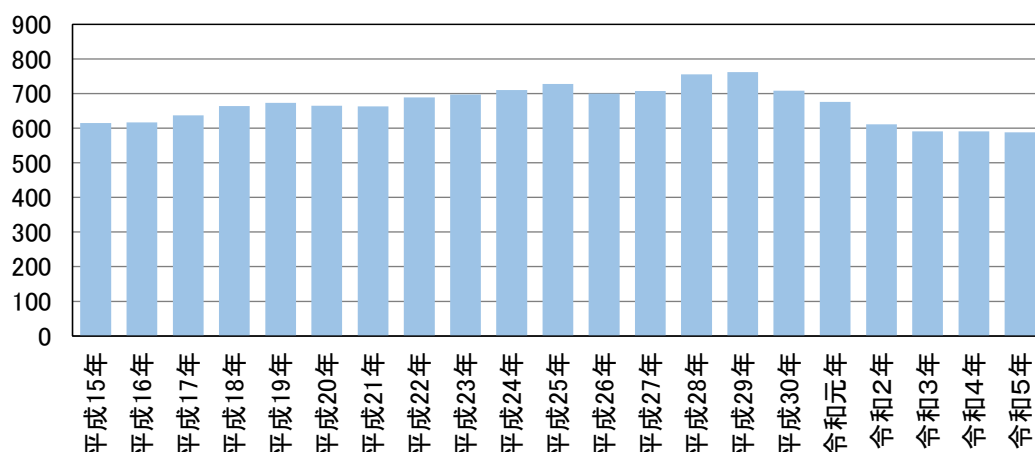
②道路の利用状況

■岐阜羽島インターチェンジ

岐阜羽島インターチェンジの利用台数は、2003（平成15）年～2017（平成29）年までは概ね増加傾向となっているものの、2017(平成29)年をピークに以降減少に転じており、2021（令和3）年以降600万台を下回っています。

【岐阜羽島インターチェンジの利用状況】

利用台数
（万台）



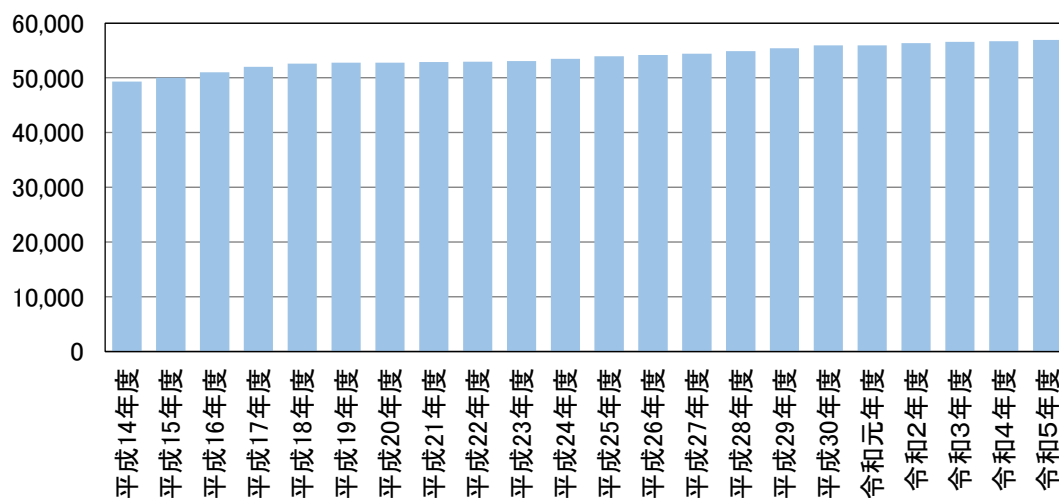
資料：羽島市統計書

■自動車保有台数

市内の自動車保有台数は、増加傾向が続いています。

【市内における自動車保有台数】

台数（台）



資料：羽島市統計書

2-3 本市の環境の概況

(1) 大気環境

2019（令和元）年度から2023（令和5）年度までの大気汚染5物質の年平均値の変動を見ると、概ね横ばいで推移しています。

2020（令和2）年度以降の環境基準との適合状況（2019（令和元）年度の測定評価は、一般大気測定局の移設により測定日数不足のため非適用）では、二酸化硫黄（SO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）、二酸化窒素（NO₂）及び微小粒子状物質（PM_{2.5}）はいずれも過去4年間ともに適合していますが、光化学オキシダント（O_x）は過去4年間適合していませんでした。

【二酸化硫黄（SO₂）の測定結果（羽島測定局）】

	有効測定 日数	測定時間	年平均値	基準超過日数 割合	基準超過日の 2日以上連続	長期的評価 適否
	(日)	(時間)	(ppm)	(%)	(有無)	適○ 否×
令和元年度	174	4,165	0.004	0.0	無	非適用
令和2年度	363	8,700	0.005	0.0	無	○
令和3年度	363	8,701	0.005	0.0	無	○
令和4年度	362	8,696	0.005	0.0	無	○
令和5年度	362	8,667	0.001	0.0	無	○

注：令和元年度の測定評価は、一般大気測定局の移設により測定日数不足のため非適用。

資料：羽島市の環境

【浮遊粒子状物質（SPM）の測定結果（羽島測定局）】

	有効測定 日数	測定時間	年平均値	基準超過日数 割合	基準超過日の 2日以上連続	長期的評価 適否
	(日)	(時間)	(ppm)	(%)	(有無)	適○ 否×
令和元年度	174	4,163	0.010	0.0	無	非適用
令和2年度	362	8,689	0.012	0.0	無	○
令和3年度	362	8,681	0.010	0.0	無	○
令和4年度	363	8,700	0.010	0.0	無	○
令和5年度	364	8,735	0.012	0.0	無	○

注：令和元年度の測定評価は、一般大気測定局の移設により測定日数不足のため非適用。

資料：羽島市の環境

【二酸化窒素（NO₂）の測定結果（羽島測定局）】

	有効測定 日数	測定時間	年平均値	日平均値年間98%値	長期的評価 の適否
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	適○ 否×
令和元年度	141	3,371	0.010	0.020	非適用
令和2年度	363	8,672	0.007	0.018	○
令和3年度	363	8,671	0.007	0.015	○
令和4年度	363	8,679	0.007	0.016	○
令和5年度	364	8,696	0.007	0.014	○

注：令和元年度の測定評価は、一般大気測定局の移設により測定日数不足のため非適用。

資料：羽島市の環境

【光化学オキシダント（O₃）の測定結果（羽島測定局）】

	昼間 測定日数	昼間 測定時間	昼間 年平均値	基準値超過 日数割合	基準値超過 時間割合	環境基準の 適否
	(日)	(時間)	(ppm)	(%)	(%)	適○ 否×
令和元年度	175	2,620	0.029	1.1	0.2	非適用
令和2年度	365	5,440	0.036	22.2	7.8	×
令和3年度	365	5,437	0.033	14.5	4.3	×
令和4年度	362	5,385	0.036	24.6	7.6	×
令和5年度	366	5,450	0.036	24.9	8.1	×

注：令和元年度の測定評価は、一般大気測定局の移設により測定日数不足のため非適用。

資料：羽島市の環境

【微小粒子状物質（PM_{2.5}）の測定結果（羽島測定局）】

	有効測定 日数	年平均値	日平均値の 年間98%値	基準値 経過日数 割合	長期 基準の 適否	短期 基準の 適否	長期的 評価の 適否
	(日)	(μg/m ³)	(μg/m ³)	(%)	適○ 否×		
令和元年度	175	5.4	14.3	0.0	非適用	非適用	非適用
令和2年度	363	7.3	21.3	0.3	○	○	○
令和3年度	312	5.5	17.1	0.0	○	○	○
令和4年度	363	7.2	18.4	0.0	○	○	○
令和5年度	363	7.4	20.5	0.0	○	○	○

注：令和元年度の測定評価は、一般大気測定局の移設により測定日数不足のため非適用。

資料：羽島市の環境

(2) 水質環境

①水質の環境

本市は市域の東側を木曽川、西側を長良川に挟まれた場所にあります。市域の北側には境川が流れるほか、市域南部には桑原川が流れています。また、市内には足近川、松枝排水路及び逆川という排水路があります。

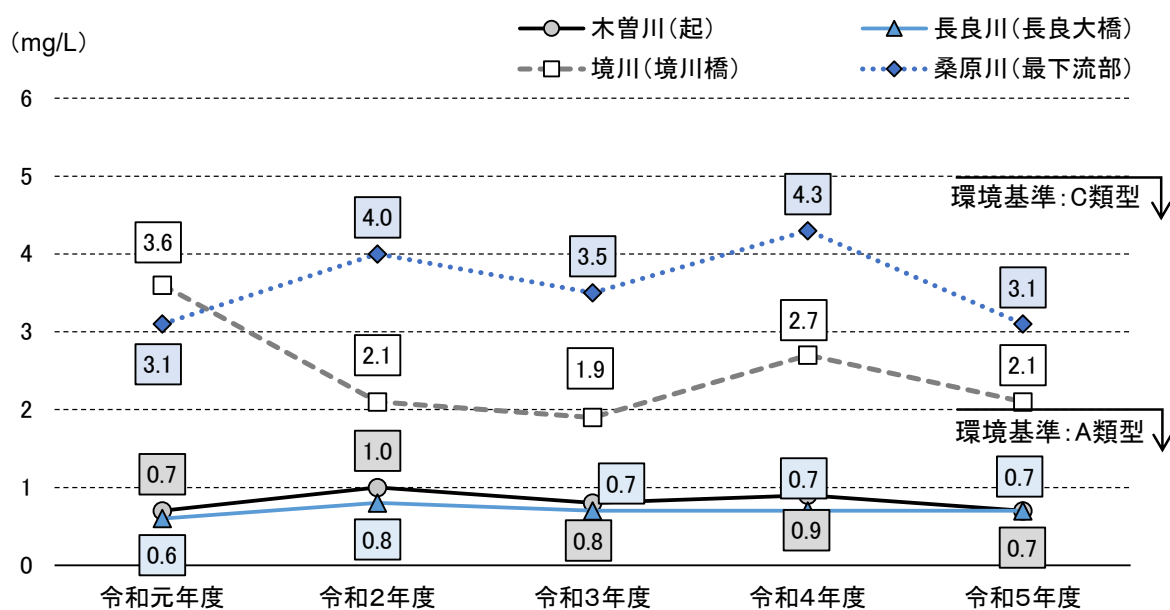
さらに水田や蓮田が多いことから、網の目のように用水路が広がっています。

木曽川と長良川は環境基準のA類型（環境基準値 2 mg/L以下）に指定されており、過去5年間のBOD※75%値をみると、概ね 1 mg/L未滿と良好な水質を維持しています。

境川と桑原川は全域がC類型（環境基準値 5 mg/L以下）に指定されており、ともに過去5年間では環境基準を達成しています。

また、近年の傾向としては令和2年度以降、境川（1～2 mg/L台）が桑原川（3～4 mg/L台）より低い値で推移しています。

【BOD75%値の推移（岐阜県水質調査）】



資料：岐阜県環境白書

※BOD

「Biochemical oxygen demand」（生物化学的酸素要求量）の略で、河川水や工場排水中の汚染物質（有機物）が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要なとされる酸素量。この数値が大きくなれば、水質が汚濁していることを意味する。

②市内の水質調査

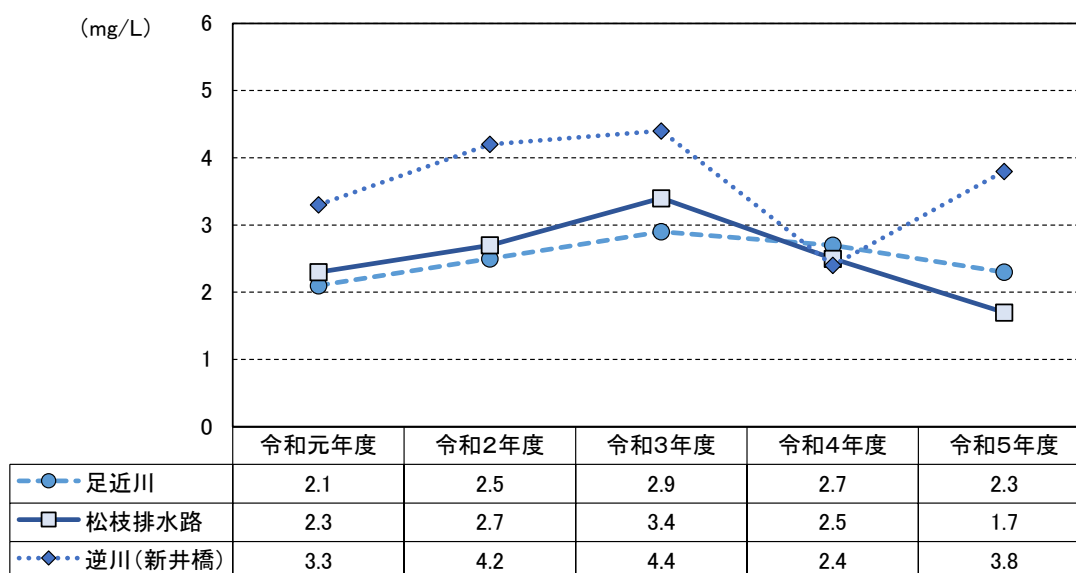
本市の公共用水域の水質を把握するため、下表に示す3つの河川等において定期的に水質調査を実施しています。

足近川、松枝排水路及び逆川のBOD75%値をみると、2021（令和3）年度まではいずれも増加傾向となっていました。2021（令和3）年度と2022（令和4）年度を比較するといずれも減少しています。

【水質調査実施場所】

河川名称	調査地点	類型
足近川	小熊町天王（新生大橋）	類型指定なし
松枝排水路	小熊町島（神明神社 南）	類型指定なし
逆川	小熊町天王（新生大橋）	類型指定なし
	新生町1丁目（新生橋）	
	竹鼻町下町2丁目（蓮見橋）	
	竹鼻町蜂尻（神明橋）	
	正木町新井（新井橋）	

【BOD75%値の推移（羽島市水質調査）】



資料：羽島市生活環境課

(3) 動植物

① 希少種の保全状況

イタセンパラ※は国の天然記念物に指定されており、日本固有種の魚です。濃尾平野ではかつて、多くの水系に生息していましたが、生息条件が著しく悪化した結果、現在では絶滅危惧種に指定されています。

国土交通省木曽川上流河川事務所が2008（平成20）年に実施した「河川水辺の国勢調査」等において、木曽川の両岸（羽島市及び愛知県一宮市）で15年ぶりに生息が確認されました。

本市では、国の天然記念物の保護・保全を通して環境学習を進め、希少野生動物等の保護意識の醸成を図りたいとの思いから、2014（平成26）年度からイタセンパラの普及に係る事業を行ってきました。

イタセンパラを地域の宝として守っていくために、2018（平成30）年度から「羽島市イタセンパラサポーター」を募集しています。2024（令和6）年度末の登録者数は400名を超えています。

【羽島市イタセンパラサポーター】

<活動内容>

主に、次の3つの活動を行います。

- ・イタセンパラの周知、普及等の啓発活動
- ・イタセンパラ生息域の見回り活動
- ・イタセンパラに関する環境保全活動、研修会、勉強会等への参加

<サポーター資格>

次の条件に該当する方は

どなたでも参加いただけます。

- ・目的に賛同して活動ができる者
- ・ボランティアとして活動意欲がある者
- ・次のいずれかに該当する者

ア 羽島市内に在住、在勤又は在学している

イ 市又は木曽川水系イタセンパラ保護協議会が開催する環境保全活動、研修会等に参加できる

※イタセンパラ

コイ科タナゴ亜科に属し、その生息は木曽川水系や淀川水系及び富山平野の3カ所に分布するが、それぞれ生息地は限定的で個体数も減少しており絶滅が危惧されている魚類。天然記念物（文化庁・文化財保護法）及び国内希少野生動植物種（環境省・種の保存法）に指定。

【イタセンパラ】



【イタセンパラの群泳】



写真：世界淡水魚園水族館 アクア・トト ぎふ

②外来生物

岐阜県では、国内で定着が確認されており、生態系への影響のほか、人に危害を与える、あるいは農林水産業に影響があるとされる12種類の外来生物を対象種とした特定外来生物生息分布調査を行っています。調査の結果、市内では6種類の外来生物が確認されています。

【市内で確認された外来生物】

- 哺乳類：アライグマ、ヌートリア
- 爬虫類：カミツキガメ、ミシシippieアカミミガメ（※特定外来生物ではない）
- 魚類：該当なし
- 無脊椎動物：セアカゴケグモ
- 植物種：オオキンケイギク

資料：特定外来生物生息分布調査結果（岐阜県）

③植物

市域全体に「水田雑草群落」が広がっています。名神高速道路から北側の市役所周辺では「市街地」が多く、木曽川・長良川沿いの高水敷には「牧草地」が見られます。

(4) 騒音

騒音に関する環境基準の達成状況を把握するため、一般地域と新幹線沿線地域では岐阜県の調査実施要領に基づいて騒音調査を行っています。

一般地域の騒音状況の推移を見ると、いずれも基準値を達成しています。

新幹線沿線の騒音状況について、舟橋町はともに基準値を達成しており、下中町、上中町はともに基準値前後を推移しています。

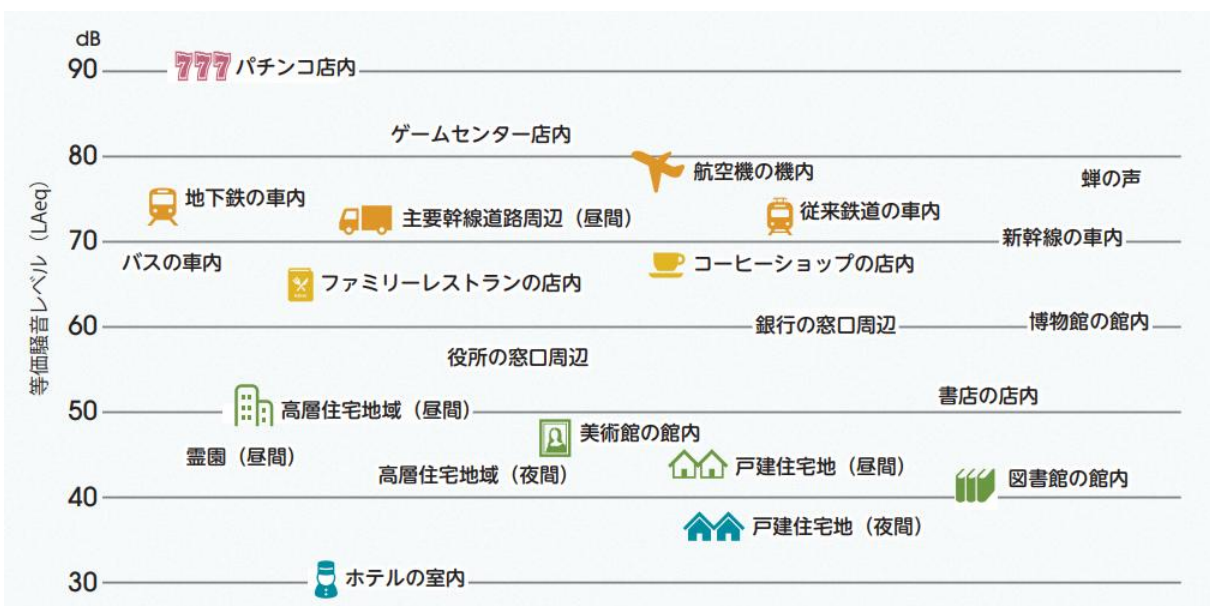
【騒音状況の推移】

(単位: dB)

	基準	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
一般地域						
天王第2公園 (小熊町天王3丁目52番地)	55	44	43	44	44	48
八剣神社 (竹鼻町神楽3327番地2)	60	47	44	48	47	49
羽島中学校南 (足近町7丁目515番地)	55	49	48	49	49	52
新幹線鉄道騒音の測定結果(25m地点)						
下中町加賀野井	70	70	72	72	71	72
上中町長間字村前 556-1	70	69	69	69	71	72
舟橋町 5-37	75	72	70	72	71	73
舟橋町 3	75	71	71	75	71	72

資料：羽島市の環境、岐阜県環境白書

【騒音の目安】



資料：「生活騒音」環境省パンフレット

(5) 振動

振動については、自動車や鉄道等以外に、建設作業や工場・事業場等を発生源とするものもあります。

市内では近年、規制のかからない施設を発生源とする通報事例が増えていますが、2014（平成26）年度から2023（令和5）年度にかけて、改善勧告等を出した事例はありません。

(6) 異臭

本市では、特定悪臭物質（アンモニア等22物質）の濃度で、事業場から発生する悪臭を規制しています。

2014（平成26）年度から2023（令和5）年度にかけて、改善勧告等を出した事例はありません。

(7) ごみ処理・リサイクル

①ごみ排出量実績の推移

2019（令和元）年度から5年間のごみ量実績の推移を見ると、2022（令和4）年度以降、可燃ごみ・資源物・不燃ごみ、いずれも減少傾向となっています。

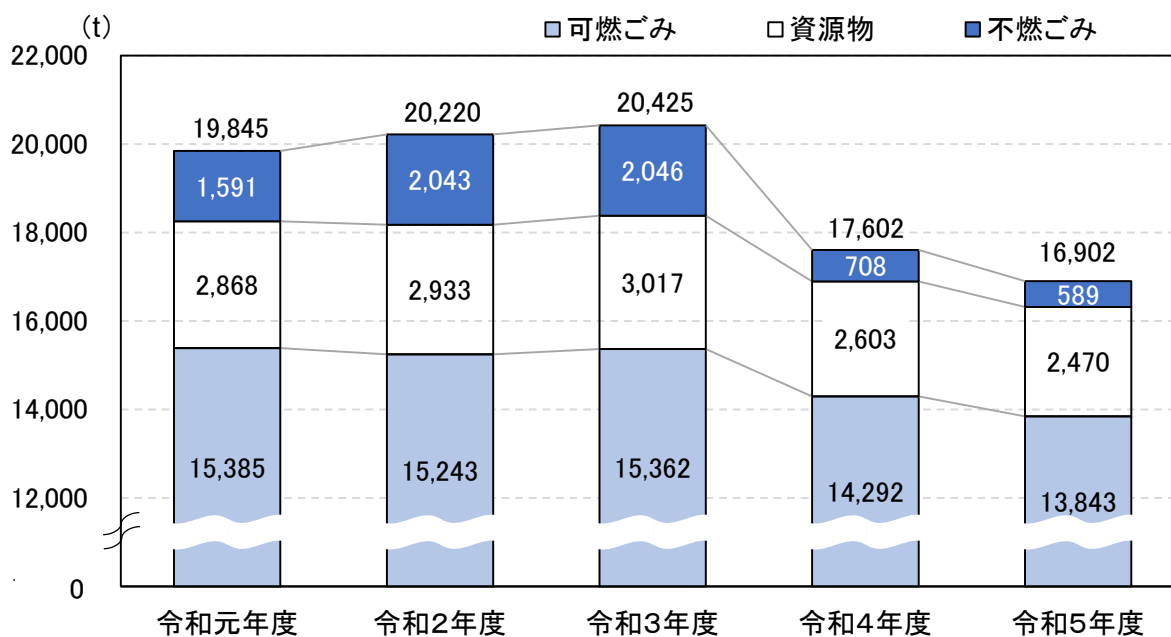
【ごみ排出量実績】

（単位：t）

			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
可燃ごみ	処理量	家庭系	10,370.17	10,663.42	10,621.34	9,548.68	9,113.46
		事業系	5,014.75	4,580.06	4,740.68	4,743.04	4,729.15
	合計		15,384.92	15,243.48	15,362.02	14,291.72	13,842.61
資源物	紙類	収集	451.50	481.29	508.53	433.82	364.62
		資源物ストックヤード	188.73	205.46	210.77	186.42	177.18
	カン	収集	92.98	104.18	101.91	69.58	62.83
		資源物ストックヤード	15.02	16.87	17.03	16.60	16.59
	ビン	収集	249.60	251.98	243.79	214.94	205.58
		資源物ストックヤード	45.78	47.97	49.05	52.36	52.48
	ペットボトル	収集	97.47	106.17	106.07	96.84	89.38
		資源物ストックヤード	22.74	24.78	25.70	24.80	27.09
	有害物	収集	22.75	24.52	24.70	18.21	17.77
		資源物ストックヤード	3.35	3.98	4.52	4.02	4.04
	古着(資源物ストックヤード)		26.25	26.87	48.70	26.87	24.01
	廃食用油(資源物ストックヤード)		1.51	1.59	1.52	1.07	1.39
	容器包装	収集	440.00	475.10	735.72	487.70	447.59
		資源物ストックヤード	51.03	40.60	46.18	51.78	54.29
	その他プラ	収集	160.65	194.07	262.13	72.28	89.92
		資源物ストックヤード	15.62	20.43	24.27	19.60	21.38
	緑ごみ		347.59	360.98	326.00	372.05	375.06
	事業系	紙類	354.28	310.66	334.35	289.81	285.82
			87.23	78.36	75.56	75.33	80.69
			62.35	42.41	39.71	44.48	43.80
			131.91	115.06	117.40	136.19	140.06
	合計		2,868.34	2,933.33	3,017.21	2,602.87	2,470.27
不燃・粗大ごみ	破碎残渣		366.18	679.30	420.92	245.30	170.42
	その他プラスチック		354.69	289.97	—	—	—
	金属性粗大		510.75	646.83	920.57	280.63	276.38
	可燃性粗大(布団含む)		359.86	427.16	704.01	181.70	142.57
	合計		1,591.48	2,043.26	2,045.50	707.63	589.37
総計			19,844.74	20,220.07	20,424.73	17,602.22	16,902.25

資料：羽島市の環境

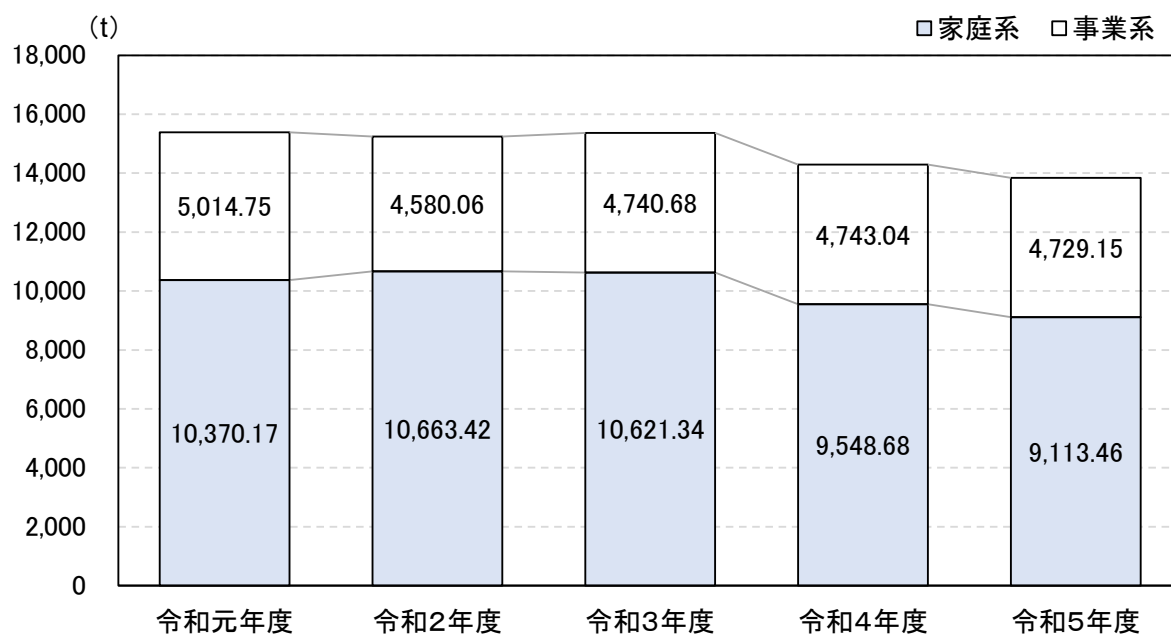
【ごみ排出量実績の推移】



資料：羽島市の環境

可燃ごみのうち、家庭系ごみの占める割合は3分の2程度で推移していますが、2020（令和2）年度以降、事業系ごみの占める割合が増加しています。

【可燃ごみ量の推移】



資料：羽島市の環境

②リサイクル

資源物については、1992（平成4）年度にビン、カン、有害物（蛍光灯、電池等）の分別収集を開始し、ペットボトル、プラスチック類、紙類の品目拡大を行うとともに、2010（平成22）年度から、従来は燃やせるごみとして処理していた剪定枝や竹、草、葉を「緑ごみ」、プラスチック類を「容器包装プラスチック」と「その他プラスチック」に分けて分別収集しています。

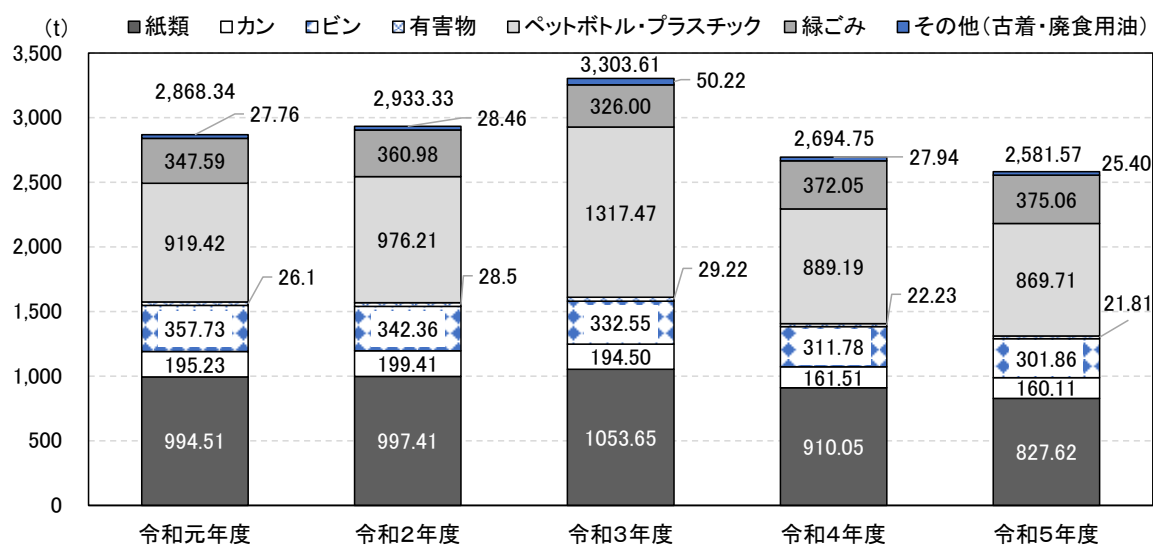
さらに、大切な資源を回収し、リデュース・リユース・リサイクルを推進することにより、ごみの減量化及び省資源化につなげるため、ビン、カン、ペットボトル、新聞紙、雑誌等19品目の資源物を市民が直接持ち込むことができる施設として、2009（平成21）年度には、羽島市資源物ストックヤードの稼働を始めました。

2021（令和3）年10月からは家庭系ごみ有料化に伴い、不燃ごみの受け入れも開始し、資源物19品目に加え不燃ごみ、羽毛布団、使用済み小型家電、使用済みインクカートリッジ、使用済みコンタクトレンズの空ケースも回収しています。

【羽島市資源物ストックヤード】



【資源物回収の推移】



資料：羽島市の環境

(8) し尿処理・生活排水処理

本市の生活排水処理形態の推移をみると、本市の水洗化・生活雑排水処理人口の約半数は公共下水道、残りの半数は合併処理浄化槽となっており、2023（令和5）年度時点の生活排水処理率は75.0%となっています。

【生活排水処理形態別人口の推移】

（単位：人）

区分／年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総人口	67,484	67,241	66,920	66,729	66,412
水洗化・生活雑排水処理人口	45,692	46,551	47,806	48,909	49,818
公共下水道人口	23,099	23,545	24,308	25,069	25,636
農業集落排水人口	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽人口	22,593	23,006	23,498	23,840	24,182
水洗化・生活雑排水未処理人口	17,749	16,865	15,643	14,388	13,217
単独処理浄化槽人口	17,749	16,865	15,643	14,388	13,217
非水洗化人口	4,043	3,825	3,471	3,432	3,377
し尿収集人口	4,043	3,825	3,471	3,432	3,377
自家処理人口	0	0	0	0	0
生活排水処理率(%)	67.7	69.2	71.4	73.3	75.0

資料：羽島市の環境

本市では公共下水道として羽島市浄化センターが2000（平成12）年に供用を開始しており、公共下水道の普及率は年々増加しています。2023（令和5）年度における普及率は53.5%と5割を超えていますが、同じ年度の全国平均（81.4%）や岐阜県平均（78.2%）と比較すると低い数値となっています。

【公共下水道の整備状況】

	行政区分	処理区域		普及率
	住基人口(人) A	使用開始人口(人) B	供用開始面積 (ha)	B/A(%)
令和元年度	67,484	33,497	1,002.87	49.6
令和2年度	67,241	34,221	1,022.26	50.9
令和3年度	66,920	34,441	1,032.43	51.5
令和4年度	66,729	34,949	1,045.79	52.4
令和5年度	66,412	35,560	1,064.14	53.5

資料：羽島市の環境

(9) 公害状況・環境に関する通報

環境省へ報告した市内の公害件数の推移を見ると、公害事案通報としては、騒音に関するものが多くなっています。

2023（令和5）年度の廃棄物の野焼き・焼却施設・埋立等に関する通報は74件となっています。

不法投棄の通報件数は114件で、「カン、ビン、プラスチック等焼却処分不可のもの」や「家電、家具、寝具等の粗大ごみ」に関する通報が多数を占めています。

美しいまちづくり条例に関する相談は「ふん害防止」と「不法投棄防止」がともに29件、「ポイ捨て禁止」が20件となっています。

【通報（対応）件数の推移】

項目		令和元 年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
公害事案通報						
典型7公害	大気汚染	0	0	0	0	0
	水質汚濁	1	7	10	7	4
	土壌汚染	1	0	0	0	0
	騒音	1	7	5	9	10
	振動	0	2	1	9	2
	悪臭	2	3	6	4	2
	地盤沈下	0	0	0	0	0
	合計	5	19	22	29	18
廃棄物の野焼き・焼却施設・埋立等に関する通報		75	108	67	100	74
不法投棄通報件数						
	家庭生活における生ごみ	29	34	51	44	0
	紙くず、ぼろきれ等粗大ごみ以外のごみ	9	10	8	2	2
	カン、ビン、プラスチック等焼却処分不可のもの	46	52	79	60	63
	家電、家具、寝具等の粗大ごみ	51	42	54	62	49
	その他の一般廃棄物	17	28	24	0	0
	産業廃棄物	13	4	4	0	0
	合計	165	170	220	168	114
美しいまちづくり条例に関する相談						
環境美化看板 支給枚数	ふん害防止	15	42	27	32	29
	ポイ捨て禁止(R3から取扱)	—	—	25	21	20
	野焼き禁止(R5から取扱)	—	—	—	—	2
	不法投棄防止	67	59	46	59	29
	合計	82	101	98	112	80
管理指導を行った雑草繁茂地件数※		289	324	264	298	207
その他		74	73	63	92	111

※他部門対応分を除く。

資料：羽島市の環境

2-4 環境に関する市民意識

市民や事業者の環境に関する意識や行動を把握することを目的とし、前回計画策定時（令和元年9月～10月）に市民アンケート及び事業者アンケートを行いました。

（1）調査概要

①市民アンケート

調査対象者：市内在住の18歳以上の市民の中から無作為に抽出した1,000人
回収結果：回収数は520通

②事業者アンケート

調査対象者：羽島商工会議所会員企業 1,500 事業所
回収結果：回収数は16通

（2）調査結果の見方

- ◇グラフ中の「n」はアンケート回答者のサンプル数（件数）を示します。
- ◇グラフ・表中の集計結果の%表示は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%にならない場合があります。

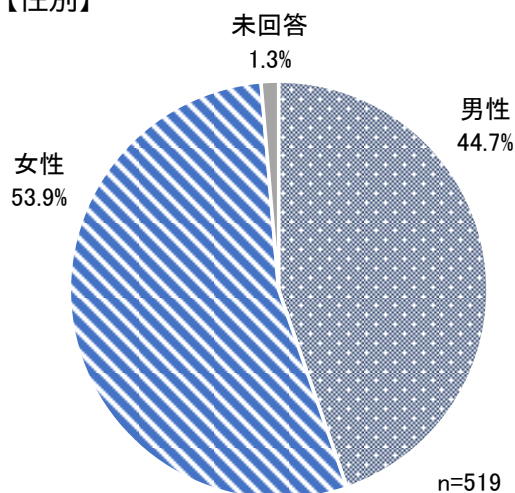
（3）市民アンケート調査結果（一部抜粋）

①属性

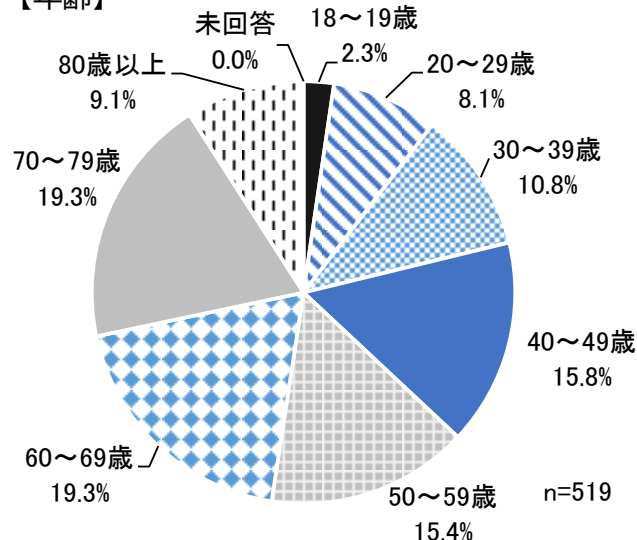
回答者の性別は、「男性」が44.7%、「女性」が53.9%でした。

回答者の年齢は、「60歳代」「70歳代」がともに19.3%で最も多く、合計で38.6%を占めています。

【性別】



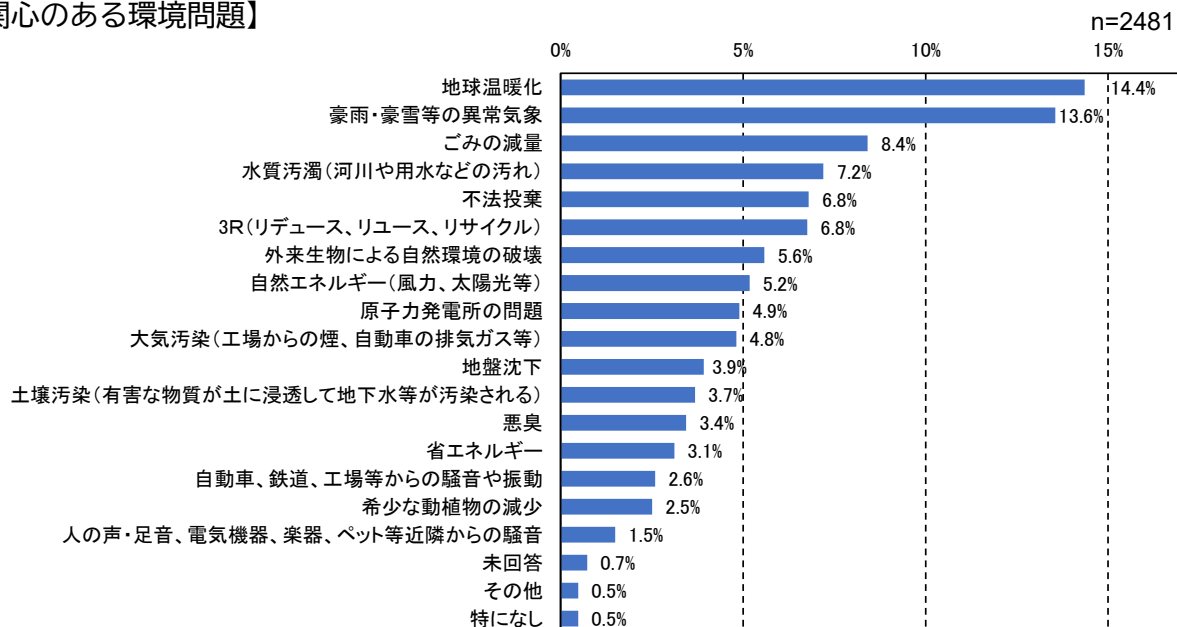
【年齢】



②環境問題の意識について

回答者が関心のある環境問題は、「地球温暖化」が14.4%と最も多い結果になっています。

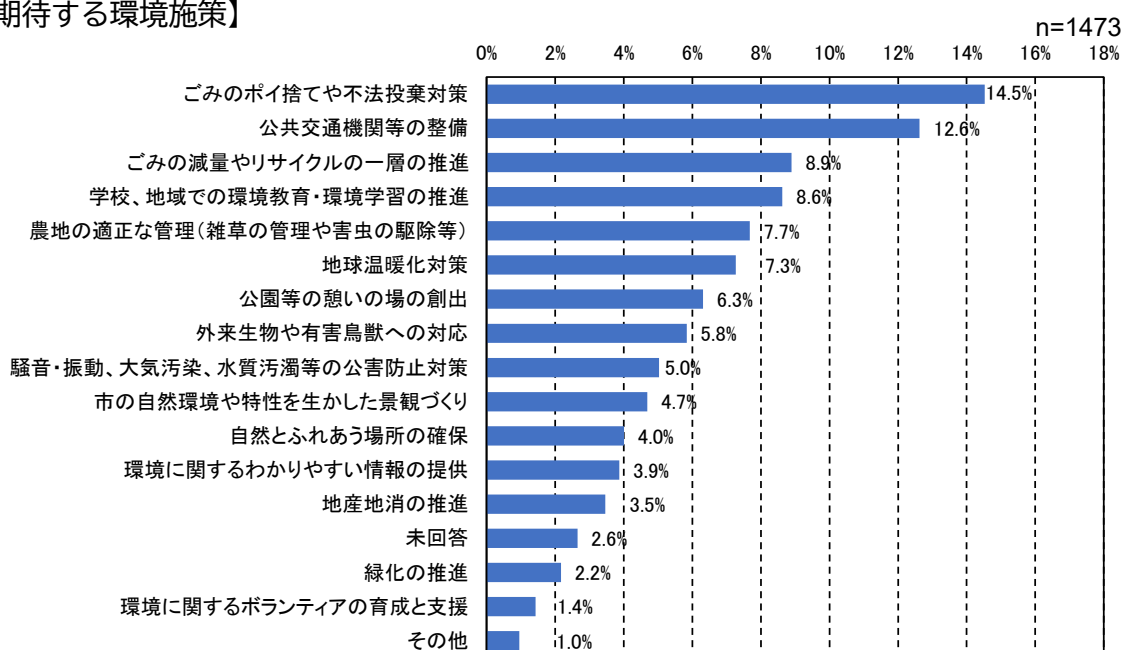
【関心のある環境問題】



③本市に期待する環境施策について

回答者が本市に期待する環境施策は、「ごみのポイ捨てや不法投棄対策」が14.5%と最も多く、次いで「公共交通機関等の整備」が12.6%と多い結果となっています。

【本市に期待する環境施策】



(4) 事業者アンケート調査結果（一部抜粋）

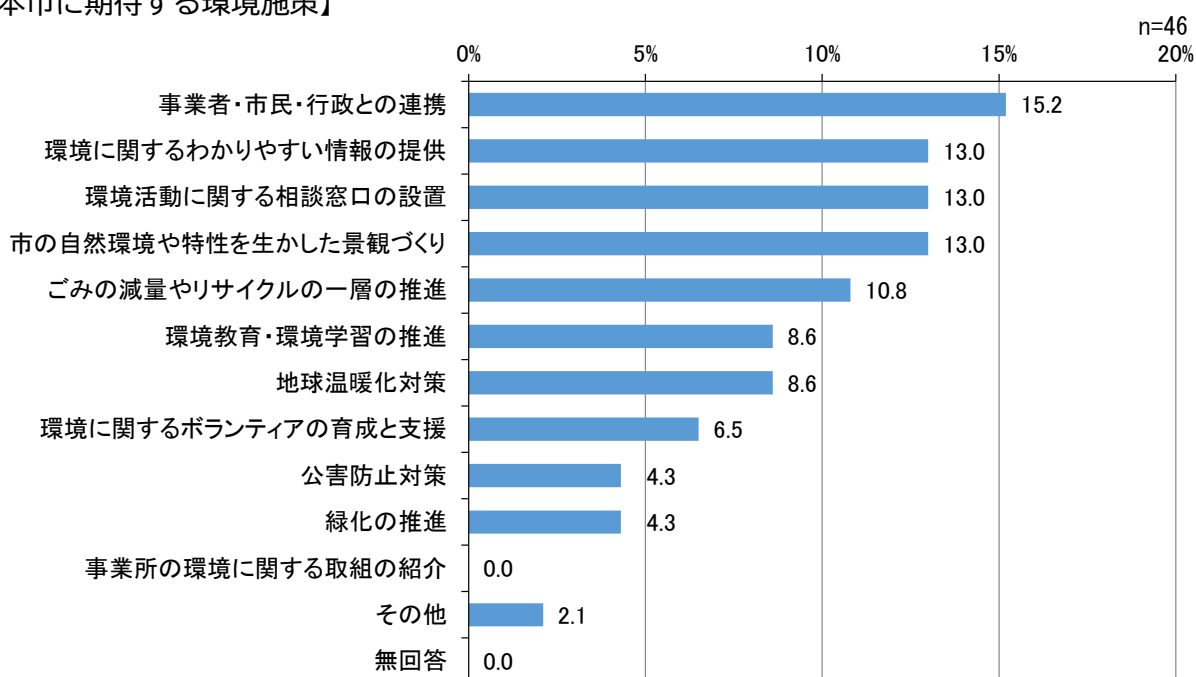
①業種

回答者の業種は、「製造加工業」及び「サービス業」が31.2%と多く、次いで「その他」が18.7%、「建設業」が12.5%となっています。

②本市に期待する環境施策について

本市に期待する環境施策は、「事業者・市民・行政との連携」が15.2%と最も多く、次いで「環境に関するわかりやすい情報の提供」、「環境活動に関する相談窓口の設置」「市の自然環境や特性を生かした景観づくり」がそれぞれ13.0%となっています。

【本市に期待する環境施策】



【羽島市環境審議会】



2-5 計画の進捗状況

(1) 環境基本計画

①目標指標

2021（令和3）年度3月策定の環境基本計画で設定された環境施策の目標指標について、以下のとおり取りまとめました。

※達成状況区分

A：目標に達した

B：目標に達していないが、改善がみられた

C：改善・変化なし

D：判定不能

【各分野における達成状況】

基本目標	指標	基準値 (2019年度)	現状値 (2024年度)	目標値 (2025年度)	達成 状況
1. 環境意識の向上	市内小中学校・義務教育学校での環境教育の実施	教科指導や総合的な学習の時間の中の実施	各教科や総合学習の時間を活用し13校で実施	調べ学習や体験的な学習等を取り入れた環境学習の実施	A
	アダプトプログラム※1登録数	6件	19件	10件以上	A
	市ホームページ（環境サイト）アクセス数	36,012回	判定不可（注）	39,600回以上	D
2. 快適な生活環境	下水道供用開始区域面積割合	66.8%	72.8%	78.0%以上	B
	生活排水処理率	64.9%	70.4%	71.4%以上	B
	桑原川のBOD（生物化学的酸素要求量）の年間観測データの75%値	5mg/L以下	3.1mg/L (2023年度)	5mg/L以下	A
	騒音に係る環境基準（住居地域）	A※2・B地域※3：55dB以下 C地域※4：60dB以下	A・B地域：55dB以下 C地域：60dB以下	A・B地域：55dB以下 C地域：60dB以下	A
	市民一人当たりの都市公園面積	7.55m ² /人	7.79m ² /人	7.65m ² /人以上	A
	特定空き家等※5が改善もしくは撤去に至った件数（累計）	3件	7件	9件以上	C
3. 循環型社会の形成	市民一人1日当たりの家庭系ごみ排出量（可燃ごみ）	419.9g/人・日	361g/人・日	405.2g/人・日以下	A
	不法投棄発生件数	165件	146件	165件以下	A

注：市のホームページの仕様変更により閲覧のカウントが不可となったため。

※1 アダプトプログラム

アダプト（adopt）とは英語で「〇〇を養子にする」という意味を持ち、道路や公園等の公共の場所を養子にみ立て、市民が里親となって養子の美化（清掃）を行い、行政が支援する制度。

※2 A 地域 専ら住居の用に供される地域。

※3 B 地域 主として住居の用に供される地域。

※4 C 地域 相当数の住居とあわせて商業・工業等に供される地域。

※5 特定空き家等 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態等に該当する空き家等

基本 目標	指標	基準値 (2019年度)	現状値 (2024年度)	目標値 (2025年度)	達成 状況
4. 自然との共生	担い手への農地集積率	35.0%	44.2%	78.0%以上	B
	GAP認証取得経営体数	1 経営体	0 経営体	2 経営体以上	B
	市特産品目数	3 品	8 品	5 品以上	A
	羽島市 イタセンパラ サポーター数	168人	439人	185人以上	A
5. 脱炭素 社会の 実現	温室効果ガス（CO2） 排出量（羽島市施設）	10,781t-CO2	5,180t-CO2	現状値対比 5%以上の削減	A
	公用車のガソリン使用 量（消防・上下水道 部を除く）	ガソリン： 31,395L 軽油：3,568L	ガソリン： 24,502L 軽油：3,568L	現状値対比 5%以上の削減	A
	コミュニティバスの 年間乗車人数	101,343人 (2018年10月 ～2019年9月)	96,084人 (2023年10月 ～2024年9月)	102,000人以上 (2024年10月 ～2025年9月)	B

■評価の概要

目標指標に対する、2024（令和6）年度の実績についてみると、18の指標のうち、『目標に達した』指標は11指標（61.1%）、『目標に達していないが、改善がみられた』指標は5指標（27.8%）、『改善・変化なし』の指標は1指標（5.6%）、『判定不能』の指標は1指標（5.6%）となっています。

『目標に達した』指標では、「アダプトプログラム登録数」（目標10件以上／実績19件）、「羽島市イタセンパラサポーター数」（目標185人以上／実績439人）が大幅に目標値を上回っていることから環境に対するボランティア活動への意識の高さが伺えます。

『目標に達していないが、改善がみられた』指標についてみると、「下水道供用開始区域面積割合」「生活排水処理率」といった下水に係る項目や「担い手への農地集積率」といった農業に係る項目、「コミュニティバスの年間乗車人数」といった公共交通に関する項目等について、継続的な対応が必要であると想定されます。

一方、『改善・変化なし』指標についてみると、「特定空家等が改善もしくは撤去に至った件数」となっており、特定空家等の所有者等に対する段階的な措置が必要であると考えられます。

②施策

2021（令和3）年3月策定の環境基本計画で設定された環境施策の進捗状況について、以下のとおり取りまとめました。

※達成状況区分

A：計画通り進行中

B：計画未達

C：計画期間中に廃止

D：取組み実績なし

【各分野における達成状況】

基本目標	方針 目標数 割合	A 計画通り	B 計画未達	C 廃止	D 実績なし	合計
		79	3	2	2	86
		91.9%	3.5%	2.3%	2.3%	100.0%
1. 環境意識の 向上	① 環境学習・ 環境教育の推進	6				6
		100.0%				100.0%
	② 環境保全活動の 推進	4				4
		100.0%				100.0%
2. 快適な 生活環境	③ 環境情報の発信	4				4
		100.0%				100.0%
	① 快適な生活環境の 保全	9	1			10
		90.0%	10.0%			100.0%
3. 循環型社会 の形成	② 安全・安心な まちづくりの推進	8		1（完了）	1	10
		80.0%		10.0%	10.0%	100.0%
	① 5R運動の推進	10				10
		100.0%				100.0%
4. 自然との 共生	② 廃棄物の適正処理 の推進	10				10
		100.0%				100.0%
	① 自然環境の保全	8	2	1（完了）		11
		72.7%	18.2%	9.1%		100.0%
5. 脱炭素社会 の実現	② 生物多様性の保全	4				4
		100.0%				100.0%
	① 自然環境の保全	7				7
		100.0%				100.0%
5. 脱炭素社会 の実現	② 再生可能 エネルギーの普及	6				6
		100.0%				100.0%
	③ 省資源・ 省エネルギーの推進	3			1	4
		75.0%			25.0%	100.0%

■達成状況の概要

施策の達成状況については、86施策のうち、『計画通り進行中』が79施策（91.9%）、『計画未達』が3施策（3.5%）、『計画期間中に廃止』が2施策（2.3%）、『取組み実績なし』が2施策（2.3%）となっています。

基本目標1 環境意識の向上

全ての施策について『計画通り』となっていますが、②環境保全活動の推進においては、今後、指導者の確保や企業との連携強化がより必要になると考えられます。

基本目標2 快適な生活環境

20施策のうち、『計画通り』が17施策、『計画未達』が1施策、『廃止』が1施策、『実績なし』が1施策となっています。

『計画未達』の1施策は①快適な生活環境の保全における「公共下水道の共用開始区域内の普及率の向上」で、下水道整備による面積は増加しているものの目標値まで至らなかったことが要因となっています。

『廃止』の1施策は②安全・安心なまちづくりの推進における「旧北部学校給食センター用地への公園整備」で、令和3年に公園整備が完成したため完了となっています。『取組み実績なし』の1施策は②安全・安心なまちづくりの推進における「景観教育・学習の推進」で、環境学習が充実しつつある中、景観を切り口とした教育・学習についての内容設定が難しいため廃止予定となっています。

基本目標3 循環型社会の形成

全ての施策について『計画通り』となっており、中でも①5R運動の推進における「家庭系ごみの有料化」については、有料化前と有料化後で可燃ごみ処理量の削減率（約20%減）、不燃及び粗大ごみ処理量の削減率（約70%減）とともに大きな成果が見受けられます。

基本目標4 自然との共生

15施策のうち、『計画通り』が12施策、『計画未達』が2施策、『廃止』が1施策となっています。

『計画未達』は2施策ともに①自然環境の保全における施策となっており、1つは「農地の集積・集約の促進」で農地集積が一定程度進んだことにより、単年度での集積率の大幅な増加は見込みづらい状況となっています。もう1つは「国際水準GAP※認証取得」で、環境に配慮した取り組みを実施する農家が増加している中、GAP認証取得までには至っていないことが要因となっています。

基本目標5 脱炭素社会の実現

17施策のうち、『計画通り』が16施策、『実績なし』が1施策となっています。『実績なし』の1施策は③省資源・省エネルギーの推進における「ハイブリッドカー・低燃費車等の導入促進」で、新規購入がなかったため、実績がない結果となっています。

※GAP

「Good Agricultural Practice」の略で、農業における食品安全、環境保全、労働安全等持続可能性を確保するための生産工程管理の取組み。第三者機関の審査により認証を受けることができる。

(2) 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

①施策

2022（令和4）年3月策定の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）で設定された二酸化炭素排出量削減に向けた施策の進捗状況について、以下のとおり取りまとめました。

※達成状況区分

A：計画通り進行中

B：計画未達

C：計画期間中に廃止

D：取組み実績なし

【各分野における達成状況】

基本目標	基本施策 目標数 割合	A 計画通り	B 計画未達	C 廃止	D 実績なし	合計
		37			4	41
		90.2%			9.8%	100.0%
1. 省エネルギー対策の 推進	① 省エネルギー 建物・設備等の 普及	8			1	9
		88.9%			11.1%	100.0%
	② 日常生活・事業活 動における省エネ ルギー行動の推進	1				1
		100.0%				100.0%
2. 再生可能 エネルギー の利用促進	① 再生可能エネルギ ーの利用促進	3				3
		100.0%				100.0%
3. 地球温暖化 対策に対す る意識向上	① 地球温暖化対策に ついての普及・啓 発	7			1	8
		87.5%			12.5%	100.0%
	② 環境学習・環境教 育への積極的な実 施及び連携の推進	5				5
		100.0%				100.0%
4. 多様な手法 を用いた地 球温暖化対 策の推進	① ごみの減量化・ 資源化の推進	7				7
		100.0%				100.0%
	② 緑地保全と 緑化の推進	1				1
		100.0%				100.0%
	③ 二酸化炭素以外の 温室効果ガス発生 対策	1			1	2
		50.0%			50.0%	100.0%
5. 低炭素な交 通ネットワ ークの形成	① 公共交通機関の 積極利用・ 利便性の向上	3				3
		100.0%				100.0%
	② 低燃費車、 電気自動車の 利用促進				1	1
					100.0%	100.0%
	③ 自動車利用時の 二酸化炭素排出量 の低減	1				1
		100.0%				100.0%

■達成状況の概要

施策の達成状況については、41施策のうち、『計画通り進行中』が37施策（90.2%）、『取組み実績なし』が4施策（9.8%）となっています。

基本目標1 省エネルギー対策の推進

10施策のうち、『計画通り』が9施策、『実績なし』が1施策となっています。『実績なし』の1施策は①省エネルギー建物・設備等の普及の「クールスポット・ウォームスポットの設置・利用等」で、本市ではクールスポット・ウォームスポットがなく、改正気候変動適応法によるクーリングシェルター※を設置しているため当該施策は廃止予定となっています。

基本目標2 再生可能エネルギーの利用促進

全ての施策について『計画通り』となっていますが、①再生可能エネルギーの利用促進における「太陽光発電等再生可能エネルギーの導入促進」では、今後、太陽光発電設備に関する補助金がなくなる可能性が高く、市民等への再生可能エネルギーの導入支援や普及啓発が停滞することが想定されます。

基本目標3 地球温暖化対策に対する意識向上

13施策のうち、『計画通り』が12施策、『実績なし』が1施策となっています。『計画通り』の施策における②環境学習・環境教育への積極的な実施及び連携の推進では、HOYA株式会社アイケアカンパニーとSDGs推進に関する協定に基づいた環境に配慮した活動等、事業者との連携も見受けられます。

『実績なし』の1施策は①地球温暖化対策についての普及・啓発における「環境に配慮した行動の実践および普及啓発」で、グリーン購入や節電等が挙げられますが、他の施策項目と重なっているため廃止予定となっています。

基本目標4 多様な手法を用いた地球温暖化対策の推進

10施策のうち、『計画通り』が9施策、『実績なし』が1施策となっています。

『計画通り』の施策における①ごみの減量化・資源化の推進の「5R運動を推進」では、ホームページ上での雑がみ袋の作り方の掲載、リユースサイト「おいくら」を通じたリユースの促進等、ネットを活用した施策も広がりを見せています。

『実績なし』の1施策は③二酸化炭素以外の温室効果ガス発生対策における「フロン対策」となっていますが、フロン製品の生産全廃が既に決定されているため、今後は廃止予定となっています。

基本目標5 低炭素な交通ネットワークの形成

5施策のうち、『計画通り進行中』が4施策、『実績なし』が1施策となっています。『実績なし』の1施策は②低燃費車、電気自動車の利用促進となっていますが、長距離の移動が減少している中、公用車の保有台数を見直す必要があり、次世代自動車の導入についても見直していることから、実績がない結果となっています。

※クーリングシェルター

熱中症の危険性が高まり「熱中症特別警戒アラート」が発表された際に、自治体が指定した冷房設備の整った施設が、熱中症の健康被害を防ぐために一時的に避難・休憩場所として開放される場所。

2-6 本市の環境上の課題

(1) 市民・事業者・市の連携による環境意識の裾野の拡大

地球温暖化、廃棄物問題、自然破壊等、深刻化する環境問題を解決の方向に進め豊かな自然環境や良好な生活環境を次世代に引き継ぐためには、市だけではなく、市民、事業者等が連携して環境の保全・創出に取り組む必要があります。

市民アンケート調査においても、本市に期待する環境施策として「学校、地域での環境教育・環境学習の推進」が4位の項目となっています。

また、環境に対するボランティア活動となる、アダプトプログラム登録数（目標10件以上／実績19件）は目標値を大幅に上回っていることから、今後の広がり期待が持てます。

さらに、「ゼロカーボンシティ実現に向けた包括連携協定」と締結している東邦ガス株式会社等の関係企業との環境教育への意見交換やH0YA株式会社アイケアカンパニーとSDGs推進に関する協定に基づいた環境に配慮した活動等、事業者との連携を行い、環境意識の向上に寄与する資源の拡充が伺えます。

一方、市民アンケート調査、事業者アンケート調査では「環境に関するボランティアの育成と支援」が中～下位項目となっていることから、今後は、環境学習・環境教育への積極的な実施及び連携を推進するとともに、参加層を拡大する施策の充実が必要です。

(2) 安全・安心な暮らしの維持

快適な生活環境を維持するために良好に保つことが必要な大気、水質、動植物、騒音、振動、異臭については、概ね基準値に適合しており、公害状況・環境に関する通報も減少傾向となっています。

一方「下水道供用開始区域面積割合」「生活排水処理率」といった下水に係る項目や「特定空家等が改善もしくは撤去に至った件数」といった空家に対する項目については、指標目標値には至らず、特定空家等の所有者等に対する段階的な措置が求められます。

今後は、土地や建物等を適正に管理するとともに、市民・事業者・市の協働による安全・安心な暮らしが維持・実感できるまちづくりが必要です。

(3) 廃棄物施策の深化

資源の枯渇、環境汚染、気候変動、廃棄物問題等、様々な問題を深刻化させている大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした従来の経済システムについては、本市においてもその影響が色濃く出ています。環境への負荷をできる限り減らす循環型社会を目指すためには、廃棄物問題への対応が大きなウエイトを占めています。

市民アンケート調査や事業者アンケート調査においても、本市に期待する環境施策として「ごみの減量やりサイクルの一層の推進」がともに上位項目となっています。市では、可燃ごみ・資源物・不燃ごみいずれも減少傾向となっており不法投棄発生件数も減っています。

また「家庭系ごみの有料化」についても、有料化前と有料化後で可燃ごみ処理量の削減率（約20%減）、不燃及び粗大ごみ処理量の削減率（約70%減）とともに大きな成果が出てきています。

さらに、リユースサイト「おいくら」を通じたリユースの促進等、ネットを活用した施策の広がりも見受けられます。

市への期待値が高い「ごみの減量やりサイクルの一層の推進」に対して、今後は成功事例を踏まえ、廃棄物施策を深化させることにより、廃棄物の発生を抑えつつ、やむを得ず出た廃棄物についても資源として有効活用できるスキームの構築を進めていく必要があります。

(4) 多様な自然環境の保全育成

人の手を通じて形成・維持されてきた農地が、農業者の高齢化や後継者不足によって管理が滞り、荒廃が進むことで、自然環境と多様な生態系への影響が危惧されています。

本市においても「担い手への農地集積率」は4割台と5割を下回っており、農地の保全と管理について対策が求められています。

一方、イタセンパラをはじめとする貴重な生き物や河川環境等の保全に関しては、アダプトプログラム登録数や羽島市イタセンパラサポーター数の増加等、自然環境に対するボランティア活動への意識の高さが伺えます。

今後は、生物多様性の保全について強化・発展を推進するとともに、自然環境の保全における農地の担い手問題等も含んだ、複合的な課題については、部門間の横展開も見据えた施策の拡充が必要になると考えられます。

(5) 各部門に合わせた二酸化炭素排出量抑制施策の充実

本市は、持続可能なまちづくりの実現のため羽島市ゼロカーボンシティを宣言し、2050（令和 32）年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指しています。

2022（令和 4）年度の二酸化炭素排出量は 340 千 t-CO₂ で、基準年度（2013（平成 25）年度）の 414 千 t-CO₂ に比べ 17.9%減少しています。二酸化炭素排出量の内訳は全国、岐阜県と比較すると、産業部門が少なく、運輸部門、家庭部門が多くなっています。

運輸部門に着目すると、交通の状況では、公共交通機関の利用者数は復調傾向が見られるものの、車両の保有台数は増加傾向となっており、過度な自動車利用の傾向がみられます。

また、市民アンケート調査では、本市に期待する環境施策として「公共交通機関等の整備」が上位項目となっています。

今後は、二酸化炭素排出量において総量の削減の施策を推進するとともに、各部門の特性に合わせた施策のアプローチが必要であると考えられます。

第3章 望ましい環境像と基本目標

3-1 望ましい環境像

「羽島市環境基本条例」に規定する基本理念に基づき、関連計画や環境の現状、市民や事業者へのアンケート結果を踏まえ、本市が目指す望ましい環境像を設定しました。

「羽島市環境基本条例」の基本理念は次のとおりです。

1. 環境の保全及び創出は、市民が健康で文化的な生活を営むために環境と共生し、豊かで快適な環境を適切に保全し、さらに向上させ、この環境の恵みを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。
2. 環境の保全及び創出は、全ての者が可能な限り環境に優しい行動に取り組むことにより、環境への負荷が少ない持続的に発展することが可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。
3. 環境の保全及び創出は、市、市民及び事業者がそれぞれの責務を認識し、相互に協力して行われなければならない。
4. 地球環境の保全は、私たちの日々の生活が地球環境に密接に関わっていることに鑑み、全ての日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

また、「羽島市みらい共創プラン（羽島市第七次総合計画）」では、「次代を築くひと・産業・まちを育み、誰もが住み良いまち」を目指し、『未来へつなぐ スマイル羽島』を将来の本市の姿（将来都市像）としています。

これらを踏まえ、市民が健康で文化的な生活を営むことができる未来をイメージでき、市民・事業者及び市がお互いに協力して環境の保全及び創出していく誰もが住み良いまちを目指し、次のとおり前回計画で掲げた本市の望ましい環境像を継承します。

望ましい環境像

心安らぐ環境にやさしいまち はしま

～一人ひとりが行動し、みんなで協力して未来の世代へ引き継ごう～

3-2 基本目標

本市の環境課題を解決し、「望ましい環境像」を実現するためには、様々な環境課題に取り組んでいく必要があります。そのため本市の環境上の課題を踏まえ、「環境意識の向上」「快適な生活環境」「循環型社会の形成」「自然との共生」「脱炭素社会の実現」の5つの基本目標を掲げ、市民・事業者及び市の各主体が協働し、それぞれの目標実現に向けた取組みを進めていきます。

(1) 環境意識の向上

本市の豊かな自然環境や良好な生活環境は、家庭・学校・職場・地域、その他あらゆる場において、環境を守るための知識を習得し、理解を深めてきたことにほかなりません。

一方、環境に対する取組みについては、必要性は認識されているものの実際に行動に移すのは難しい傾向にあります。そのため環境意識の高い市民だけでなく、幅広く啓発や取組みを推進することにより、環境の保全及び創出に関する活動を行う意識を一層高め、環境行動力の高い人づくりを進めるまちを目指します。

(2) 快適な生活環境

事業活動に伴う大気・水質への影響や生活排水、騒音、悪臭等、身近な環境問題については、地域の安心・安全につながる課題です。

安全・安心な生活環境を維持し、次世代に引き継ぐため、市民・事業者及び市の協働による大気・水質・騒音等の環境基準の達成を進めるとともに、さらなる改善により安全・快適な生活環境を維持できるまちを目指します。

(3) 循環型社会の形成

大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動は私たちの暮らしを便利で豊かなものにしてきた一方で、環境に多大な負荷を与え深刻化しています。

資源は有限であるとの理解を深め、ごみの減量・再利用及び再資源をはじめ、廃棄物の適正処理等、資源の有効活用に取り組み、環境にやさしい循環型社会へと発展するまちを目指します。

（４）自然との共生

良好な自然環境は、生態系が有する多様な機能を発揮し、気候変動対策等、様々な社会課題の解決に寄与するとされています。

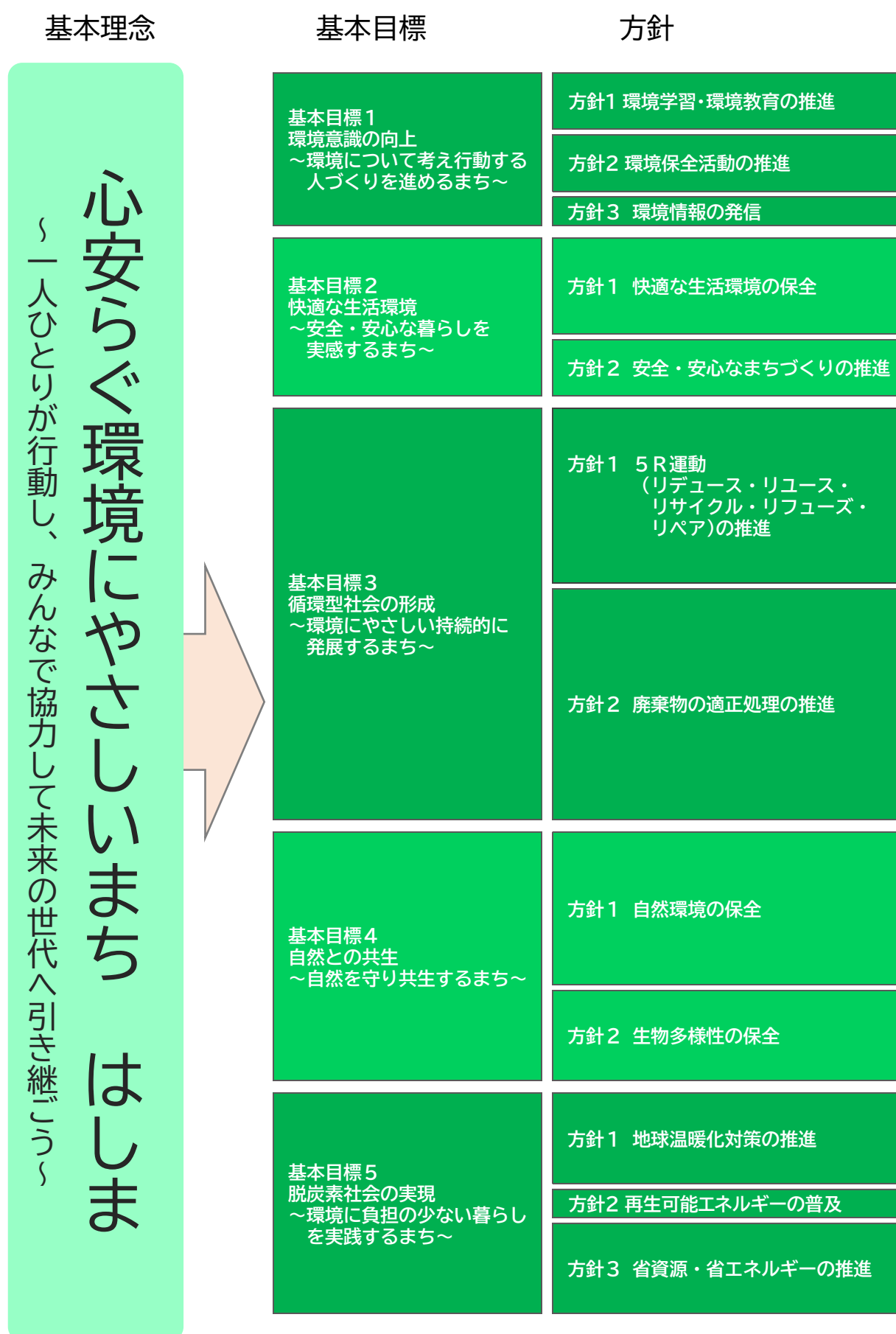
本市においては、人口減少や担い手不足から、農地等の多面的機能の維持が困難になってきています。豊かな自然環境を持続的に保全していくためには、保全活動だけでなく利活用することで循環の仕組みを構築していくとともに、生物多様性の保全に取り組むことで、人の生活と自然とのバランスのとれた自然環境を守り育てるまちを目指します。

（５）脱炭素社会の実現

本市では、2050（令和 32）年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「羽島市ゼロカーボンシティ宣言」を行っています。

公共施設への再生可能エネルギー設備導入や再エネ電力への切替等、市が率先して取組みを進めるとともに、市民や事業者へ再エネ電力や環境負荷の低い電力の利用促進を図り、環境に負荷の少ない暮らしを実践することにより、温室効果ガスの排出を抑え、脱炭素社会を実現するまちを目指します。

3-3 施策体系



施策

主な取組み

環境学習・環境教育の推進

- ①学校における環境学習・環境教育の推進
- ②地域における環境学習・環境教育の推進

環境保全活動の推進

- ①市民等の参画・協働による環境保全活動の推進
- ②人材の確保

環境に対する理解・関心度の向上

- ①幅広い環境情報の提供

大気・騒音環境等の保全

- ①良好な大気・騒音環境等の確保

水環境の保全

- ①良好な水環境の確保 ②生活排水処理の適正化

公害に関する対応

- ①公害等通報事案への適切な対応

快適な住環境の形成

- ①環境美化の推進 ②良好な景観形成
- ③緑化の推進 ④空き家の適切な管理

ごみの減量化

- ①食品ロスの削減 ②ごみの減量と資源化の推進

ごみの資源化

- ①プラスチックごみの資源化推進
- ②資源物ストックヤードの利用促進
- ③緑ごみの回収・資源化の推進
- ④使用済小型家電の資源化推進
- ⑤廃食用油の回収・資源化の推進

適正処理等の推進

- ①次期ごみ処理施設整備事業の推進
- ②資源物持ち去り行為の対策の推進
- ③不法投棄対策の強化
- ④高齢者等ごみ出しサポートの検討
- ⑤災害廃棄物への対策

広報・啓発

- ①ごみ処理費用及びごみ処理方法の周知
- ②分別方法のわかりやすい情報提供
- ③ごみに関する学習機会の提供

身近な自然環境の保全

- ①農地の保全と管理 ②環境保全型農業の普及促進
- ③身近な水辺環境の保全・維持管理

地産地消の推進

- ①地産地消の普及促進
- ②学校給食での地元産品の積極的利用

河川環境の保全

- ①河川環境の保全・維持管理 ②河川清掃の実施

貴重な生き物・身近な生き物の保護

- ①貴重な生き物(イタセンパラ等)・身近な生き物の保護

鳥獣害への対応

- ①特定外来生物の防除
- ②有害鳥獣による被害状況の把握と対策の実施

地球温暖化に配慮した市民生活の普及

- ①節電・節水の普及・啓発 ②省エネルギーの普及・啓発

行政が取り組む地球温暖化対策

- ①羽島市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の推進
- ②温室効果ガスの排出量削減目標達成への推進

再生可能エネルギーの利用推進

- ①公共施設への再生可能エネルギーシステムの推進

自動車の燃料消費の削減

- ①環境にやさしい運転(エコドライブ)の普及促進
- ②ハイブリッドカー・低燃費車等の導入促進

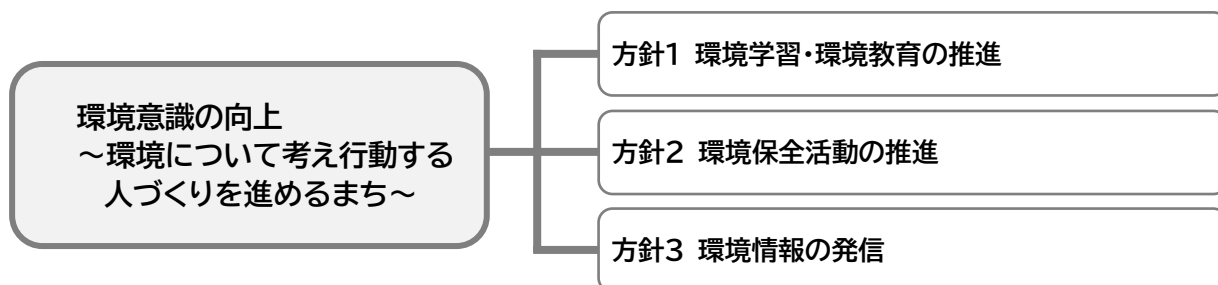
公共交通機関利用の促進

- ①公共交通手段の確保とコミュニティバスの安定運営

第4章 環境施策

基本目標1. 環境意識の向上

～環境について考え行動する人づくりを進めるまち～



【関連する主なSDGsの目標】



【現状と課題】

本市の豊かな自然環境や良好な生活環境を守り、未来に引き継ぐためには、市民一人ひとりが様々な機会を通じて環境問題について学習し、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいくことが必要です。中でも次の世代を担う子どもたちへの環境教育は重要です。

本市では、羽島市独自の環境教育副読本を用いた環境学習の実施等、学校における環境学習・環境教育に意欲的に取り組んでいます。また、アダプトプログラムの導入による環境保全活動や環境出前講座の開催、ホームページ等による情報発信等、様々な手段を用い環境啓発を行っています。

さらに、事業者との環境教育への意見交換やSDGs推進に関する協定に基づいた環境に配慮した活動等、事業者との連携も強化し、多様な観点から環境意識の向上を推進しています。

今後は、様々な機会を通じて、環境問題への関心を高めるとともに、参加層を拡大する施策の充実を図り、環境配慮行動を実践できる人づくりを進めることが必要です。

【環境施策】

方針1 環境学習・環境教育の推進		
施策	主な取組み	具体的内容
環境学習・環境教育の推進	①学校における環境学習・環境教育の推進	・幼児の環境意識の醸成を目的として、環境啓発リーフレット（ぬり絵）を配布し、幼児期から家族で環境について考える機会の創出を図ります。 ・「羽島市の環境（児童版）」を更新し、継続的な環境学習の実施を進めます。更新においては、本市に特化した内容とし他の環境教材と差別化を図ります。 ・各教科や総合学習の時間を活用し、環境に対する児童・生徒の意識や知識の蓄積に努め、持続可能な社会づくりの創り手を育みます。 ・イタセンパラを公共施設や市内学校で展示・飼育する等、環境学習を推進します。 ・環境教育を目的とした農業体験の実施により、気軽に農業に触れ合い、親しむことができる機会の提供に努めます。
	②地域における環境学習・環境教育の推進	・多世代にわたる環境学習・環境教育の機会として、多様なイベント等により、環境に関する普及啓発を推進します。更に、協力企業との連携を強化し、継続的な実施を図ります。 ・羽島市出前講座において、環境に関する講座内容を充実するとともに、継続的に実施することにより、地域における積極的な取組みを推進し、環境意識の向上を図ります。

方針2 環境保全活動の推進		
施策	主な取組み	具体的内容
環境保全活動の推進	①市民等の参画・協働による環境保全活動の推進	・市内の各自治会等が実施する環境美化活動等について、協力・支援に努めます。 ・アダプトプログラムの導入による地域住民と行政の連携した環境保全活動を行います。また、市ホームページで周知を図り、登録数の増加に努めます。
	②人材の確保	・地域において環境保全活動を支える指導者等の確保に向け、情報収集を行います。 ・将来の環境保全活動を担う人材を確保するため学校等への積極的な情報発信に努めます。 ・地域における環境学習や環境保全活動の講師・指導者の確保のため、関係機関や各種団体、関連企業等と連携を図ります。

方針3 環境情報の発信		
施策	主な取組み	具体的内容
環境に対する理解・関心度の向上	①幅広い環境情報の提供	・「羽島市の環境」の作成・公表により、市内の環境に関する情報提供を今後も引き続き実施します。 ・市ホームページ・広報紙及び SNS※等の様々な媒体を活用して環境情報を提供します。 ・市ホームページにおいて、児童向け「羽島市の環境」を公表します。構成や内容の確認を進めることにより、積極的な環境情報の提供を行います。 ・岐阜県が提供している「環境教育推進事業」の情報提供と、その活用を行います。

【目標指標】

目標指標	現状値 令和6(2024)年度	目標値 令和12(2030)年度
市内小中学校・義務教育学校での環境教育の実施	調べ学習や体験的な学習等を取り入れた環境学習を市内小中学校・義務教育学校(13校)全てで実施している	持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする学習活動を、市内小中学校・義務教育学校(13校)全てで実施
アダプトプログラム登録数	19 件	27 件以上
環境学習講座の参加組数	9組	12組以上
出前講座の実施件数	10件	15件以上

※SNS

「Social Networking Service」の略で、個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネットを利用したサービス。

【市民・事業者の取組み】

市民	・市ホームページ・広報紙及びSNS等から環境に関する情報を得るようにします。 ・環境学習・各種イベント等の場に参加します。 ・地域等で行われる環境活動に積極的に参加します。 ・情報交換を活発にし、環境に関する知識を身につけるとともに発信します。 ・学校で行われる環境への取組みに協力します。 ・SNS等を活用して、環境保全活動に関する情報の共有に努めます。 等
事業者	・職場で環境研修を行います。 ・各種イベント等に参加・協力します。 ・環境に対する意識を高めるよう、従業員に啓発を行います。 ・従業員の環境保全活動を理解し、その活動を支援します。 ・環境に配慮した企業活動を実践します。 ・環境学習・環境教育の場において、倫理的観点から自主的に社会貢献するCSRの取組みを行います。 ・SDGsをはじめとする環境に関する情報を収集・整理します。 等

※CSR

「Corporate Social Responsibility」の略で、企業が利潤を追求するだけでなく、組織活動が社会へ与える影響に責任を持ち、あらゆるステークホルダー（利害関係者）からの要求に対して、適切な意志決定をする責任。

【環境学習】



基本目標2. 快適な生活環境

～安全・安心な暮らしを実感するまち～

快適な生活環境
～安全・安心な暮らしを
実感するまち～

方針1 快適な生活環境の保全

方針2 安全・安心なまちづくりの推進

【関連する主なSDGsの目標】



【現状と課題】

本市の大気環境について大気汚染5物質は横ばいで推移しており、環境基準は概ね達成しています。

水環境について、木曽川と長良川は良好の水質を維持しており、境川と桑原川についても、環境基準を達成しています。

また、快適な生活環境を保全するため、環境美化活動等の市民が主体となって取り組む地域活動を支援しています。さらに、空き家対策セミナー等を開催し、空き家対策を進めています。

今後は、事業活動に伴う大気・水質への影響及び生活排水、騒音・悪臭等、身近な環境問題における事業者への指導や市民への啓発を拡充し、生活環境の保全に取り組むとともに、新たな環境課題に適切に対応していくことが必要です。

【環境施策】

方針1 快適な生活環境の保全		
施策	主な取り組み	具体的内容
大気・騒音環境等の保全	①良好な大気・騒音環境等の確保	・大気の常時監視や、自動車・新幹線騒音監視調査等各種環境調査を実施し、今後も定期的な監視体制を継続します。 ・特定施設・特定作業等を行う事業者に対し、各種規制の遵守や適切な対応を図るよう指導・啓発に努めます。 ・市ホームページ等に各種環境調査の結果を公開することで、生活環境の保全に向けた市民等の意識を高めます。
水環境の保全	①良好な水環境の確保	・公共用水域における定期的な水質検査を岐阜県等関係機関と連携して実施し、市ホームページ等に情報を公開することで、水質保全に向けた市民等の意識を高めます。 ・岐阜県と連携し、特定施設を設置する工場等に対する排水基準の遵守徹底に努めます。
	②生活排水処理の適正化	・公共下水道の計画的な整備を図るとともに、供用開始区域内の普及率の向上に努めます。 ・環境プラント及び浄化センターの適正な運営管理を実施し、良好な水質の保全に努めます。 ・合併処理浄化槽の設置支援により、公共水域の水質汚濁を防止し生活環境の保全に努めます。
公害に関する対応	①公害等通報事案への適切な対応	・市民からの騒音・振動及び野焼き等に関する問い合わせや相談に対して適切に対応します。

方針2 安全・安心なまちづくりの推進

施策	主な取組み	具体的内容
快適な住環境の形成	①環境美化の推進	・良好な生活環境を保全するため、「羽島市美しいまちづくり条例」に基づき、土地の所有者等に対し雑草の繁茂等を防止するため、必要な指導を行います。また、土地所有者等への支援策として、市所有の充電式草刈機の無償貸出を継続して行います。 ・希望する自治会へ環境美化看板を提供し、環境保全に向けた啓発を図ります。 ・自治会の側溝や水路清掃・環境美化運動等、市民が主体となって取り組む地域の環境美化活動を支援します。
	②良好な景観形成	・木曽川・長良川をはじめとする河川や、本市の北部・南部に広がる広大な農地等、良好な自然と環境を今後も適切に保全していきます。 ・ごみのポイ捨てや周囲の景観に調和しない建築物等の景観への配慮不足等の景観阻害要素が増加しないよう、景観計画に基づく指導を実施します。 ・情報発信やフォーラム、シンポジウムの開催等に努め、良好な景観の形成に対する市民の意識啓発を図ります。
	③緑化の推進	・国営木曽三川公園「桜堤サブセンター」でのイベント等の実施により、公園の利用度や認知度を高めるとともに、関係機関との協議・調整等を進め、堤内地の早期整備に向けた働きかけに努めます。
	④空き家の適切な管理	・「羽島市空き家等対策計画」を更新するとともに、空き家対策セミナーや個別相談会を開催し、空き家対策を進めます。また、若い世代へ向けた空き家啓発として、市が発送する固定資産の相続人代表者指定届に空き家対策のチラシを同封することにより、啓発を推進します。

【目標指標】

目標指標	現状値 令和6(2024)年度	目標値 令和12(2030)年度
下水道供用開始区域面積割合	72.8% (令和7年4月1日時点)	83.0%以上
生活排水処理率	70.4%	71.4%以上
桑原川のBOD(生物化学的酸素要求量)の年間観測データの75%値	3.5mg/L	5mg/L以下
騒音に係る環境基準 (住居地域)	A・B地域:55dB以下 C地域:60dB以下	A・B地域:55dB以下 C地域:60dB以下
市民一人当たりの 都市公園面積	7.79㎡/人	10.0㎡/人以上
特定空家等が改善もしくは 撤去に至った件数(累計)	7件	9件以上
雑草繁茂相談件数	295件	270件以下

【市民・事業者の取組み】

市民	・普段の生活において水を汚さない工夫を行います。 ・単独処理浄化槽から公共下水道や合併処理浄化槽への切り替えを進めます。 ・地域の清掃活動・環境保全活動等、ボランティア活動に参加します。 ・雑草やごみを除去し、適切な管理に努めます。 ・タバコや空き缶等のポイ捨てをしない等、まちを汚さないようマナーの遵守に努めます。 ・ペットの糞は持ち帰ります。 ・自宅の庭や生垣等を活用して緑化を推進します。 ・地域の景観に関心をもち、主体的に良好な景観の維持や形成に努めます。 ・所有・使用する土地・建築物等の適切な維持・管理による景観への配慮を行います。 ・本市や地域で実施する景観まちづくりへの参画・協力を行います。 ・地域で水辺の保全と管理の問題について話し合います。 等
事業者	・事業活動により市民生活に支障が生じないよう、大気・騒音及び悪臭等の関連法令等を遵守し、良好な生活環境の保全に努めます。 ・排水基準を遵守し、汚染物質の排出を防止します。 ・地域の清掃活動・環境保全活動等、ボランティア活動に参加します。 ・事業活動等のために所有・使用する土地・施設等の適切な維持・管理による景観への配慮を行います。 ・地域の景観に関心をもち、主体的に良好な景観の維持や形成に努めます。 ・本市や地域で実施する景観まちづくりへの参画・協力を行います。 ・事業所の敷地等を活用して緑化を促進します。 等

基本目標3. 循環型社会の形成

～環境にやさしい持続的に発展するまち～

循環型社会の形成
～環境にやさしい持続的に
発展するまち～

方針1 5R運動(リデュース・リユース・リサイクル・
リフューズ・リペア)の推進

方針2 廃棄物の適正処理の推進

【関連する主なSDGsの目標】



【現状と課題】

国では環境保全を通じ、現在及び将来の国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現を目指すこととしています。

本市においても、環境にやさしい持続的に発展するまちを掲げ、5 R運動を推進しており、ごみの減量化・資源化（家庭系ごみの有料化による意識の向上や資源物ストックヤードの利用促進等）を進めるとともに、廃棄物の適正処理の推進（不法投棄対策の強化、分別方法のわかりやすい情報提供等）に取り組んでいます。

今後は、環境にやさしい循環型社会の実現を目指し、廃棄物の適正処理を推進するため、出前講座等を通じて、ごみの分別方法の周知啓発を促進するとともに、不法投棄の監視、高齢化社会に対応した廃棄物処理体制の構築等を進める必要があります。

【環境施策】

方針1 5R運動(リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ・リペア)の推進		
施策	主な取組み	具体的内容
ごみの減量化	① 食品ロスの削減	・食品ロスの削減に向けた情報を市ホームページや広報紙、SNS等を通じて啓発するとともに、出前講座等で3きり(水きり・使いきり・食べきり)運動を啓発することにより、家庭や事業所で発生する食品ロスの解消を目指します。
	②ごみの減量と資源化の推進	・家庭系ごみの有料化等により、ごみの資源分別に対する意識を高め、ごみの減量と資源化の推進を図ります。
ごみの資源化	①プラスチックごみの資源化推進	・プラスチックごみの分別回収・資源化を行っており、今後も継続して「容器包装プラスチック」の再資源化、「その他プラスチック」の再商品化や適正処理を引き続き推進します。
	②資源物ストックヤードの利用促進	・市民が資源物を直接持ち込める資源物ストックヤードの運営管理を適切に行います。 ・市ホームページや広報紙、SNS等を通じ、資源物ストックヤードの利用を促進します。
	③緑ごみの回収・資源化の推進	・剪定枝等の緑ごみを資源物として回収し、再資源化を推進します。回収にあたっては、インターネット予約等の利便性を図ります。
	④使用済小型家電の資源化推進	・使用済小型家電(携帯電話等)の拠点回収を継続します。 ・使用済小型家電の回収品目を増加させ、ごみの減量・資源化に努めます。
	⑤廃食用油の回収・資源化の推進	・自治会の協力のもと市内に回収場所を設置し、廃食用油の回収を行い、再資源化と生活排水対策を推進します。

方針2 廃棄物の適正処理の推進		
施策	主な取組み	具体的内容
適正処理等の推進	①次期ごみ処理施設整備事業の推進	・岐阜羽島衛生施設組合※及び組合構成市町と協力し、次期ごみ処理施設整備を進めます。
	②資源物持ち去り行為の対策の推進	・監視パトロールを実施する等、資源物持ち去り行為の対策を継続します。
	③不法投棄対策の強化	・不法投棄が多い場所等に対する重点的なパトロールの実施や、自治会に対して監視カメラの貸出を行い、不法投棄をさせない環境づくりを進めます。 ・市内の道路及び市有地等に不法投棄された廃棄物を適切に回収・処理します。
	④高齢者等ごみ出しサポートの検討	・福祉部門と連携して、高齢者世帯等でごみ出しが困難な世帯に対するごみ出しサポートの(粗大ごみの収集運搬費の助成等)を推進します。
	⑤災害廃棄物への対策	・災害発生時の廃棄物の迅速な処理に向けて「岐阜県災害廃棄物処理計画」、「羽島市災害廃棄物処理計画」及び「羽島市災害廃棄物処理初動対応マニュアル」に基づき、適正な災害廃棄物対応を継続します。
広報・啓発	①ごみ処理費用及びごみ処理方法の周知	・ごみ処理費用及び処理方法について、広報紙や市ホームページ等を通じ、周知を図ります。
	②分別方法のわかりやすい情報提供	・広報紙や市ホームページ、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」等を通じ、ごみの分別方法等の情報提供を継続します。
	③ごみに関する学習機会の提供	・出前講座の開催等、市民に対しごみについて学ぶ機会を提供し啓発を行い、不法投棄やごみの抑制に努めます。 ・小学校の児童を対象に、「ごみと資源物」を題材にした環境教育に取り組み、ごみの減量や適正処理に関する意識啓発を図ります。

※岐阜羽島衛生施設組合

岐阜市、羽島市、岐南町及び笠松町で構成され、ごみ処理等に関する事務を共同処理している一部事務組合。

【目標指標】

目標指標	現状値 令和6(2024)年度	目標値 令和12(2030)年度
市民一人1日当たりの家庭系ごみ排出量(可燃ごみ)	361g/人・日	385g/人・日以下
不法投棄発生件数	146 件	165 件以下
ごみ分別アプリ「さんあ〜る」登録者数(羽島市)	5,711人	10,000人以上

【市民・事業者の取組み】

市民	・食材等は必要な量を購入し、食べ残しや賞味期限切れによる廃棄を防ぎます。 ・3きり運動に取り組みます。 ・ごみ排出量の抑制やごみの分別等を進め、ごみの減量に努めます。 ・マイバッグを持参しレジ袋の使用を控え、過剰包装を辞退します。 ・リサイクル製品等の環境に配慮した商品の購入に努めます。 ・使用済小型家電の回収に協力します。 ・ごみ出しルールを守って、決められた場所にごみを出します。 ・不法投棄をさせない環境づくりを行います。 等
事業者	・食料品製造・販売業者は、製造過程で発生する食材のロス(食品ロス)、廃棄する食材を削減するように努めます。 ・製造業者は、製造過程で発生する資材のロスを削減するように努めます。 ・コピー用紙の削減やごみの少ない事業活動に努めます。 ・販売事業者は、環境性能が認められる袋への転換や、包装紙の簡素化等に努めます。 ・再利用・資源化が可能な製品等の製造・流通及び販売等に努めます。 ・自ら排出する廃棄物は、可能な限りリサイクルを徹底します。 ・リサイクル技術の積極的な開発や活用に努めます。 ・事業活動で発生する廃棄物について、責任を持って適切な廃棄処分を行います。 ・事業活動にサーキュラーエコノミー※の視点を取り入れます。 等

※サーキュラーエコノミー

循環経済という意味で、「作って、使って、捨てる」という従来の「線形経済(リニアエコノミー)」から脱却し、「資源を捨てずに長く使い続ける」ことで、廃棄物を最小限に抑える経済システム。

基本目標4. 自然との共生 ～自然を守り共生するまち～

自然との共生
～自然を守り共生するまち～

方針1 自然環境の保全

方針2 生物多様性の保全

【関連する主なSDGsの目標】



【現状と課題】

本市は、木曽川と長良川に挟まれ、中小河川や水路が多く、豊かな水環境により、多様な生態系や緑豊かな景観が形成されています。

そのため、自然環境の保全として、農地の保全と管理（農地の集積・集約等）や環境保全型農業（減農薬栽培等）の普及促進、河川環境の保全（河川流域の企業及び環境保全団体との協力等）を推進しています。

河川環境等の保全活動について、アダプトプログラムの登録数は増加傾向となっています。また、イタセンパラをはじめとする貴重な生き物の保護活動についても、羽島市イタセンパラサポーター数に増加がみられます。

今後は、農地等が有する多面的機能の確保を図るため適切な維持・管理を推進することが必要です。

また、自然環境を守る環境保全団体の活動については、多様な主体に展開し、若い世代へと継承していくとともに事業者との連携を強化していくことが必要です。

【環境施策】

方針1 自然環境の保全		
施策	主な取組み	具体的内容
身近な自然環境の保全	①農地の保全と管理	・担い手へ農地を集積・集約することを促進し、遊休農地の発生防止・解消と農業の担い手の確保に努めます。 ・農業従事者や地域住民による農地・水路及び農道等の多面的機能の維持・向上の取組みを推進し、農地保全を図ります。
	②環境保全型農業の普及促進	・農業構造の転換や省力化・高品質生産等を促進するため、情報通信技術等を活用したスマート農業に必要な機械・施設等の導入経費の一部を助成します。 ・減農薬栽培や有機栽培または化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減し、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果が高い営農活動や国際水準GAPに取り組む場合、面積に応じて支援を行います。
	③身近な水辺環境の保全・維持管理	・木曽川・長良川は広大な河川敷を有しており、それらを市民の憩いの場となる河川緑地として有効活用するため、河川管理者との協議を行い、整備・保全に努めます。 ・市内を流れる境川・桑原川等の河川については、本市の良好な自然環境を構成する緑地として、河川の自然環境や生態系に配慮し水と親しむことのできる緑地として整備を推進します。
地産地消の推進	① 地産地消の普及促進	・市民が地元で生産した市特産品等の農畜産物を気軽に購入できる環境の構築を進めるとともに、地産地消情報の発信により、地産地消を推進します。
	②学校給食での地元産品の積極的利用	・安全・安心な羽島市産の農畜産物を、より学校給食に利用されるように努めます。
河川環境の保全	①河川環境の保全・維持管理	・河川の流域市町、企業及び環境保全活動団体と協力し、環境保全活動を継続することにより、河川の浄化対策の充実を図ります。
	②河川清掃の実施	・木曽川及び長良川の河川敷や堤防の一斉清掃を実施するとともに、清掃活動がより広がるよう広報等を行います。

方針2 生物多様性の保全		
施策	主な取組み	具体的内容
貴重な生き物・身近な生き物の保護	①貴重な生き物(イタセンパラ等)・身近な生き物の保護	・チラシ配布や SNS 等の活用により広くイタセンパラサポーターを募集し、保全活動を推進します。 ・イタセンパラ等の水辺の生き物を観察し、体験を通して楽しく学び、生き物の保護意識や普及啓発につなげる親子参加型事業の実施に取り組みます。
鳥獣害への対応	①特定外来生物の防除	・地域の自然環境に影響を与え、生物多様性を脅かす特定外来生物の捕獲に努めるとともに、個人捕獲希望者については箱わなの貸出を実施します。
	②有害鳥獣による被害状況の把握と対策の実施	・有害鳥獣類による被害状況を把握し、有害鳥獣の防除に努めます。

【目標指標】

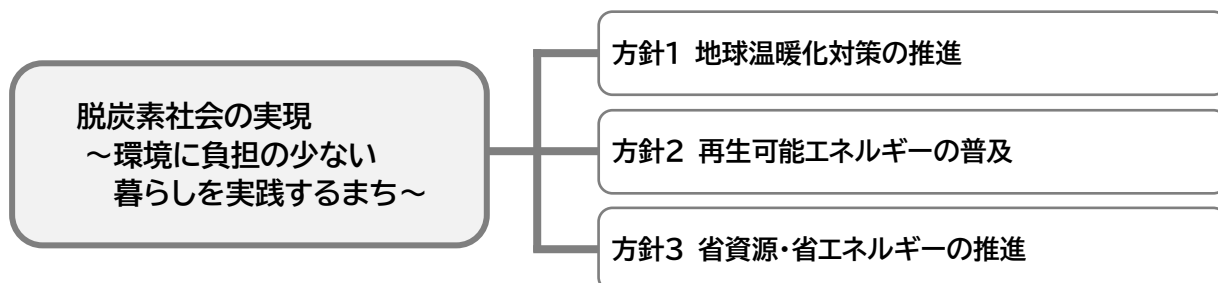
目標指標	現状値 令和6(2024)年度	目標値 令和12(2030)年度
スマート農業技術導入経営体数	11経営体	16経営体以上
市特産品目数	8品目	10品目以上
羽島市イタセンパラサポーター数	439人	480人以上
野生動植物の生態系に関する講座開催件数	1件	1件以上

【市民・事業者の取組み】

市民	・本市に生息・生育する様々な動植物に関心を持ち、保全します。 ・特定外来生物等を自然に放さないようにします。 ・河川の環境美化活動へ積極的に参加します。 ・地産地消を推進するため、積極的に地元農畜産物を購入するよう心がけます。 等
事業	・開発行為等をする場合は、自然環境の保全に十分配慮します。 ・河川の環境美化活動へ積極的に参加します。 ・農業従事者は、化学肥料や農薬の削減に努めます。 ・農業従事者は、農地を適正に管理します。 等

基本目標5. 脱炭素社会の実現

～環境に負担の少ない暮らしを実践するまち～



【関連する主なSDGsの目標】



【現状と課題】

本市では、2021（令和3）年3月に「羽島市ゼロカーボンシティ宣言」を行い、緑豊かで優れた自然環境等を次世代へ引き継ぎ、持続可能なまちづくりを実現するため、2050（令和32）年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを実現することを目指しています。

そのため、公共施設への再生可能エネルギーシステムの導入等、市が率先し二酸化炭素排出量の削減に取り組んでおり、その省エネルギーの取組みが、市民や事業者にも広がりを見せる中、2022（令和4）年度の二酸化炭素排出量は基準年度の2013（平成25）年度に比べ17.9%の減少となっています。

一方、2050（令和32）年の二酸化炭素排出量実質ゼロを見据えると、更なる削減に取り組む必要があります。

中でも、部門別の二酸化炭素排出量では運輸部門が多くなっており、次世代自動車の普及促進や公共交通の利用促進等、市民及び事業者を巻き込んだ取組みが必要であると考えられます。

今後は、再生可能エネルギーの推進に向け、公共交通機関の最適化、次世代自動車、太陽光発電、蓄電池の導入等、日常生活におけるエネルギーに配慮した生活の周知・徹底に取り組む必要があります。

【環境施策】

方針1 地球温暖化対策の推進		
施策	主な取組み	具体的内容
地球温暖化に配慮した市民生活の普及	①節電・節水の普及・啓発	・空調・照明・給湯及び自動車等の高効率化等、家庭における省エネルギー活動の普及に努めます。 ・各小学校においては「羽島市の環境(児童版)」を活用した、省エネ活動の学習を進めます。
	②省エネルギーの普及・啓発	・省エネ・脱炭素社会の実現のため、「デコ活※」の普及啓発に努めます。
行政が取り組む地球温暖化対策	①羽島市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の推進	・「羽島市環境管理マニュアル」に基づき、本市の全ての部門を対象に、節電の実施やノー残業デーの取り組み等を行うことで、電気使用量の削減等による温室効果ガスの排出削減を目指します。 ・本市が率先してクールビズやウォームビズの取り組みを実践します。 ・本市が物品購入する際は、環境ラベリング(エコマーク、グリーンマーク等)の対象製品の購入に努めます。 ・ISO14001の手法を活かした、本市独自の「羽島市環境管理システム」を推進します。
	②温室効果ガスの排出量削減目標達成への推進	・「羽島市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に基づき、引き続き温室効果ガスの排出量削減目標の達成に努めます。

※デコ活

「脱炭素(Decarbonization)」の「デ(De)」と「エコ(Eco)」を組み合わせた造語で、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称です。環境省が主導し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、国・自治体・企業・団体などが連携して、国民一人ひとりのライフスタイル変革(省エネ、節水、エコ家電の利用、テレワーク、地産地消など)を後押しする活動全般を指す。

方針2 再生可能エネルギーの普及		
施策	主な取組み	具体的内容
再生可能エネルギーの利用推進	①公共施設への再生可能エネルギーシステムの推進	・施設の新築や改築をする際は、環境に配慮した工事を実施するとともに、新エネルギーや省エネルギー設備を積極的に導入します。 ・本庁舎においては、地中熱利用システムを活用し、地中熱を冷暖房等の熱源に利用することで、省エネルギー化を図ります。 ・各公共施設に太陽光発電設備等を設置し再生可能エネルギーの利用推進を図ります。 ・公共施設の太陽光発電設備及びLED照明については、保守点検等を通して維持管理に努め、引き続き再生可能エネルギー利用促進を図ります。

方針3 省資源・省エネルギーの推進		
施策	主な取組み	具体的内容
自動車の燃料消費の削減	①環境にやさしい運転(エコドライブ)の普及促進	・エコドライブやアイドリングストップ等、排出ガスの抑制と環境に配慮した自動車利用の普及啓発に努めます。
	②ハイブリッドカー・低燃費車等の導入促進	・公用車について、ハイブリッドカー・低燃費車等、排出ガスの抑制と環境に配慮した低燃費・低公害車の導入促進に努めます。
公共交通機関利用の促進	①公共交通手段の確保とコミュニティバスの安定運営	・日常生活及び社会生活を営むために必要不可欠な通勤・通学・通院及び買い物等の利便性を確保するため、近隣市町及び民間事業者と連携を図り、広域的な公共交通網の確保に努めます。 ・市民の日常生活の足として、コミュニティバスの運行を確保・維持を図るとともに、「羽島市地域公共交通計画」に基づく事業の実施により、需要と輸送力のバランスが取れた路線網、持続可能な公共交通体系の整備に努めます。

【目標指標】

目標指標	現状値 令和6(2024)年度	目標値 令和12(2030)年度
温室効果ガス(CO ₂)排出量 (羽島市施設)	5,180t-CO ₂	現状値対比 5%以上の削減
公用車のガソリン使用量 (消防・上下水道部を除く)	ガソリン:24,502ℓ 軽油:3,568ℓ	現状値対比 5%以上の削減
コミュニティバスの年間 乗車人数	96,084人	98,400人以上 (令和11年度)

【市民・事業者の取組み】

市民	・家庭内で節電・節水及びエコドライブ等、家庭でできる対策に取り組みます。 ・クールチョイス※を積極的に実践します。 ・省エネ・新エネ機器の使用等、環境への負荷低減に努めます。 ・電化製品等の買い替え時には、省エネルギー性能の高い環境にやさしい製品を購入します。 ・日常生活で公共交通機関を積極的に利用するよう心がけます。 等
事業者	・エネルギーの効率的な利用や再生可能エネルギーの導入に努めます。 ・温室効果ガスの排出量を削減するため、事業所でできる対策に取り組みます。 ・エコドライブやエコ整備等の取組みを推進します。 ・ハイブリッドカー・低燃費車等の導入に努めます。 等

※クールチョイス (COOL CHOICE)

2030(令和12)年度の温室効果ガスの排出量を2013(平成25)年度比で26%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動等、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。例えば、エコカーを買う、エコ住宅を建てる、エコ家電にするという「選択」、高効率な照明に替える、公共交通機関を利用するという「選択」、クールビズをはじめ、低炭素なアクションを実践するというライフスタイルの「選択」。

目標指標一覧

基本目標	目標指標	現状値 令和6(2024)年度	目標値 令和12(2030)年度
1 環境意識の 向上	市内小中学校・義務教育 学校での環境教育の実施	調べ学習や体験的な 学習等を取り入れた環 境学習を市内小中学 校・義務教育学校(13 校)すべてで実施して いる	持続可能な開発を促 進するために必要な知 識および技能を習得 できるようにする学習 活動を、市内小中学 校・義務教育学校(13 校)すべてで実施
	アダプトプログラム 登録数	19件	27件以上
	環境学習講座の参加組数	9組	12組以上
	出前講座の実施件数	10件	15件以上
2 快適な 生活環境	下水道供用開始区域 面積割合	72.8% (令和7年4月1日時点)	83.0%以上
	生活排水処理率	70.4%	71.4%以上
	桑原川のBOD(生物化学 的酸素要求量)の年間観 測データの75%値	3.5mg/L	5mg/L以下
	騒音に係る環境基準 (住居地域)	A・B地域:55dB以下 C地域:60dB以下	A・B地域:55dB以下 C地域:60dB以下
	市民一人当たりの 都市公園面積	7.79㎡/人	10.0㎡/人以上
	特定空家等が改善もしく は撤去に至った件数 (累計)	7件	9件以上
	雑草繁茂相談件数	295件	270件以下

基本目標	目標指標	現状値 令和6(2024)年度	目標値 令和12(2030)年度
3 循環型社会の 形成	市民一人1日当たりの家庭系ごみ排出量(可燃ごみ)	361g/人・日	385g/人・日以下
	不法投棄発生件数	146件	165件以下
	ごみ分別アプリ「さんあ〜る」登録者数(羽島市)	5,711人	10,000人以上
4 自然との 共生	スマート農業技術導入経営体数	11経営体	16経営体以上
	市特産品目数	8品目	10品目以上
	羽島市イタセンパラサポーター数	439人	480人以上
	野生動植物の生態系に関する講座開催件数	1件	1件以上
5 脱炭素社会 の実現	温室効果ガス(CO2)排出量(羽島市施設)	5,180t-CO2	現状値対比 5%以上の削減
	公用車のガソリン使用量(消防・上下水道部を除く)	ガソリン:24,502ℓ 軽油:3,568ℓ	現状値対比 5%以上の削減
	コミュニティバスの年間乗車人数	96,084人	98,400人以上 (令和11年度)

第5章 羽島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

5-1 環境を取り巻く社会情勢の動向

（1）地球温暖化の現状

①地球の気温と温室効果ガス

太陽から地球に降り注ぐ光は、地球の大気を素通りして地面を暖め、その地表から放射される熱を温室効果ガスが吸収し大気を暖めており、地球の平均気温は14℃前後となっています。

一方、大気中に水蒸気、二酸化炭素、メタン等の温室効果ガスが存在しない場合は、マイナス19℃程になると考えられています。

近年は産業活動が活発になり、二酸化炭素やメタン、フロン類等の温室効果ガスが大量に排出されることで、大気中の濃度が高まり熱の吸収が増えた結果、気温が上昇し始めています。

中でも、温室効果ガス別の地球温暖化への影響は、石油や石炭等、化石燃料の燃焼等によって排出される二酸化炭素が7割台を占めており、地球温暖化の最大の原因となっています。

【地球温暖化のメカニズム】



資料：全国地球温暖化防止活動推進センター

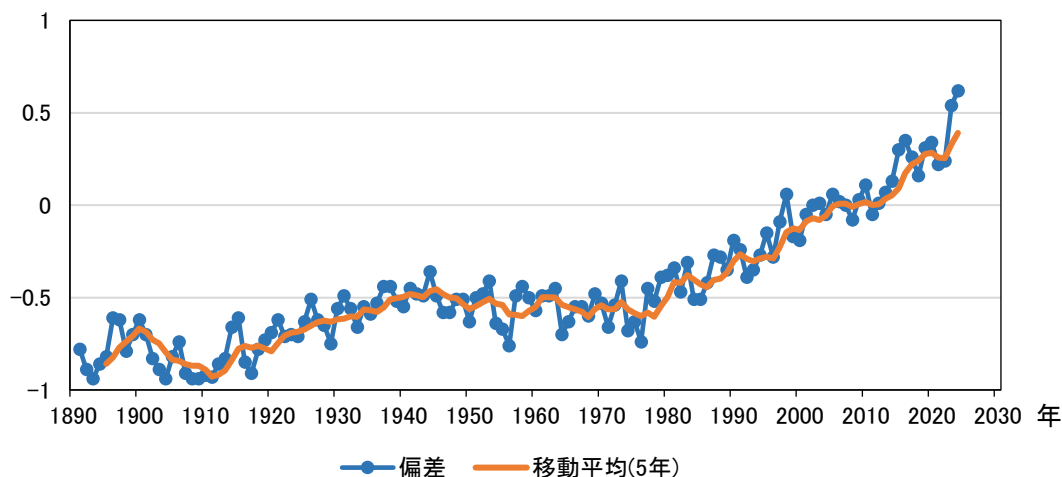
②地球の気温上昇

2024(令和6)年の世界の平均気温の基準値(1991年～2020年の30年平均値)からの偏差は $+0.62^{\circ}\text{C}$ で1891年の統計開始以降、最も高い値となりました。

世界の年平均気温は、変動を繰り返しながら上昇しており、特に1990年代半ば以降、高温となる年が多くなっています。

【世界の年平均気温偏差】

1991-2020年平均
からの差($^{\circ}\text{C}$)



資料：気象庁HP：世界の年平均気温偏差 ($^{\circ}\text{C}$)

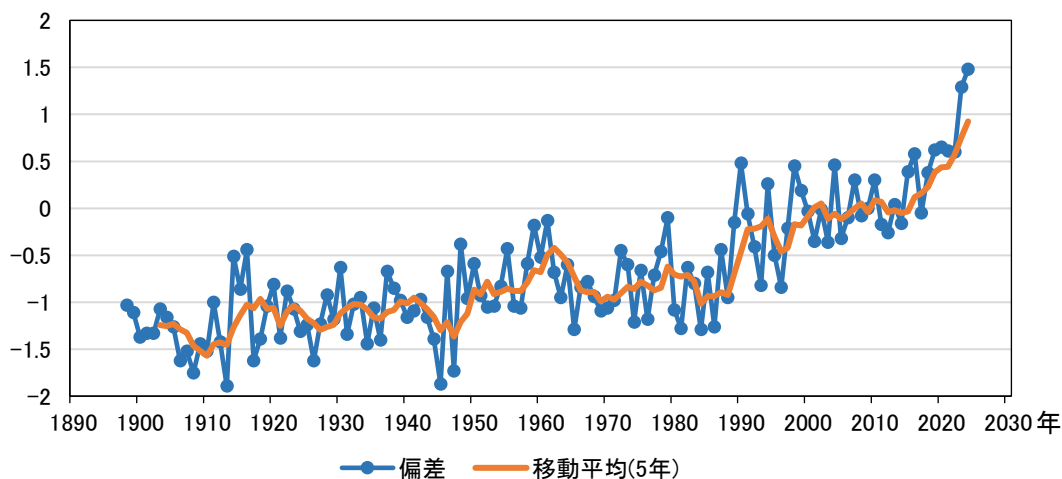
② 日本の平均気温

2024(令和6)年の日本の平均気温の基準値(1991年～2020年の30年平均値)からの偏差は $+1.48^{\circ}\text{C}$ で、1898(明治31)年の統計開始以降、最も高い値となりました。

日本の年平均気温は特に1990年代以降、高温となる年が頻出しています。

【日本の年平均気温偏差】

1991-2020年平均
からの差($^{\circ}\text{C}$)



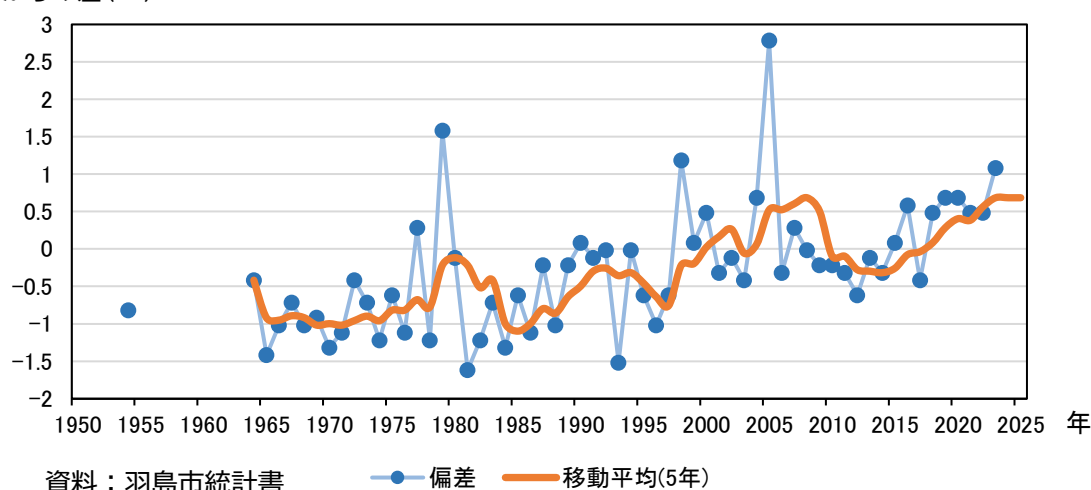
資料：気象庁HP：世界の年平均気温偏差 ($^{\circ}\text{C}$)

④本市の平均気温

本市の平均気温の基準値（1991年～2020年の30年平均値）からの偏差は変動を繰り返しながら概ね上昇傾向となっており、平均気温は1954年頃と比べて、2018年以降は1℃以上の上昇がみられます。

【本市の年平均気温偏差】

1991～2020年平均
からの差(℃)



(2) 温暖化の影響

IPCC第6次評価報告書では、1850～1900年を基準とした世界平均気温は2011～2020年に1.1℃の温暖化に達したとされています。温暖化の影響としては、真夏日・猛暑日の増加、降水と乾燥の極端化、海水温・海面水位の上昇、生物への影響、経済・社会システムへの影響等が懸念されています。

【2100年末に予測される日本への影響予測】

気温	気温	3.5～6.4℃上昇
	降水量	9～16%増加
	海面	60～63cm上昇
災害	洪水	年被害額が3倍程度に拡大
	砂浜	83～85%消失
	干潟	12%消失
水資源	河川流量	1.1～1.2倍に増加
	水質	クロロフィルaの増加による水質悪化
生態系	ハイマツ	生育可能な地域の消失～現在の7%に減少
	ブナ	生育可能な地域が現在の10～53%に減少
食糧	コメ	収量に大きな変化はないが、品質低下リスクが増大
	うんしゅうみかん	作付適地がなくなる
	タンカン	作付適地が国土の1%から13～34%に増加
健康	熱中症	死者、救急搬送者数が2倍以上に増加
	ヒトスジシマカ	分布域が国土の約40%から75～96%に拡大

資料：全国地球温暖化防止活動推進センターHP

5-2 羽島市の地球温暖化対策の取組み

(1) 地球温暖化対策の目標指標

【地球温暖化対策関連の目標指標】

目標指標	基準値	目標値
温室効果ガス(CO ₂) 排出量(羽島市施設)	5,180t-CO ₂	現状値対比 5%以上の削減
公用車のガソリン使用量 (消防・上下水道部を除く)	ガソリン:24,502ℓ 軽油:3,568ℓ	現状値対比 5%以上の削減
コミュニティバスの 年間乗車人数	96,084 人	98,400人 (令和 11 年度)

(2) 羽島市ゼロカーボンシティ宣言

本市は、2021（令和3）年3月に市が有する緑豊かで優れた自然環境等を次世代へ引き継ぎ、持続可能なまちづくりを実現するため、市民・事業者等との協働により地球温暖化対策を進め、2050（令和32）年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを宣言しました。

羽島市ゼロカーボンシティ宣言

～2050（令和32）年までに二酸化炭素排出量実質ゼロへ～

地球温暖化は、人類の生活基盤に関わる重大な環境問題の一つであり、その原因となる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制は、世界共通の課題となっています。身近に私たちの生命や暮らしが脅かされる事態がせまるなど危機的状況にあり、その対策は不可欠なものとなっています。

2015（平成27）年12月に合意されたパリ協定では、「産業革命からの平均気温上昇の幅を2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力する」との目標が国際的に広く共有されました。その後2018（平成30）年に公表されたIPCC（気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書では、「気温上昇を2℃よりリスクの低い1.5℃に抑えるためには、2050（令和32）年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする必要がある」と示されています。

羽島市はこれらの状況を鑑み、市が有する緑豊かで優れた自然環境などを次世代へ引き継ぎ、持続可能なまちづくりを実現するために、市民・事業者等との協働により地球温暖化対策を進め、2050（令和32）年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことをここに宣言します。

令和3年3月12日
羽島市長 松井 聡

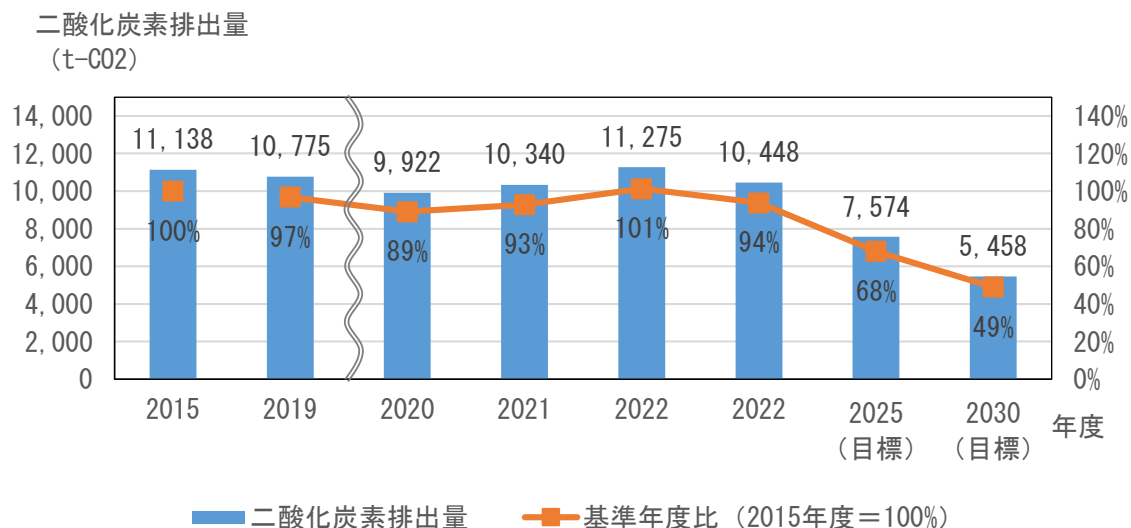
5-3 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づく取組み

（１）市の事務事業における取組み

本市は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、本市の事務事業に関する温室効果ガスの排出量削減に向け、2006（平成18）年3月に『第一次羽島市環境保全実行計画「リーディングエコプランはしま」（羽島市地球温暖化防止対策率先実行計画2006）』を策定し、その後2009（平成21）年8月に『羽島市役所実行計画（リーディングエコプラン2009）』、2011（平成23）年2月に『羽島市役所実行計画（リーディングエコプラン2011）』、2017（平成29）年3月に『羽島市地球温暖化対策実行計画（リーディングエコプラン2017）』、2022（令和4）年3月に『羽島市地球温暖化対策実行計画（リーディングエコプラン2022）』を策定し、温室効果ガスの排出量抑制に努めてきました。

2022（令和4）年11月に改訂した現行計画では、2015（平成27）年度を基準年度に、短期目標として温室効果ガス排出量を2025年度までに32%削減、計画期間の最終年度である2030（令和12）年度までに51%削減することを目指し、施策を実施しています。

【本市の事務事業からの二酸化炭素排出量】



【温室効果ガス排出軽減のための取組み（現行計画）】

1. 再生可能エネルギー導入・活用の推進	(1) 公共施設の屋上や屋根等を活用し、太陽光発電等の導入を進める。 ・令和5年度に3施設（北部学校給食センター、市営斎場、図書館）については、施設の脱炭素化に向け、先行施設として太陽光発電設備の導入を図る。 (2) 新庁舎では地中熱利用システムにより、地中熱を冷暖房等の熱源として利用することで、二酸化炭素の排出を抑制する。 (3) 新庁舎に太陽光発電を設置し、二酸化炭素の排出を抑制する。 (4) 再生可能エネルギー由来の電力への切替を進める。
2. 省エネルギー対策の推進	(1) 電気使用量、燃料（都市ガス、LPG、重油、灯油等）使用量の削減 ① 時間外の不必要箇所の消灯を行う。 ② トイレ、給湯室等に利用者がいない場合は消灯する。 ③ 退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。 ④ OA機器等の電源をこまめに切るように努める。 ⑤ ノー残業デーの徹底に取り組む。 ⑥ クールビズ及びウォームビズを推進する。 ⑦ LED照明への切替、導入を進める。 ・令和4年度から浄化センターのLED照明への切替を進めていく。 ・各市公共施設のLED照明への導入状況を把握し計画的に切替を進める。 ⑧ 室内の設定温度は、原則として冷房28℃、暖房19℃にする。 ⑨ 階段を積極的に利用し、エレベーターの利用を控える。 (2) 公用車等の燃料使用量及び走行距離の削減 ① ウェブ会議システムの活用、テレワークによる対応を進め、自動車利用の抑制・効率化を図る。 ② 公用車における電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド車（PHV）等次世代自動車の導入を進める。 ③ 公用車の効率利用を行い、台数の削減を図る。 ④ 急発進、急加速を行わない。（エコドライブの実施） ⑤ 公用車から離れる際は、必ずエンジンを切り、アイドリングストップを実施する。 ⑥ 不要な荷物を積んだままにしない。 ⑦ タイヤの空気圧を定期的に点検する。
3. 省資源対策の推進	(1) 水使用量の削減 ① 日常的に節水を心がける。 ② 自動水洗及び節水コマ等の節水型機器の導入に努める。 (2) 事務用紙類の使用量の削減 ① 再生紙の購入に努める。 ② 文書の両面印刷に努める。 ③ 文書の下書きやテスト印刷等を行う場合は、片面印刷済用紙（裏紙）を活用する。 ④ 使用済封筒の再利用に努める。 ⑤ ホームページへの掲載により、発行物の印刷部数削減に努める。 (3) ごみの減量及びリサイクルの推進 ① 物品の再利用及び修理による長期利用に努め、ごみの減量化を図る。 ② ごみの分別を徹底する。 ③ 使い捨て容器等の購入を控える。

4. その他の取組み	(1) グリーン購入の推進 ① 物品の新規購入及びリース契約をする時は、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものを選択するように努める。 ② 事務用品は、詰め替え及びリサイクル可能な消耗品を購入する。 ③ グリーン購入法に基づく環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）を周知するとともに、対象製品を購入する。 (2) 環境保全に関する意識向上及び率先実行の推進 ① 二酸化炭素排出量を毎年算定・公表する。 ② 地球温暖化対策の知識やノウハウについて、情報収集を行い、市職員への情報提供を行う。 ③ 職員に地球温暖化対策に関する情報提供を行う。 ④ クールビズ及びウォームビズを推進する。 ⑤ 施設の冷暖房は、利用状況に応じた管理を行う。
------------	---

【資料:羽島市地球温暖化対策実行計画（リーディングエコプラン 2022）より】

（２）新庁舎におけるエネルギー対策

2021（令和３）年11月１日に開庁した市役所本庁舎は、LED照明、照明制御設備、太陽光パネル、地中熱を利用した空調設備を導入しています。

地中熱を利用した空調の省エネルギー効果は、旧庁舎での年間排出量139.6t-CO2に対し、新庁舎における2023（令和５）年度の年間排出量は28.47t-CO2となり年間111.13t-CO2の削減となっています。

【市役所本庁舎】



【本庁舎屋上の太陽光パネル】



5-4 温室効果ガス排出量の状況

本市の温室効果ガス排出量は、基準年度の2013（平成25）年度で414千t-CO₂、2022（令和4）年度は340千t-CO₂で、基準年度に比べ17.9%減少しています。

また、温室効果ガス排出量の99.9%は、二酸化炭素が占めています。

【温室効果ガス排出量の経年変化】

単位：千t-CO₂

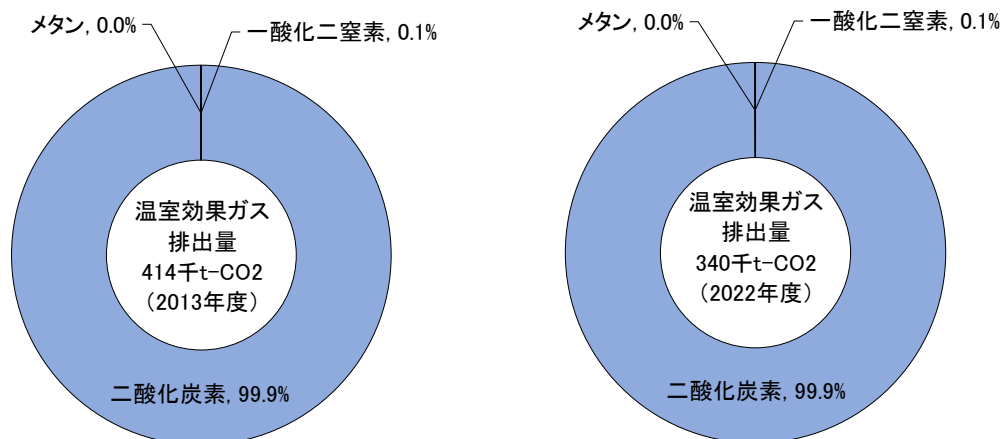
年度		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	増減率
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
産業部門	製造業	70	57	57	55	56	53	52	65	56	51	-26.5%
	建設・鉱業	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	-3.0%
	農林水産業	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	200.9%
	小計	75	62	62	60	60	58	56	70	63	57	-24.0%
業務部門		96	87	96	83	75	74	76	68	73	70	-27.4%
家庭部門		102	101	98	97	94	86	83	81	84	91	-10.6%
運輸部門	運輸	旅客	79	74	75	75	74	72	64	62	66	-16.8%
		貨物	49	50	49	48	47	46	44	46	46	-6.0%
	鉄道		5	5	5	5	4	4	4	4	3	-44.5%
	小計		134	129	129	128	127	122	112	111	115	-14.2%
廃棄物部門		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	-2.6%
二酸化炭素(CO ₂)合計		414	387	391	374	364	351	345	338	339	340	-17.9%
メタン(CH ₄)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.0%
一酸化二窒素(N ₂ O)		0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	-14.3%
温室効果ガス排出量		414	387	391	375	364	351	345	338	339	340	-17.9%

※各数値については、端数処理の関係から合計等と一致しない場合があります。

増減率は2022（令和4）年度の値に対する基準年度（2013（平成25）年度）からの値です。

2013（平成25）年度はメタンが0.000345千t-CO₂、一酸化二窒素が0.2455千t-CO₂、2022（令和4）年度はメタンが0.0003726千t-CO₂、一酸化二窒素が0.2104千t-CO₂で、メタンが8.0%の増加となっており、一酸化二窒素は14.3%の減少となっています。

【ガス別排出量の割合（2013（平成25）年度と2022（令和4）年度）】



5-5 二酸化炭素排出量の状況

本市における2013（平成25）年度の二酸化炭素排出量は、414千t-CO₂で、その98.3%にあたる407千t-CO₂を燃料の燃焼や電気の使用に伴い排出されるエネルギー起源CO₂が占め、残りの1.7%が廃棄物焼却場におけるプラスチック、合成繊維等の焼却による非エネルギー起源CO₂となっています。

2022（令和4）年度の二酸化炭素排出量は340千t-CO₂で、その97.9%にあたる333千t-CO₂を燃料の燃焼や電気の使用に伴い排出されるエネルギー起源CO₂が占め、残りの2.1%が廃棄物焼却場におけるプラスチック、合成繊維等の焼却による非エネルギー起源CO₂となっています。

部門別に見ると、運輸部門が34%で最も多く、次いで家庭部門が27%、業務部門が21%となっています。部門別の割合を全国、岐阜県と比べると、産業部門が少なく、運輸部門、家庭部門が多くなっています。

【二酸化炭素排出量の経年変化】

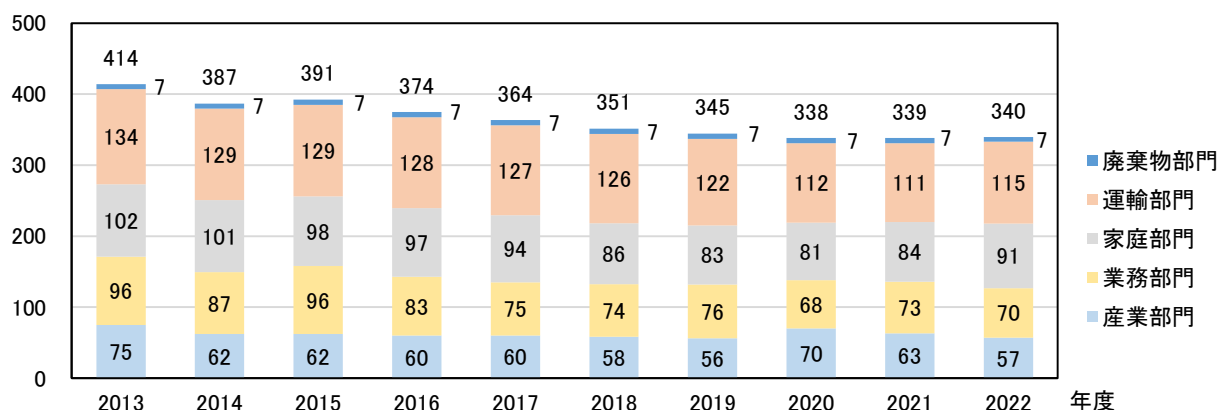
単位：千t-CO₂

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	増減率
エネルギー起源CO ₂	407	380	384	367	356	344	338	331	332	333	-18.2%
非エネルギー起源CO ₂	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	-2.6%
二酸化炭素排出量	414	387	391	374	364	351	345	338	339	340	-17.9%

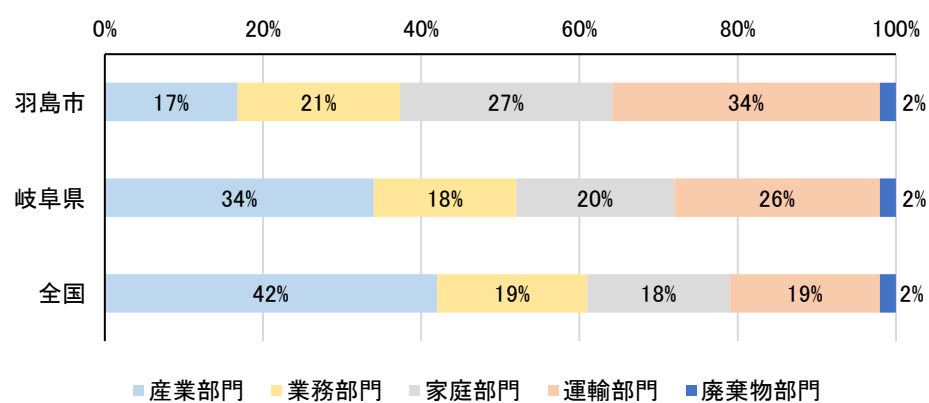
※各数値については、端数処理の関係から合計等と一致しない場合があります。

【部門別二酸化炭素排出量の経年変化】

排出量（千t-CO₂）



【部門別二酸化炭素排出量の割合（2022（令和4）年度）】



5-6 再生可能エネルギーの導入状況

本市における2023（令和5）年度の再生可能エネルギーによる年間発電量推計値は54,264MWhで、二酸化炭素に換算すると約23.5千t-CO2分に相当します。

本市がFIT・FIP制度を活用しているのは、太陽光発電のみで、風力発電、バイオマス発電、水力発電、地熱発電の実績はありません。

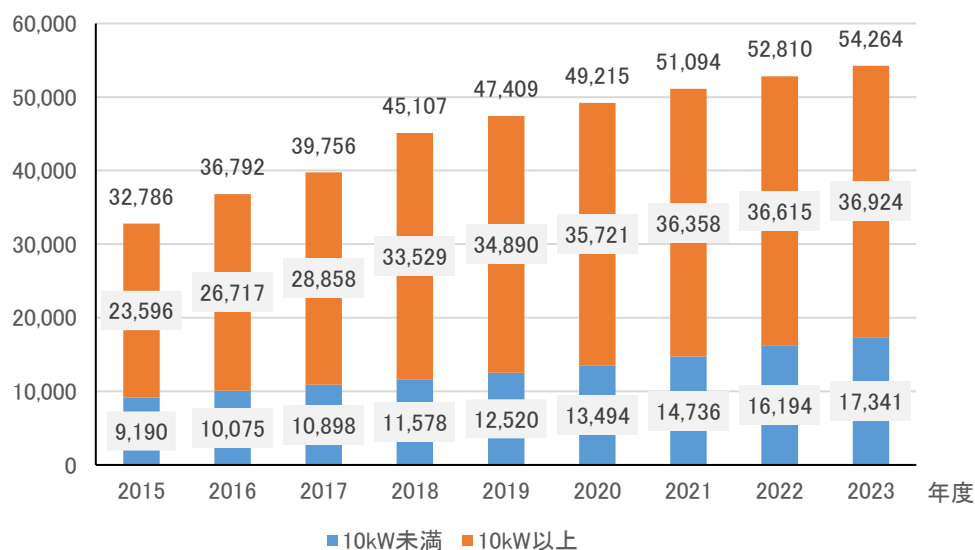
【再生可能エネルギーの導入状況】

単位:MWh/年

再生可能エネルギー種別	再生可能エネルギーによる発電電力量								
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
太陽光発電(10kW未満)	9,190	10,075	10,898	11,578	12,520	13,494	14,736	16,194	17,341
太陽光発電(10kW以上)	23,596	26,717	28,858	33,529	34,890	35,721	36,358	36,615	36,924
合計	32,786	36,792	39,756	45,107	47,409	49,215	51,094	52,810	54,264

【FIT・FIP 制度における発電量】

発電量(MWh/年)



※FIT (Feed-in Tariff) 制度

再生可能エネルギー（太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマス発電等）で発電された電力を、電力会社が一定期間一定の価格で買い取ることを国が約束する制度。

※FIP (Feed-in Premium) 制度

再生可能エネルギーで発電した電力を、FIT 制度のように固定価格で買い取るのではなく、一定の補助額（プレミアム）を付与する制度。

5-7 二酸化炭素排出量の将来推計

(1) 二酸化炭素排出量の算定方法

本計画の対象部門・分野の二酸化炭素については、環境省が地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトにて公表している「自治体排出量カルテ」に掲載された値をベースに、地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル算定手法編に基づき算定しています。

(2) 今後追加の対策を行わない場合の将来推計（現状趨勢（BAUケース）※）

地球温暖化対策に関し、本市が今後追加的な対策を行わないまま推移した場合の2030（令和12）年度、2035（令和17）年度、2040（令和22）年度、2050（令和32）年度の二酸化炭素排出量を推計しています。

二酸化炭素排出量の推計は、製造品出荷額、建設・鉱業及び農林漁業の従業者数、業務その他部門の延べ床面積、人口、世帯数、自動車保有台数について、それぞれ活動量を推計し、2022（令和4）年度の実績値に比率を掛け合わせて計算しています。

その結果、2030（令和12）年度は337千t-CO₂（基準年度2013年度比81.4%）、2035（令和17）年度は335千t-CO₂（基準年度比80.9%）、2040（令和22）年度は331千t-CO₂（基準年度比80.0%）、2050（令和32）年度は320千t-CO₂（基準年度比77.3%）と推計しています。

【今後追加の対策を行わない場合の将来推計（現状趨勢（BAU）ケース）】

単位：千t-CO₂

年度			2013	2022	2030	2035	2040	2050
			H25	R4	R12	R17	R22	R32
産業部門	製造業		70	51	52	53	54	55
	建設・鉱業		4	4	4	4	4	4
	農林水産業		1	2	2	2	2	2
	小計		75	57	58	59	60	61
業務部門			96	70	70	70	70	70
家庭部門			102	91	92	90	87	79
運輸部門	運輸	旅客	79	66	62	60	58	53
		貨物	49	46	46	46	46	46
	鉄道		5	3	3	3	3	3
	小計		134	115	110	109	107	102
廃棄物部門			7	7	7	7	7	7
二酸化炭素(CO2)合計			414	340	337	335	331	320
基準年度(2013年度比)			100.0%	82.1%	81.4%	80.9%	80.0%	77.3%

※現状趨勢（Business As Usual）ケース

二酸化炭素排出量が今後の対策を見込まないまま推移したケース。エネルギー消費原単位の変化（機器の入れ替え等）は想定せず、人口、生産量等の活動量の変化予測により、排出量を予測。

5-8 二酸化炭素排出量の削減目標の設定

(1) 国と岐阜県の排出削減の目標・目安

2025（令和7）年2月に改定された国の地球温暖化対策計画では、2050年ネット・ゼロの実現に向け、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指しています。すでに2030年度については、2013年度比で46%削減を目指し、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていくことが示されています。

また、岐阜県は2023（令和5）年3月に改訂した岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画で、2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度比で48%削減（森林吸収量含む）し、さらに50%の高みに向け、挑戦を続けていくとしています。

【部門別の排出削減の目標・目安】

	2030年度(2013年度比)		2040年度(2013年度比)
	国	岐阜県	国
産業部門	▲38%	▲27%	▲57%～▲61%
業務その他部門	▲51%	▲73%	▲79%～▲83%
家庭部門	▲66%	▲52%	▲71%～▲81%
運輸部門	▲35%	▲26%	▲64%～▲82%
廃棄物分野	▲15%	▲59%	▲29%
温室効果ガス全体	▲46%	▲48%	▲73%

資料：地球温暖化対策計画、岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画

(2) 羽島市の排出削減の目標・目安

本市においても今回、計画を改定するにあたり、国の新たな地球温暖化対策計画や改訂された県の地球温暖化防止・気候変動適応計画を踏まえて、2050年ネット・ゼロの実現に向け、2030年度、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを 2013年度からそれぞれ46%、60%、73%削減することを目標とします。

なお、各部門の削減割合についても、国の数値目標・目安に沿って、削減目標を設定します。

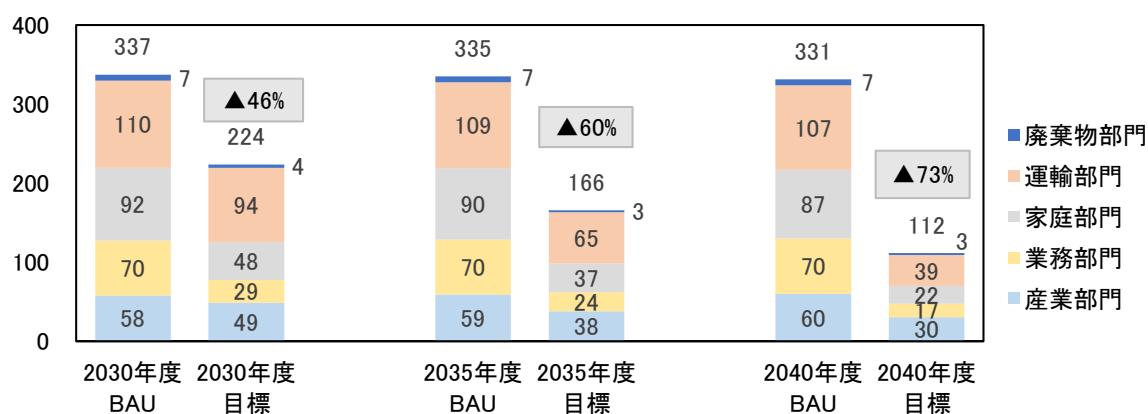
【部門別の排出削減の目標・目安】

単位:千t-CO2

	2013年度	2030年度		2035年度		2040年度	
	CO2排出量	CO2排出量	2013年度比	CO2排出量	2013年度比	CO2排出量	2013年度比
産業部門	75	49	-35%	38	-50%	30	-60%
業務部門	96	29	-70%	24	-75%	17	-82%
家庭部門	102	48	-53%	37	-64%	22	-78%
運輸部門	134	94	-30%	65	-52%	39	-71%
廃棄物部門	7	4	-43%	3	-57%	3	-57%
合計	414	224	-46% (削減目標値)	166	-60% (削減目標値)	112	-73% (削減目標値)

【部門別BAUからの排出削減の目標・目安】

排出量(千t-CO2)



5-9 電力の排出係数低減による削減効果

(1) 電力排出係数低減による羽島市の削減効果

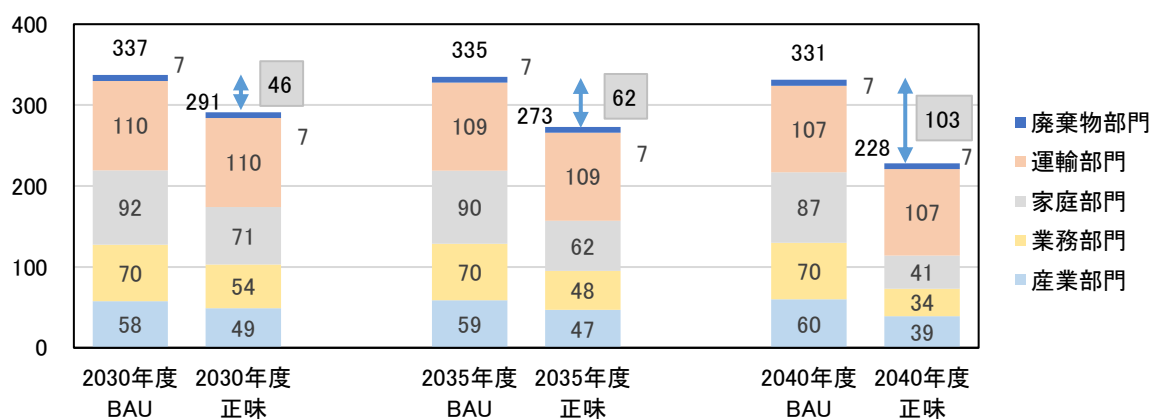
電力由来の二酸化炭素排出量は、電源構成のうち火力の割合が下がり、太陽光、再エネ、原子力等の割合が高まるにつれ、下がってきています。

本市では、中部電力ミライズ株式会社の電力排出係数の低減と国が想定する電力排出係数を踏まえ、電力由来の二酸化炭素排出量が高い産業部門、業務部門、家庭部門について、2022年度の電力由来比率（排出量のうち電気の使用による排出量の割合）の実績値をあてはめ、排出係数低減による削減効果を算出しました。

BAUから2030年度は46千t-CO₂、2035年度は62千t-CO₂、2040年度は103千t-CO₂の削減効果が見込まれます。

【部門別BAUと電力排出係数低減による削減効果】

排出量(千t-CO₂)



※「正味」とあるのは、BAUから電力排出係数低減による削減分を差し引いた排出量。

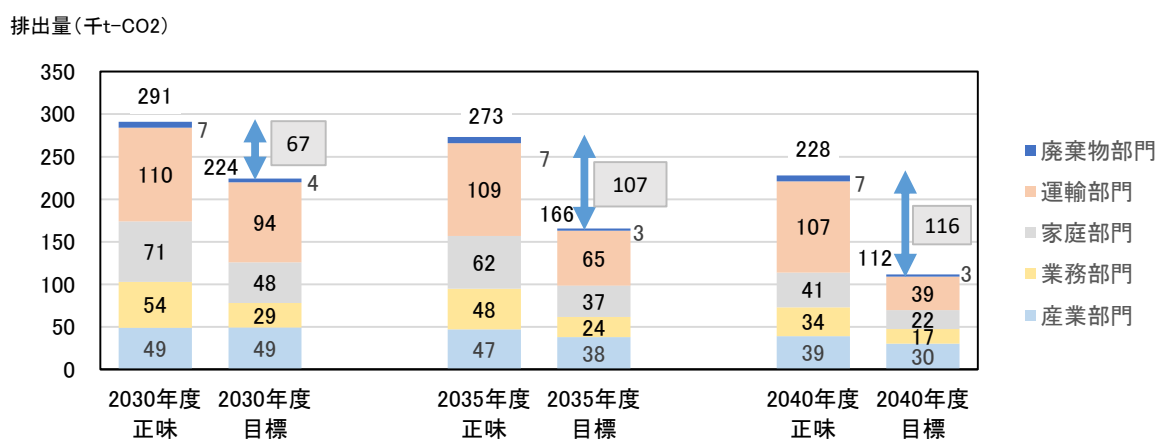
5-10 温室効果ガス削減シナリオ

(1) 電力排出係数低減後の排出量と目標排出量

電力の排出係数低減による削減効果を除いて必要な二酸化炭素削減量は2030年度時点で67千t-CO₂、2035年度時点で107千t-CO₂、2040年度時点で116千t-CO₂となり、それぞれについて、削減策を講じることになります。

2030年度、2035年度、2040年度の温室効果ガス必要削減量（電力排出係数低減効果を除いた量）について部門別に概観すると、2030年度については業務部門と家庭部門、2035年度以降は運輸部門の量が多くなっています。

【電力排出係数低減後の排出量と目標排出量】



※「正味」とあるのは、BAUから電力排出係数低減による削減分を差し引いた排出量

【排出量目標達成のために必要な削減量】

単位: 千t-CO₂

	2030年度			2035年度			2040年度		
	電力効果後 排出量	排出量 目標	必要削減量	電力効果後 排出量	排出量 目標	必要削減量	電力効果後 排出量	排出量 目標	必要削減量
産業部門	49	49	0	47	38	9	39	30	9
業務部門	54	29	25	48	24	24	34	17	17
家庭部門	71	48	23	62	37	25	41	22	19
運輸部門	110	94	16	109	65	44	107	39	68
廃棄物部門	7	4	3	7	3	4	7	3	4
合計	291	224	67	273	166	107	228	112	116

(2) 2030年度に向けた省エネルギー等、国等との連携による 温室効果ガス削減シナリオ

前回計画では、個別の省エネルギー施策について国全体の削減量見込みを本市の事業所数や新築住宅数等の指標で按分して算出しており、2019年度から2030年度までに62千t-CO₂の削減効果を見込んでいました。本計画の推計は2022年度を現状年度とし、以降の推計を行っているため、2030（令和12）年度までの削減量を40千t-CO₂としています。

【国等と連携して進める省エネルギー対策等による削減見込み】

単位：千t-CO₂

部門	項目名	【前回計画】 2019年度から 2030年度まで の削減量	【本計画】 2023年度から 2030年度まで の削減量
産業	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	7	5
	業種間連携省エネの取組推進		
	燃料転換の推進		
	FEMS※を利用した徹底的なエネルギー管理の実施		
業務その他	建築物の省エネ化、高効率な省エネルギー機器の普及	11	7
	トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上		
	BEMS※の活用、省エネ診断等による業務部門における徹底的なエネルギー管理の実施		
	エネルギーの面的利用の拡大		
	ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の低炭素化		
	上下水道における省エネ・再エネ導入		
	国の率先的取組		
	脱炭素型ライフスタイルへの転換		
家庭	住宅の省エネ化	13	8
	高効率な省エネルギー機器の普及		
	トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上		
	HEMS※・スマートメーターを利用した徹底的なエネルギー管理の実施		
	脱炭素型ライフスタイルへの転換		
運輸	次世代自動車の普及、燃費改善	30	19
	道路交通流対策		
	環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化		
	公共交通機関及び自転車の利用促進		
	鉄道分野の省エネ化		
	船舶分野の省エネ化		
	航空分野の低炭素化		
	トラック輸送の効率化、共同輸配送の推進		
	海運グリーン化総合対策、鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進		
	港湾における取組		
	各省連携施策の計画的な推進(運輸部門)		
	脱炭素型ライフスタイルへの転換		
横断的施策	国民運動の推進	1	1
合計		62	40

※HEMS（ヘムス）・BEMS（ベムス）・FEMS（フェムス）

HEMS（Home Energy Management System、家庭のエネルギー管理システム）は、家電製品や給湯機器をネットワーク化し、制御機能と表示機能を持つシステム。家庭の省エネルギーを促進するツールとして期待されている。

BEMS（Building Energy Management System）はオフィスビル等におけるエネルギー管理システム。

FEMS（Factory Energy Management System）は工場におけるエネルギー管理システム。

(3) 本市独自の取組みによる削減見込み

①本市の削減見込み

電力の排出係数低減による削減効果を除いて必要な二酸化炭素削減量は2030年度時点で67千t-CO₂で、今後2030年度までに省エネ効果によって40千t-CO₂の削減が見込まれることから、残る27千t-CO₂について、再生エネルギーの創出等、本市独自の取組みで対応する必要があります。

本市では、独自の取組みとして、廃棄物の減量化と再生可能エネルギーの導入を掲げており、廃棄物の減量化（ごみ発電等含む）で3千t-CO₂、再生可能エネルギーの導入で24千t-CO₂、合わせて27千t-CO₂の削減を図ります。

【本市独自の取組みによる削減見込み】

施策等	削減見込み(千 t-CO ₂)
	2030(令和12)年度
廃棄物の減量化	3
再生可能エネルギーの導入	24
合計(本市独自の取組みによる削減)	27

【2030（令和12）年度の排出量及び削減量見込み】

単位:千 t-CO₂

	2030(令和12)年度
①現状趨勢ケース(BAU)	337
②電力排出係数の低減による削減	46
③省エネ等、国との連携による削減	40
④本市独自の取組みによる削減	27
⑤削減量の合計⑤(②+③+④)	113
見込み排出量(BAU①-削減量の合計⑤)	224
基準年度比(2013年度比)	54%(46%減)

②再生可能エネルギーの導入

環境省の再生可能エネルギー情報システム（REPOS）によれば、本市の太陽光発電の導入ポテンシャル※は設備容量で約35万kW、年間発電電力量は約48万MWh/年となります。電力排出係数0.30で算出すると、145千t-CO₂に該当します。2030年度については、再生可能エネルギーの導入目標を24千t-CO₂としていますので、ポテンシャルの17%程度を具現化できれば、目標に到達できることになります。

公共部門については、国が率先して、2030年に設置可能な建築物等の約50%、2040年に設置可能な建築物等の100%に太陽光発電設備を設置することを目指すとしており、こうした指標を参考に目標設定することができます。

また、国は住宅用太陽光発電については、2050年において設置が合理的な住宅・建築物には太陽光発電設備が設置されていることが一般的となることを目指しており、2030年においては新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が設置されることを目指としています。

さらに、国はペロブスカイト太陽電池※等、次世代型太陽電池の早期社会実装を目指し、2040年には約20GWの導入を目標ととしていますので、長期的には有望な太陽光発電設備と期待されます。

【羽島市の太陽光発電の導入ポテンシャル】

	設備容量 (kW)	年間発電電力量 (MWh/年)	×電力排出係数 (0.433) 千t-CO ₂	×電力排出係数 (0.30) 千t-CO ₂
太陽光(建物系)	292,587	405,253	175.5	121.6
太陽光(土地系)	56,733	78,281	33.9	23.5
合計	349,320	483,534	209.4	145.1

資料：環境省 再生可能エネルギー情報システム（REPOS）から作成

※太陽光発電の導入ポテンシャル

太陽光発電を導入できる潜在的な可能性を意味する。具体的には、土地の広さや日射量、地形、法規制、経済性等を考慮し、太陽光発電システムを設置できる場所や発電量を推定したもの。

※ペロブスカイト太陽電池

光を電気に変える素材に「ペロブスカイト」という特別な結晶を用いた次世代の太陽電池。従来のシリコン太陽電池に比べ、軽く薄く、柔軟性もあるため、設置場所の自由度が高いという特徴がある。また、製造コストも比較的低いとされていることから、次世代の再生可能エネルギー源として注目されている。

5-11 2050年度ゼロに向けた2035年度、2040年度の見通し

2030年度以降の長期的な全体の削減目標については、2025年2月に閣議決定された国の地球温暖化対策計画に沿ったものとし、今後は、継続的にフォローアップする必要があります。

また、2040年度の排出量と電力排出係数については、今後の技術動向等によって、削減見通しや施策内容が大きく変更される可能性もあります。

【電力排出係数低減後の排出量と目標排出量】

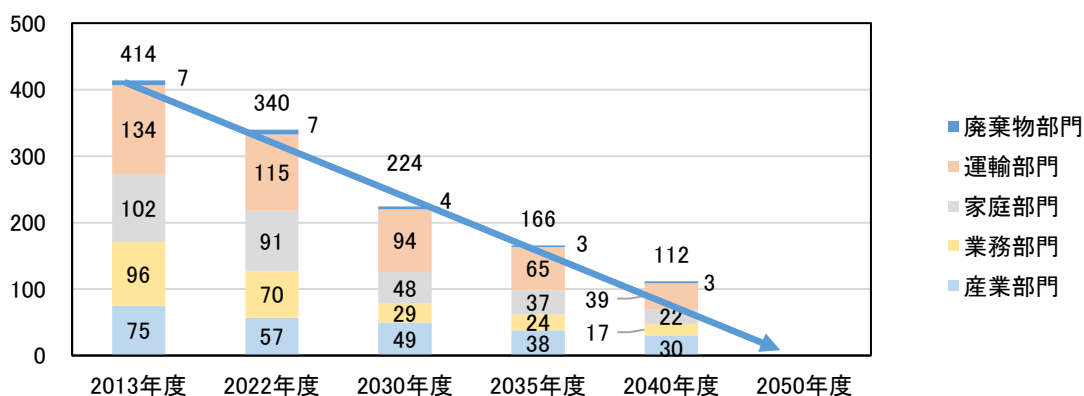
単位:千t-CO₂

	2013年度	2030年度		2035年度		2040年度	
	CO ₂ 排出量	CO ₂ 排出量	2013年度比	CO ₂ 排出量	2013年度比	CO ₂ 排出量	2013年度比
産業部門	75	49	-35%	38	-50%	30	-60%
業務部門	96	29	-70%	24	-75%	17	-82%
家庭部門	102	48	-53%	37	-64%	22	-78%
運輸部門	134	94	-30%	65	-52%	39	-71%
廃棄物部門	7	4	-43%	3	-57%	3	-57%
合計	414	224	-46% (削減目標値)	166	-60% (削減目標値)	112	-73% (削減目標値)

※各数値については、端数処理の関係から合計等と一致しない場合があります。

【2050排出量ゼロに向けたロードマップ】

排出量(千t-CO₂)



5-12 施策目標（二酸化炭素排出量削減に向けた取組み（緩和策））

本市では、地球温暖化に対する緩和策である二酸化炭素排出量の削減目標達成のため、自然的社会的条件に応じた実現可能な施策として、「省エネルギー対策の推進」、「再生可能エネルギーの利用促進」、「温暖化対策の普及啓発・協働」、「多様な手法を用いた地球温暖化対策の推進」、「低炭素な交通ネットワークの形成」の5つの基本目標を設定しています。

5つの基本目標についてそれぞれ施策を作成し、市民、事業者、行政の具体的な取組み内容について整理しています。これらを地域の事業者・市民との協力・連携の確保に留意しつつ、公共施設等の総合管理やまちづくりの推進と合わせて、再生可能エネルギー等の最大限の導入・活用とともに、徹底した省エネルギーの推進を図り、二酸化炭素排出量削減に取り組んでいきます。

【二酸化炭素排出量削減に関する施策】

基本目標	主な施策	市民	事業者	行政
1 省エネルギー対策の推進	省エネルギー機器・設備の導入	○	○	○
	建物の脱炭素化	○	○	○
	ライフスタイル・ビジネススタイルの見直し	○	○	○
	省エネルギー商品の選択(デコ活)の普及啓発	○	○	○
	街灯等のLED化の推進			○
	農産物の地産地消	○	○	○
2 再生可能エネルギーの利用促進	太陽光発電等再生可能エネルギーの導入促進	○	○	○
	公共施設への太陽光発電導入			○
	公共施設への太陽光発電導入の検討			○
3 地球温暖化対策に対する意識向上	地球温暖化対策に関する情報提供			○
	他自治体・事業者等との情報共有及び連携の推進			○
	クーリングシェルターの設置・利用	○	○	○
	環境学習・環境教育への積極的な実施及び参加	○	○	○
4 多様な手法を用いた地球温暖化対策の推進	5R運動の推進	○	○	○
	プラスチックごみの削減	○	○	○
	3きり運動の推進	○		○
	身近な緑化の推進	○	○	○
	環境保全型農業(環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業)の推進		○	○
5 低炭素な交通ネットワークの形成	公共交通機関の活用等	○	○	○
	次世代自動車の導入	○	○	○
	エコドライブの実践	○	○	○

5-13 基本目標

基本目標1 省エネルギー対策の推進

省エネルギー対策には、小さな取組みであっても、できるだけ多くの人が、継続して無理のない範囲で省エネルギー行動に取り組む必要があります。

そのため、市が率先して省エネルギーに配慮した行動を行うとともに、多くの人や事業者に実施可能な節電やクールビズ等を推進し、脱炭素型のライフ・ビジネススタイルへの見直しを促すことで、市全体で省エネルギー対策の拡充を図ります。

【関連する主なSDGsの目標】



【市民の取組み】

施策	具体的な内容
省エネルギー機器の導入	・家電製品等の更新時には、省エネルギー性能の高い機器への交換を進めます。
住宅建物の脱炭素化	・住宅を新築・改築する時は、ネット・ゼロ・エネルギー住宅(ZEH※)を導入し、省エネルギー化を図ります。また、住宅のエネルギー管理システム(HEMS)を導入し、消費電力の可視化・低減を進めます。
ライフスタイルの見直し	・日常生活における節電の実施や、クールビズ・ウォームビズの実施により、消費電力を抑えます。
農畜産物の地産地消	・地元農畜産物を積極的に購入し、輸送に係る二酸化炭素排出量を抑えます。

※ZEH(ゼッチ)

Net Zero Energy House (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) の略で、断熱性能を高め省エネ機器を導入してエネルギー消費を減らし(省エネ)、太陽光発電などでエネルギーを創り(創エネ)、年間のエネルギー収支を実質ゼロ以下にする住宅を指す。

【事業者の取組み】

施策	具体的な内容
省エネルギー設備の導入	・LED 照明、高効率給湯器等の省エネルギー設備の導入を進めます。
事業所建物の脱炭素化	・事業所のネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB※)を導入し、省エネルギー化を図ります。また、デマンド監視システムや建築物のエネルギー管理システム(BEMS)を導入し、消費電力の可視化・低減を進めます。
ビジネススタイルの見直し	・業務時間内における節電の実施や、クールビズ・ウォームビズの実施等により、消費電力を抑えます。
施策	具体的な内容
省エネルギー商品の選択(クールチョイス)の普及啓発	・各種の省エネルギー製品やエコマーク製品を扱う設備販売事業者は、消費者等への情報提供、導入支援等の普及啓発に努めます。

※ZEB(ゼブ)

Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)」の略で、快適な室内環境を保ちながら、建物が消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指す建物を指す。

【行政の取組み】

施策	具体的な内容
省エネルギー機器・設備の導入	・LED 照明等の省エネルギー設備の導入やエコマーク製品の積極購入を進めます。また、住宅用蓄電池やエネファーム等の省エネルギー機器の導入支援や普及啓発を行います。
建物の脱炭素化	・住宅のZEH化、事業所のZEB化、公共施設のZEB化の普及啓発に努めます。
ライフスタイル・ビジネススタイルの見直し	・「羽島市環境管理マニュアル」に基づきISO14001に準じた、公共施設等における節電の実施や、市民等へのクールビズ・ウォームビズの普及啓発に努めます。
省エネルギー商品の選択(デコ活)の普及啓発	・家電・設備・施設等の更新時に省エネルギー性能の高い機器を選ぶよう働きかけを促進するとともに、岐阜県内の省エネルギー製品等に関する事業について、周知啓発を行います。また、各種の省エネルギー製品やエコマーク製品を扱う設備販売事業者・消費者等への普及啓発に努めます。
街灯等の LED 化の推進	・LED 製街灯等の積極的な採用を推奨し、街灯等による消費電力を抑えます。
農畜産物の地産地消	・羽島市の地場産品の周知啓発を進めることにより、地元農畜産物の購入促進を行い、輸送に係る二酸化炭素排出量を抑制します。

基本目標２ 再生可能エネルギーの利用促進

本市の現存地域資源を最大限に活用しつつ、市民や地域の事業者等とも積極的に連携し、再生可能エネルギーの導入・利用を促進します。エネルギーの地産地消を促すことにより、二酸化炭素を排出する化石燃料由来のエネルギーから再生可能エネルギーへのシフトを拡充します。

【関連する主なSDGsの目標】



【市民の取組み】

施策	具体的な内容
太陽光発電等再生可能エネルギーの導入	・住宅の屋上や屋根を活用し、太陽光発電等の導入を進めます。 ・再生可能エネルギー由来の電力へ切替を進めます。

【事業者の取組み】

施策	具体的な内容
太陽光発電等再生可能エネルギーの導入	・事業所の屋上や屋根、遊休地等を活用し、太陽光発電等の導入を進めます。 ・再生可能エネルギー由来の電力へ切替を進めます。

【行政の取組み】

施策	具体的な内容
太陽光発電等再生可能エネルギーの導入促進	・公共施設の屋上や屋根、遊休地等を活用し、太陽光発電等の導入を進めます。また、市民等への再生可能エネルギーの導入支援や普及啓発を行います。
公共施設への太陽光発電導入	・太陽光発電設備を導入した公共施設において、発電した電力を使用し、買電力量を削減するとともに、保守点検等を通して維持管理に努め、引き続き再生可能エネルギー利用促進を図ります。
公共施設への太陽光発電導入の検討	・公共施設への太陽光発電設備導入調査結果を参考に、太陽光発電の導入を検討します。

基本目標3 地球温暖化対策に対する意識向上

地球温暖化の進行を抑制し、持続可能な社会の実現を図るためには、一人ひとりが地球温暖化問題を自分ごととして捉え、日常生活や業務活動の中で行動を見直していくことが重要です。

また、一人ひとりのその行動が多くの人へと広がっていくためには、市民・事業者・行政が一体となって意識を高め、環境に配慮した行動や製品・サービスを選択することが必要です。

環境への取組みに対する理解を深めるため、環境教育や情報提供、体制の構築等を推進し、地球温暖化対策に対する意識の向上に取組みます。

【関連する主なSDGsの目標】



【市民の取組み】

施策	具体的な内容
環境学習・環境教育への積極的な参加	・環境学習やイベント等、環境問題を学べる場に積極的に参加します。
環境に配慮した行動の実践	・日常生活の中で、環境に配慮した行動や製品・サービスの選択等、自分ができる行動を実践します。
クーリングシェルトーの利用	・公共施設・商業施設等にあるクーリングシェルトーを利用し、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止します。

【事業者の取組み】

施策	具体的な内容
環境学習・環境教育への積極的な参加	・従業員への環境教育を実施します。また、環境学習イベント等を実施する機会の提供に協力します。
環境に配慮した行動の実践	・業務の中で、環境に配慮した行動や製品・サービスの選択等、事業者ができる行動を実践します。
クーリングシェルトーの設置・利用促進	・商業施設等におけるクーリングシェルトーの指定に協力し、利用を呼びかけます。

【行政の取組み】

施策	具体的な内容
環境学習・環境教育への積極的な実施及び参加	・児童版「羽島市の環境」を活用して、地球温暖化対策に関する環境学習を実施します。 ・地球温暖化に関する出前講座を実施します。また、市内のイベント等に地球温暖化対策の資料展示等を行い、普及啓発を促進します。 ・公共施設等における、環境に配慮した行動や製品・サービスの選択等、各施設ができる行動を実践します。 ・取組みの基礎的な考え方となる「持続可能な開発目標（SDGs）」をはじめ、環境に配慮した行動や製品・サービスの選択等について、普及啓発を進めます。
地球温暖化対策に関する情報提供	・地球温暖化対策の知識やノウハウについて、情報収集を行うとともに、市民等への情報提供を行います。 ・市内の二酸化炭素排出量を毎年算定・公表します。
他自治体・事業者等との情報共有及び連携の推進	・二酸化炭素排出量の削減対策を効果的・効率的に進めていくため、県や周辺自治体、事業者、関係機関・団体との情報共有・連携を図ります。
クーリングシエルトの設置・利用	・公共施設等をクーリングシエルトに指定し、利用を呼びかけます。

基本目標4 多様な手法を用いた地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策の取組みは、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入だけでなく、身近なごみの削減や緑化の推進においても、効果を発揮します。

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済の在り方を見直し、廃棄物の発生抑制と適正な資源循環を促すことにより、循環型社会を形成することで天然資源やエネルギー消費の抑制を図ります。

【関連する主なSDGsの目標】



【市民の取組み】

施策	具体的な内容
5R 運動の推進	・家庭から出るごみの分別を徹底し、ごみの減量・資源化に努めます。不要なものでまだ使えるものを人に譲る等して再使用に努めます。リサイクル製品を積極的に選びます。
プラスチックごみの削減	・マイバックを持参・使用し、レジ袋や過剰包装の削減に努めます。
3きり運動の推進	・3きり運動(水きり・使いきり・食べきり)を実践し、ごみの減量・食品ロスの削減に努めます。
身近な緑化の推進	・住宅等で、緑のカーテン、壁面緑化、生垣、庭木の植栽等の緑化を進めます。

【事業者の取組み】

施策	具体的な内容
5R運動の推進	・事業所から出るごみの減量・資源化に努めます。
プラスチックごみの削減	・簡易包装やリユース可能な容器による商品の提案に努めます。
身近な緑化の推進	・事業所等で、緑のカーテン、壁面緑化、生垣、庭木の植栽等の緑化を進めます。
環境保全型農業(環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業)の推進	・環境保全型農業の実践及び普及の推進により、メタン、一酸化二窒素等を削減します。

【行政の取組み】

施策	具体的な内容
5R 運動を推進	・地球温暖化対策の一環として、ごみの減量・資源化につながる5R運動を推進します。 ・継続して5R運動を推進するため、リユースサイト「おいくら」の周知啓発を促進します。
プラスチックごみの削減	・プラスチックごみの削減に向けた周知・啓発活動を行います。 ・「その他プラスチック」の再商品化や適正処理を引き続き推進します。
3 きり運動の推進	・3きり運動(水きり・使いきり・食べきり)の普及啓発を行い、ごみの減量・食品ロスの削減に努めます。
身近な緑化の推進	・公共施設等で、緑のカーテン、壁面緑化、生垣、庭木の植栽等の緑化を進めます。
環境保全型農業(環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業)の推進	・環境保全型農業の普及・推進により、メタン、一酸化二窒素等を削減します。

基本目標5 低炭素な交通ネットワークの形成

本市の二酸化炭素排出量をみると、部門別の運輸部門が多くなっています。このため、施策を講じることによる削減効果は大きくなることが想定されることから、低炭素な交通ネットワークの形成を目標に掲げています。

次世代自動車の普及促進に加え、自動車利用から、二酸化炭素排出量がより少ない公共交通機関等への移行を促進するため、公共交通機関に関する情報の提供や利便性の向上等、利用しやすい環境づくりを進めます。

【関連する主なSDGsの目標】



【市民の取組み】

施策	具体的な内容
次世代自動車の導入	・自動車を購入する際は、電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド車(PHV)等の次世代自動車の導入を検討します。
エコドライブの実践	・自動車をを使う時は、燃費に良い運転(エコドライブ)を心がけます。
公共交通機関の活用等	・公共交通機関を積極的に利用します。 ・近い場所は、自転車や徒歩で移動します。

【事業者の取組み】

施策	具体的な内容
次世代自動車の導入	・社用車を購入する際は、電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド車(PHV)等の次世代自動車の導入を検討します。
エコドライブの実践	・自動車をを使う時は、燃費に良い運転(エコドライブ)を心がけます。
公共交通機関の活用等	・公共交通機関を積極的に利用します。 ・近い場所は、自転車や徒歩で移動します。

【行政の取組み】

施策	具体的な内容
次世代自動車の導入	・次世代自動車の普及促進のため、急速充電スタンドや水素ステーション等の整備を促進します。 ・公用車における電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド車(PHV)等の次世代自動車の導入については、保有台数の見直し等、必要性を考慮し、検討します。
エコドライブの普及啓発	・燃費の良い運転(エコドライブ)の普及啓発を進めます。
公共交通機関の活用等	・羽島市地域公共交通計画に基づく事業実施により、誰もが安心・安全、快適に移動できる地域公共交通体系の構築に努めます。 ・公共交通機関の積極利用を呼びかけるとともに、コミュニティバスを利用しやすい路線・ダイヤに見直します。

5-14 気候変動に対する適応策

(1) 気候変動による影響の評価

気候の変動による影響について、国の気候変動影響評価報告書（環境省 令和2年12月）では、「農業・林業・水産業」、「水環境・水資源」、「自然生態系」、「自然災害・沿岸域」、「健康」、「産業・経済活動」、「国民生活・都市生活」の7つの分野における、「重大性」、「緊急性」、「確信度」について、科学的知見に基づく専門家判断（エキスパート・ジャッジ）により評価しています。

報告書の結果から、本市で考えられる気候変動の影響について抽出し、適応策を設定しました。

選定条件としては、「重大性」、「緊急性」、「確信度」において、「特に重大な影響が認められる」または「高い」と評価され、かつ本市に存在する項目を記載しています。

※評価区分

【重大性】○：特に重大な影響が認められる ◇：影響が認められる

【緊急性】○：高い △：中程度 □：低い

【確信度】○：高い △：中程度 □：低い

【本市で考えられる気候変動の影響】

分野	大項目	小項目	国の評価		
			重大性	緊急性	確信度
農業・林業・水産業	①農業	水稻	○	○	○
		野菜等	◇	○	△
		果樹	○	○	○
		麦・大豆・飼料作物等	○	△	△
		畜産	○	○	△
		病虫害・雑草・動物感染症	○	○	○
		農業生産基盤	○	○	○
		食料需給	◇	△	○
水環境・水資源	①水資源	水供給(地表水)	○	○	○
		水供給(地下水)	○	△	△

【本市で考えられる気候変動の影響】

分野	大項目	小項目	国の評価		
			重大性	緊急性	確信度
自然生態系	①陸域生態系	里地・里山生態系	◇	○	□
		野生鳥獣の影響	○	○	□
		物質収支	○	△	△
	②淡水生態系	池沼	○	△	□
		河川	○	△	□
	③その他	生物季節	◇	○	○
		分布・個体群の変動	○	○	○/△※1
	④生態系サービス	流域の栄養塩・懸濁物質の保持機能等	○	△	□
		自然生態系と関連するレクリエーション機能等	○	△	□
自然災害・沿岸域	①河川	洪水	○	○	○
		内水	○	○	○
	②その他	強風等	○	○	△
健康	①暑熱	死亡リスク等	○	○	○
		熱中症等	○	○	○
	②感染症	節足動物媒介感染症	○	○	△
	③その他	脆弱性が高い集団への影響(高齢者・小児・基礎疾患有症者等)	○	○	△
産業・経済活動	①食品製造業	－	○	△	△
	②金融・保険	－	○	△	△
	③観光業	レジャー	◇	△	○
		自然資源を活用したレジャー業	○	△	○
	④建設業	－	○	○	□
市民生活・都市生活	①都市インフラ・ライフライン等	水道、交通等	○	○	○
	②文化・歴史等を感じる暮らし	生物季節・伝統行事、地場産業等	◇	○	○/△※2
	③その他	暑熱による生活への影響等	○	○	○

※1 「③その他」の「分布・個体群の変動」の「確信度」は在来生物が○、外来生物が△となります。

※2 「②文化・歴史等を感じる暮らし」の「生物季節・伝統行事・地場産業等」の「確信度」は生物季節が○、伝統行事、地場産業が△となります。

資料：気候変動影響評価報告書（環境庁）

(2) 分野別の適応策

本市で考えられる気候変動の影響を踏まえ、各分野の適応策として、以下に示す施策について推進します。

【気候変動の影響に対する適応策(市が行う施策)】

分野	大項目
農業	・高温、多雨等に対応した耕作地の管理、高温や病気に強い品種の普及 ・ハウスにおける高温等に対応した管理、台風等の災害に強い耐候性ハウスの普及 ・畜舎の暑熱対策の普及 ・病虫害の発生情報、防除情報の発信
水環境・水資源	・速やかに河川や池沼での水質悪化を把握するため、定期的な水質モニタリングの実施 ・国、県、利水者、企業、住民等による各主体との渇水リスク情報を共有し、対応策の検討
自然生態系	・気候変動による生物への影響についての情報収集 ・生物季節や生息分布域の変化についての情報収集
自然災害	・市ホームページへの防災情報の掲載による普及・啓発 ・災害ハザードマップを適切に更新し、全戸配布や市ホームページへの掲載・普及啓発等 ・災害廃棄物の迅速な処理に向けた、「羽島市災害廃棄物処理計画」の策定、計画に基づいた対応 ・地域防災訓練の実施 ・災害時における複数の情報伝達手段の確保(防災無線、携帯メール、フリーダイヤルのテレホンサービス、SNS) ・防災拠点の強化(新庁舎における防災拠点機能の強化、資材、備蓄食料の計画的更新)
健康	・熱中症予防知識の普及・啓発 ・市の施設におけるエアコンの充実 ・クーリングシエルトの指定 ・感染症を媒介する昆虫類についての情報提供 ・食中毒についての情報提供 ・光化学オキシダントの発生状況の速やかな情報提供
産業・経済活動	・気候変動が産業・経済活動に及ぼす影響についての情報収集
市民生活・都市生活	・気候変動が季節行事に与える影響についての情報収集

第6章 計画の推進

6-1 計画の推進体制

(1) 市民・事業者及び市の連携・協力による計画の推進

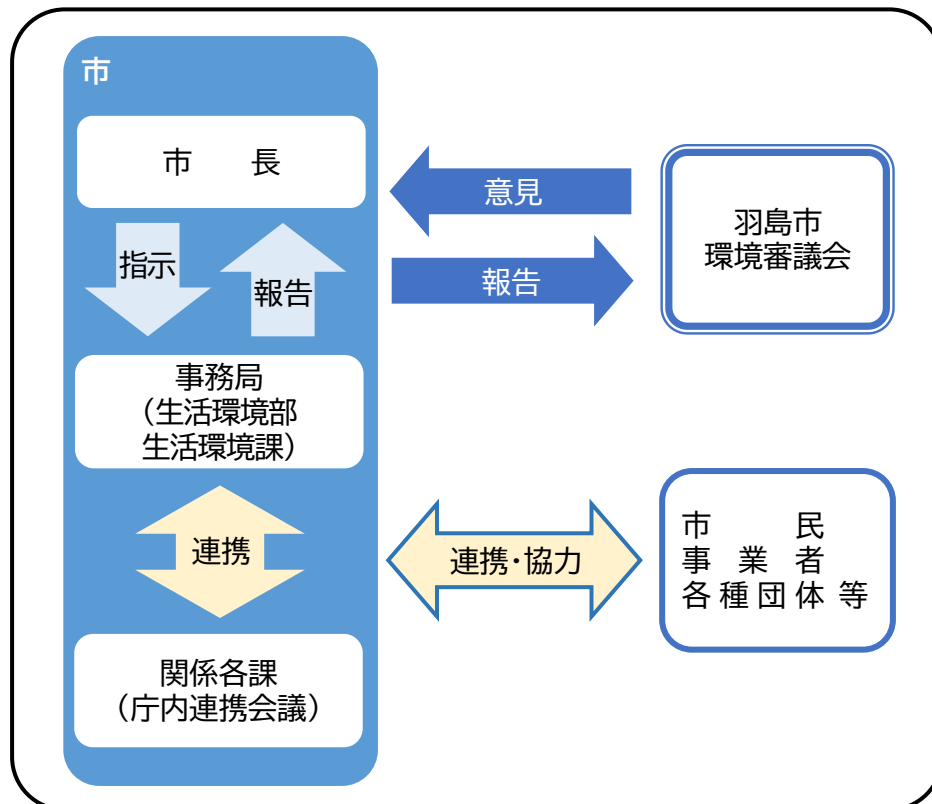
本計画を推進するため、事業を推進する市をはじめ、これに連携する市民・事業者及び各種団体等とともに、事業を協働して推進します。

本市においては、市長のもと、生活環境部生活環境課が事務局となり、庁内関係各課の横断的な調整を行い、多様な事業を全庁が連携して推進します。

(2) 環境審議会における総合的・包括的な計画管理

本計画は、学識経験者・市民・関係団体及び行政等から構成される「羽島市環境審議会」において、総合的・包括的な視点で計画の進行管理等を行います。

【計画の推進体制】

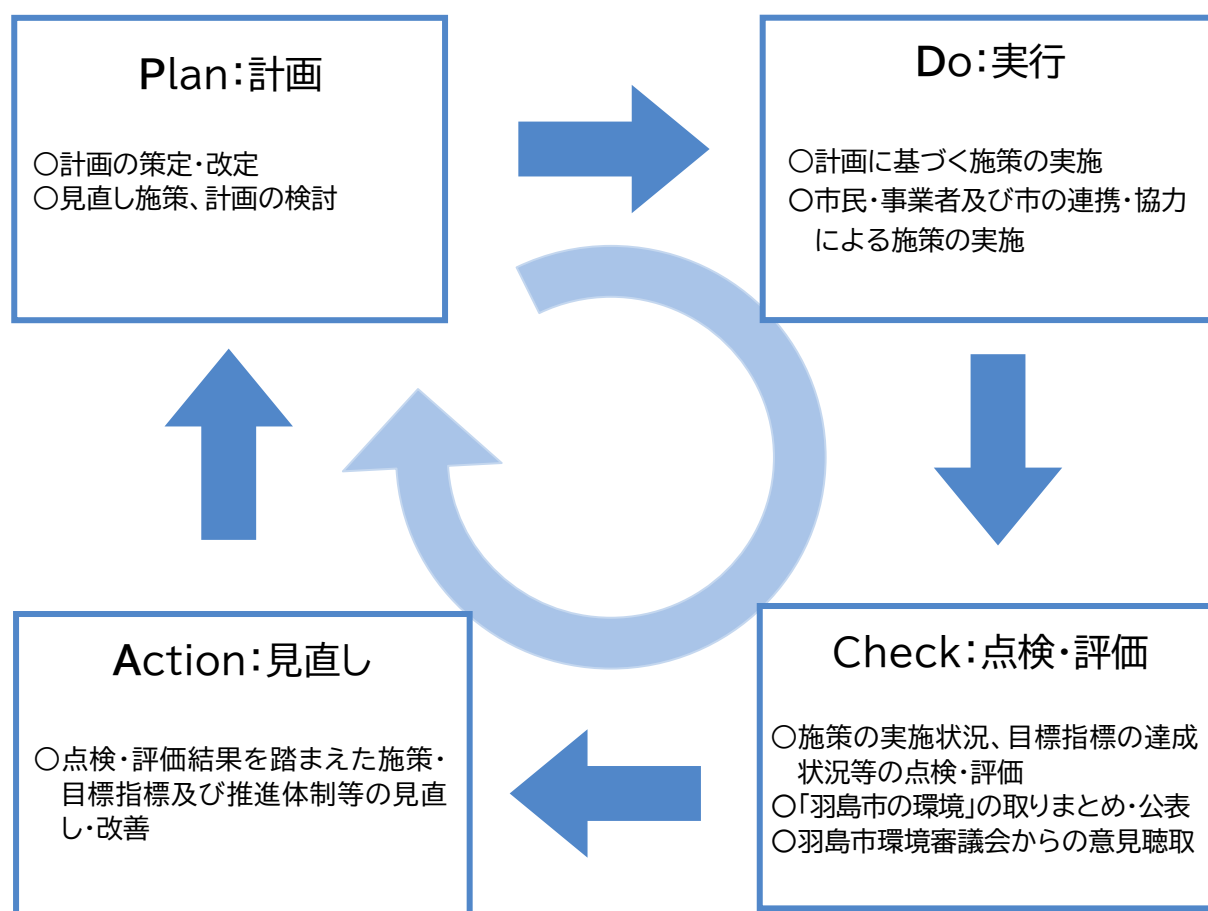


6-2 計画の進行管理

本計画に位置付けた環境施策の取組みを総合的に推進し、計画の実効性を高めるためには、「計画（Plan）」・「実行（Do）」・「点検・評価（Check）」・「見直し（Action）」のPDCAサイクル手法※により、環境施策の実施状況や目標指標の達成状況を継続的に点検・評価及び見直しを行いながら推進します。

環境施策や目標指標等は、「羽島市環境審議会」において、総合的・包括的に点検・評価することとします。

また、その結果を「羽島市の環境」に取りまとめ、市ホームページ等において公表することとします。



※PDCA サイクル手法

Plan(計画)・Do(実行)・Check(点検・評価)・Action(見直し)を繰り返すことによって、生産管理や品質管理等の管理業務を継続的に改善していく手法。

資料編

羽島市環境基本条例

平成31年3月20日

条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、豊かで快適な環境の保全及び創出（以下「環境の保全及び創出」という。）について基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創出に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創出は、市民が健康で文化的な生活を営むために環境と共生し、豊かで快適な環境を適切に保全し、さらに向上させ、この環境の恵みを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創出は、全ての者が可能な限り環境に優しい行動に取り組むことにより、環境への負荷が少ない持続的に発展することが可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。

3 環境の保全及び創出は、市、市民及び事業者がそれぞれの責務を認識し、相互に協力して行われなければならない。

4 地球環境の保全は、私たちの日々の生活が地球環境に密接に関わっていることに鑑み、全ての日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創出に関し、市の区域の自然的社会的条件に応じた総合かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、自ら行う事業の実施に当たって、環境への負荷の低減に努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創出に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創出に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、発生する廃棄物を適正に処理し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工、販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創出に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創出に関する施策に協力する責務を有する。

(各主体の協働)

第7条 市、市民及び事業者は、基本理念にのっとり、前3条に定めるそれぞれの責務を果たすため、互いの立場を尊重し、必要に応じて協働するように努めなければならない。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、羽島市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民及び事業者（以下「市民等」という。）の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第17条に規定する羽島市環境審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策と環境基本計画との整合)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

(年次報告)

第10条 市長は、市の環境の状況及び環境基本計画に基づき実施した施策の状況について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(環境教育等の推進)

第11条 市は、市民等が環境の保全及び創出についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創出に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創出に関する教育及び学習の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

第12条 市は、市民等が自発的に行う環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創出に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境に関する情報の提供)

第13条 市は、環境の保全及び創出に関する教育及び学習の推進並びに自発的な活動の促進に資するため、環境の保全及び創出に関する情報を適切に提供するように努めるものとする。

(推進体制等の整備)

第14条 市は、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創出に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創出に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第15条 市は、環境の保全及び創出に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第16条 市は、環境の保全及び創出を図るため広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(審議会の設置等)

第17条 市は、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、羽島市環境審議会（以下「審議会」という。）を置くものとする。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境の保全及び創出の基本的事項及び重要事項に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創出に関し、必要と認められる事項に関すること。

3 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 事業者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市民公募による者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

4 委員の任期は2年とし、再任を防げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

羽島市環境審議会運営要綱

平成31年3月27日
告示第52号

(趣旨)

第1条 この要綱は、羽島市環境基本条例（平成31年羽島市条例第10号）第18条の規定に基づき、羽島市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後最初の審議会は、市長が招集する。

2 審議会の議長は、会長をもって充てる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、生活環境部生活環境課において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日告示第57号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

羽島市環境審議会委員名簿

令和7年7月1日現在

氏 名	役 職	備考
あおき 青木 きの	公募	
いかわ ゆきえ 井川 幸恵	羽島市保育会 理事	
いまいだ あきひろ 今井田 明弘	羽島市小中学校長会 会長	
いわさ たつお 岩佐 達男	羽島市自治委員会 理事	副会長
おおはし としまさ 大橋 利正	羽島市コミュニティセンター協議会長会 会長	
たかはし としゆき 高橋 利行	池田町教育長 前岐阜協立大学 副学長	会長
つばい ひさのり 坪井 久宣	岐阜県環境エネルギー生活部 岐阜地域環境室長	
とよし りゅうじ 豊吉 隆治	ぎふ農業協同組合 羽島グループ統括支店長	
ふわ なおこ 不破 直子	羽島市食生活改善連絡協議会 会長	
ほそ の みつあき 細野 光章	東海国立大学機構 岐阜大学高等研究院 教授	
みなたに りな 南谷 里奈	公募	
わたなべ けんじ 渡辺 憲治	羽島商工会議所 専務理事兼事務局長	

(氏名の五十音順・敬称略)

計画策定の経緯

日程		事項	概要
令和7年	8月26日	令和7年度第1回 羽島市環境審議会	●羽島市環境基本計画(改)の策定について ●策定スケジュールについて ●羽島市環境基本計画(改)の骨子案について
	11月28日	令和7年度第2回 羽島市環境審議会	●羽島市環境基本計画(改)の素案について
令和8年	1月6日 ～2月5日	パブリックコメント 実施	●羽島市環境基本計画(改)(案)に関する パブリックコメント (意見募集結果:●件(●人))
		令和7年度第3回 羽島市環境審議会	

羽島市環境基本計画

2026（令和 8）年 3 月

羽 島 市

〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町 55 番地

TEL：058-392-1111

生活環境部生活環境課